

附 録

日本自動車配給株式会社

設立年月日—昭和十七年七月  
所 在 地—東京都麹町區丸ノ内二ノ一八  
電話丸ノ内(23)四四〇一—四四一〇

一 定 款

第一章 總 則

第一條 本會社は日本自動車配給株式会社と稱す

第二條 本會社は自動車及自動車部分品の需給の圓滑及價格の公正を圖る爲左の事業を營むを以て目的とす

- 一 自動車及自動車部分品の買取販賣並に輸移出入
- 二 前號に關聯する事業に對する投資融資及債務の保證
- 三 前各號に掲ぐるものの外本會社の目的を達成するに必要なる事業

第三條 本會社の資本金は金壹千萬圓とす

第四條 本會社は本店を東京都、支店を名古屋市、出張所を大阪市に置く

第五條 本會社の公告すべき事項は官報に之を掲載す

第二章 株 式

第六條 本會社の株式は之を貳拾萬株とし一株の金額を五拾圓とし其の全額を一時に拂込むものとす

第七條 本會社の株式は記名式とし其の株券は壹株券、拾株券、五拾株券及百株券の四種とす

第八條 株主、質權者又は其の法定代理人若は代表者は本會社所定の様式に依り其の氏名、住所及印鑑を本會社に届出づべし其の變更ありたる時亦同じ

外國に居住する株主、質權者又は其の法定代理人若は代表者は豫め日本帝國領土内に於て催告其の他通知を受くべき假住所又は代理人を定め本會社に届け置くべし、其の變更ありたる時亦同じ

前二項の届出を怠りたる者は自己に對する催告其の他一切の通知の遅延又は不着を理由として本會社に對抗することを得ず

第九條 會社其の他の法人が本會社の株式を所有するときは其の代表者を定め本會社の株主名簿に之が記載を受くべし其の變更ありたる時亦同じ

第十條 本會社の株式は取締役會の承認を経るに非ざれば之を譲渡し又は質權者は信託の目的と爲すことを得ず株券の裏書に依る譲渡は之を禁ず

第十一條 株券の名義書換を爲さんとする者は本會社所定の書式に依り當事者連印の書面を作成し之に株券を添へ本會社に請求すべし

改氏名、相續の開始、遺贈、裁判の執行等に因りて株券の名義書換を爲さんとする者は戸籍吏の證明書其の他本會社の必要と認むる證據書類を添付することを要す

第十二條 株式の質權に關する登録又は信託の表示を爲さんとするときは本會社所定の請求書に株券を添へ請求すべし之が抹消を請求するとき亦同じ

第十三條 株券の汚穢毀損又は分合等の爲新株券の交付を

受けんとする者は本會社所定の請求書に其の株券を添へて差出すべし

第十四條 株主株券を喪失したるときは遅滞なく其の旨を本會社に届出づべし其の届出を爲さざりし爲生じたる名義書換に付ては本會社其の責に任ぜず

第十五條 株券を喪失したる爲新株券の交付を受けんとする者は本會社所定の請求書に除權判決を得たる事實を證するに足る書類を添へて差出すべし

第十六條 株券の名義書換手数料は株券一通に貳拾錢とし株券の引換其の他新券交付の手數料は新券一通に付壹圓とす株券の名義書換の請求と新券交付の請求とが競合したるときは各別に其の手數料を徴收す

第十七條 毎決算期の翌日より其の決算期に關する定時株主總會終了の日に至る迄株式の名義書換、質權の登録及其の抹消を停止す

前項の外必要あるときは公告を以て一定期間株式の名義書換、質權の登録及其の抹消を停止することを得

第三章 株 主 總 會

第十八條 定時株主總會は毎年二回四月及十月に之を招集



本會社必要ありと認めたるときは臨時株主總會を招集す  
總會の日時及場所は取締役會之を定む

第十九條 總會の議長は取締役社長之に當る取締役社長事  
故あるときは専務取締役之に當り専務取締役事故あると  
きは取締役中の一人之に當る

第二十條 總會の議長は株主として其の議決權を行使する  
ことを妨げず

第二十一條 株主は本會社の他の株主に委任して其の議決  
權を行ふことを得但し此の場合に於ては本會社に委任狀  
を提出することを要す

株式會社が株主たる場合に於ては其の代表取締役にあら  
ざる他の取締役を以て代理となすことを得他の法人が株  
主たる場合亦之に準ず

總會の決議に付特別の利害關係を有する者は受任者とし  
て他の株主の議決權を行ふことを得ず

第二十二條 株主總會の決議は法律に別段の定ある場合を  
除く外出席したる株主の議決權の過半數を以て之を爲し  
可否同數なるときは議長之を決す

第二十三條 總會の議事に付ては議事録を作ることと要す  
議事録には議事の經過の要領及其の結果を記載し議長並  
に出席したる取締役及監査役之に署名することを要す

第四章 役員  
第二十四條 本會社に左の役員を置く  
取締役 拾名以内  
監査役 參名以内

第二十五條 取締役及監査役は株主總會に於て之を選任す  
第二十六條 取締役の任期は參年監査役の任期は貳年とす  
但し任期中の最終の決算期に關する定時株主總會の終結  
に至る迄其の任期を伸長す

補缺又は増員に因りて就任したる者の任期は他の在任の  
取締役又は監査役の任期終了と同時に終了す

第二十七條 取締役又は監査役に缺員を生じたるときは臨  
時株主總會を開き補缺選任を行ふ但し法定の員數を缺か  
ず且業務執行に支障なき限りは次回の改選期迄之を延期  
することを得

第二十八條 取締役の互選を以て取締役社長一名を置く  
業務の都合に依り取締役の互選を以て専務取締役又は常  
務取締役若干名を選任することを得

第二十九條 取締役社長は本會社を代表し取締役會の決議  
を執行し社務を總理す  
専務取締役及常務取締役は取締役社長を輔佐し業務を掌  
理す

第三十條 會社の重要事項を決議する爲取締役會を組織す  
取締役會は取締役社長之を招集す  
取締役會の議長は取締役社長之に任ず  
取締役社長故障あるときは取締役會の決議を以て豫め定  
めたる順序に依り他の取締役其の職務を行ふ

第三十一條 監査役は取締役會に出席し又は議案の通知を  
受けて意見を述べることを得

第三十二條 取締役會の決議は出席取締役の過半數を以て  
之を決す可否同數なるときは議長の決する所に依る  
取締役會の決議は決議録に記載し出席したる取締役之に  
署名して本會社に保存す

第三十三條 取締役及監査役の報酬の額は株主總會の決議  
を以て之を定め其の分配は取締役會の決議に依り之を行  
ふ

第五章 計 算

第三十四條 本會社の決算期は毎年四月一日より九月三十  
日迄及十月一日より翌年三月三十一日迄の二期とす

第三十五條 毎決算期に於ける總益金より總損金を控除し  
たる殘額を本會社の利益金とす

第三十六條 本會社の利益金は左の方法に依り之を處分す  
るものとす  
一、法定積立金 利益金の百分の五以上  
一、別途積立金  
一、役員賞與金  
一、株主配當金  
一、後期繰越金

第三十七條 株主配當金は三月三十一日及九月三十日現在  
の株主に之を支拂ふものとす

第三十八條 配當金は其の決議を爲したる株主總會當日よ  
り滿五年内に請求なきときは之を本會社の所得とす

第三十九條 本會社の従業員、其の遺族又は關係者の慰勞、  
賞與及保護救済等に要する金額は別途積立金中より之を  
支出することを得



前項の金額及使用方法は取締役會に於て之を定む

附 則

第四十條 第一期の決算期は本會社成立の日より昭和拾八年參月參拾壹日迄とす

第四十一條 發起人の氏名住所及引受株式の數左の如し

四萬株

愛知縣西加茂郡舉母町大字下市場字前山八番地

發起人

トヨタ自動車工業株式會社  
代表取締役 豊田喜一郎

四萬株

日産自動車株式會社  
代表取締役 淺原源七

發起人

日産自動車株式會社  
代表取締役 淺原源七

四萬株

東京都品川區東品川五丁目六拾壹番地

發起人

チーゼル自動車工業株式會社  
代表取締役 林大來

壹千株

東京都中野區櫻山町拾參番地

發起人

發起人 柳田諒三

壹千株

東京都日本橋區通貳丁目貳番地六

二役

員 朝倉 每人 常務取締役 神谷正太郎

壹百株

東京都大森區田園調布壹丁目千百參拾四番地

常務取締役

常務取締役 芹田定次郎

壹百株

東京都小石川區大塚仲町四拾壹番地

取締役

取締役 大來 修治 常務取締役 梶谷嘉一

右日本自動車配給株式會社設立の爲め商法第六十六條の

監査役

監査役 淺原源七 監査役 豊田喜一郎

# 精密機械統制會

所在地	東京都日本橋區室町一ノ七（三越内）
電話	日本橋（24）五二一七・五二一八・五二一九・五二二〇・五二二一・五二二二・五二二三・五二二四・五二二五・五二二六
設立命令	昭和一六・一一・一
創立	昭和一七・一一・一〇
會員數	五七〇名

規定に依り本定款を作り總發起人左に署名捺印するもの也  
昭和拾七年六月九日

東京都麹町區丸ノ内貳丁目拾八番地

日本自動車配給株式會社

トヨタ自動車工業株式會社

代表取締役 豊田喜一郎

代表取締役 淺原源七

代表取締役 林大來

代表取締役 柳田諒三

代表取締役 大來 修治

代表取締役 朝倉 每人

代表取締役 常務取締役 神谷正太郎

代表取締役 常務取締役 梶谷嘉一

代表取締役 取締役 大來 修治

代表取締役 取締役 柳田諒三

代表取締役 監査役 豊田喜一郎

代表取締役 監査役 淺原源七

代表取締役 監査役 林 桂



精密機械統制會 目次

一定	款	三五
二	統制規程	三五
三	統制品目	四〇
四	役員氏名	四〇
五	會員名簿	四〇
六	事務局分掌規程	四六
七	支部所在地	四二
八	主要役員氏名	四二
九	常設委員會一覽	四三
十	統制會設立關係資料	四三
附錄	精機資材配給會社定款、事業計畫概要、役員	四七

一定 款

昭和十七年一月十日商工大臣認可  
 昭和十七年一月十二日商工省告示第十號  
 昭和十七年一月十二日施行

第一章 總 則

第一條 本會は本邦に於ける精密機器の製造及販賣に關する事業(以下單に當該産業と稱す)の確立を期し以て高度國防國家體制を完備する爲其の綜合的統制運營を圖り且つ當該産業に關する國策の立案及遂行に協力することを目的とす

第二條 本會は重要産業團體令に依り之を設立し精密機械統制會と稱す

第三條 本會の事務所は之を東京都に置く會長必要ありと認むるときは支部又は出張所を設くることを得

第四條 本會の公告は官報を以て之を爲す

第二章 會 員

第五條 本會は當該産業を營む者及當該産業を營む者を以て組織する團體にして商工大臣の指定したる者を以て之

を組織す

第三章 事業及其の執行

第六條 本會は第一條の目的を達成する爲左の事業を行ふ

- 一 當該産業に於ける生産及配給並に當該産業に要する原材料、設備、資金、勞務、燃料、動力等の需給に關する政府の計畫其の他當該産業に關する政府の計畫に對する參畫
- 二 當該産業に於ける生産及配給に關する統制指導
- 三 當該産業に要する原材料、設備、資金、勞務、燃料、動力等の需給に關する統制指導
- 四 當該産業の體制の整備確立
- 五 當該産業に於ける生産品の價格に關する事項
- 六 當該産業に於ける生産品の需給調整及價格調整の爲の施設
- 七 技術の向上、能率の増進、規格の統一、經理の改善



其の他會員及會員たる團體を組織する者の當該産業に屬する事業の發達に關する施設

八 當該産業に關する調査及研究

九 會員及會員たる團體を組織する者の當該産業に屬する事業に關する検査

十 前各號に掲ぐるものの外本會の目的を達するに必要なる事項

第七條 會員又は會員たる團體を組織する者の當該産業に屬する事業に關する統制に付ては統制規程の定むる所による

第八條 本會の事業の執行に關し必要なる事項は別に之を定む

第四章 役員

第九條 本會に左の役員を置く

- 一 會長 一人
- 二 理事長 一人
- 三 理事 若干人
- 四 監事 三人
- 五 評議員 若干人

會長必要ありと認むるときは前項の役員の外副會長一人を置くことを得

第十條 會長は本會を代表し當該産業の統制指導其の他の會務を總理す

副會長は會長を輔佐し會長事故あるときは其の職務を代理し會長缺員のときは其の職務を行ふ

理事長は會長及副會長を輔佐し會務を掌理し會長及副會長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長及副會長共に缺員のときは會長の職務を行ふ

理事は會長、副會長及理事長を輔佐し會務を分掌し豫め會長の定むる順位に依り會長、副會長及理事長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長、副會長及理事長共に缺員のときは會長の職務を行ふ

監事は本會の財産の状況を監査す

評議員は會長の諮問に對し答申し又は會長に對し意見を具申す

第十一條 會長は銓衡委員の推薦したる者にして商工大臣の命じたる者とする

副會長、理事長、理事及評議員は當該産業に關し經驗あ

る者及學識ある者の中より會長之を命ず但し副會長、理事長及理事の任命は商工大臣の認可を受くるものとす

監事は評議員の過半数の同意を以て之を選任す

第十二條 役員は左の通とす

- 會長 三年
- 副會長 三年
- 理事長 三年
- 理事 三年
- 監事 二年
- 評議員 二年

會長必要ありと認むるときは任期中と雖も商工大臣の認可を受け副會長、理事長又は理事を解任することを得  
補缺の爲任命又は選任せられたる者の任期は其の前任者の残任期間とす

第十三條 會長、副會長、理事長及理事は他の職務又は商業に従事することを得ず但し商工大臣の認可を受けたるときは此の限に在らず

第五章 會議

第十四條 會議を分ちて總會及評議員會とす

精密機械統制會(定款)

總會は會員を以て之を組織し評議員會は評議員を以て之を組織す

第十五條 總會は通常總會及臨時總會とす

通常總會は毎事業年度終了後二月以内に之を開催し臨時總會は會長必要ありと認むるとき之を開催す

前項の事業年度は一年とし毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

總會は會長之を招集す

總會を招集するには會員に對し少くとも二週間前に會議の目的たる事項、日時及場所を示し招集の通知を發するものとす

總會の議長は會長之に當る

第十六條 左に掲ぐる事項は總會に諮り會長之を決す

- 一 定款の変更
- 二 收支豫算
- 三 第二十二條及第二十三條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第十七條 會長は毎年通常總會に本會の事業の状況を報告し監事をして財産の状況を報告せしむ



第十八條 評議員會は會長必要ありと認むるとき隨時之を開催す

評議員會の議長は會長之に當る

第六章 事務 局

第十九條 本會の事務を處理する爲本會に事務局を置く

第二十條 理事長は會長の指揮監督を受け事務局を統理す

第二十一條 前二條の外事務局分掌及職員に關する事項は別に之を定む

第七章 會計

第二十二條 本會は會員に對し經費を賦課す

第二十三條 本會は其の事業を行ふ爲特に必要あるときは商工大臣の認可を受け會員の全部又は一部に對し前條の規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課することを得

第二十四條 前二條の規定に依る賦課金の徴收に關しては別に定むる所に依る

第二十五條 本會の會計年度は第十五條第三項に定むる事

二 統制規程

昭和十七年五月十三日商工大臣認可  
商工省告第五百五十四號

業年度に依る

第八章 解散及清算

第二十六條 本會は商工大臣の命令に因りて解散す

第二十七條 清算人は商工大臣の解散の通知に基き裁判所の選任したる者之に當る

第二十八條 清算人は本會を代表し清算を爲すに必要な一切の行爲を爲す権限を有す

第二十九條 清算人は裁判所の認可を受け清算及財産處分の方法を定む

第三十條 本會は解散の後と雖も裁判所の認可を受け其の債務を完済するに必要な金額を賦課徴收することを得

第九章 過 怠 金

第三十一條 本會は本定款に違反したる會員に對し五千圓以下の過怠金を課することを得

第三十二條 本會は統制規程に違反したる會員に對し壹萬圓以下の過怠金を課することを得

第一條 本規程に於て精密機械とは工作機械、工具、軸受、測定機器、光學機器、光學計器及試験機器並に其の部分品及附屬品にして會長の指定したるものを謂ふ

第二條 會員は一定期間毎の精密機械の製造及販賣に關する事業(以下單に事業と稱す)の事業計畫を定め會長の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

會長必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け前項の事業計畫の變更を命ずることあるべし

會員は第一項の事業計畫を實施すべし

第三條 會員は一定期間毎の其の事業に要する資材(燃料及動力並に部分品及附屬品を含む以下單に資材と稱す)にして會長の指定するものの需要豫定數量を記載したる資材計畫書を會長に提出すべし

第四條 會長必要ありと認むるときは會員をして資材の使用狀況若は取得狀況に付必要なる報告を爲さしめ又は會員に對し資材の使用若は取得に關し數量、用途、取得先其の他必要なる事項を指示することあるべし

會長前項の規定に依り會員に對し其の供給を受くる部分品の種類、數量若は供給者に付必要なる事項を指示し又

は精密機械の製造に會長の指定する資材を使用すべきことを命じ若は其の使用を制限せんとするときは商工大臣の承認を受くるものとす

第五條 會長資材の需給調整を圖る爲特に必要ありと認むるときは會員に對し資材の保有、交換、貸與又は讓渡に關し必要なる事項を指示することあるべし

第六條 會員は精密機械の受註を爲す場合に於ては受註査定書を會長に提出すべし但し陸軍又は海軍より當該精密機械製造用の資材の配給を受くる場合及會長の指定したる精密機械に付ては此の限に在らず

會長前項の受註査定票を受理したるときは其の定むる受註査定細則に依り受註の可否を査定し當該會員に之を通知す

會長前項の規定に依り受註の承認を爲したる場合に於ては當該精密機械製造用資材の割當數量を決定し之を當該會員に通知す

會員は第二項の規定に依り受註の承認を受くるに非ざれば受註に係る精密機械の製造を爲すことを得ず但し第一項但書の場合及特別の事由に因り會長の承認を受けたる



場合は此の限に在らず

會員は第三項の規定に依る割當に依り取得したる資材を當該精密機械の製造以外の用途に供することを得ず但し會長の指定したる場合及特別の事由に因り會長の承認を受けたる場合は此の限に在らず

第七條 會長必要ありと認むるときは會員に對し前條第二項の規定に依る受註の承認を爲したる精密機械の規格、數量又は完成時期に付必要な指示を爲すことあるべし會員已むを得ざる事由に因り前項の規定に依る會長の指示に従ふこと能はざるときは會長の承認を受くべし

第八條 會員陸軍又は海軍より資材の配給を受くべき機器を受註せんとするときは一定期間毎に取纏め會長に届出づべし但し已むを得ざる事由に因り事前の届出を爲すこと能はざるときは之を一定期間毎に取纏め會長に届出づべし

第九條 會長必要ありと認むるときは會員に對し生産分野の割當、生産の割當、規格の統一其他精密機械の製造に關し種類數量其他必要な事項を指示することあるべし

會長前項の規定に依り生産分野の割當又は規格の統一を爲さんとするときは商工大臣の承認を受くるものとす

會員已むを得ざる事由に因り第一項の規定に依る會長の指示に従ふこと能はざるときは會長の承認を受くべし

第十條 會員は會長の指定したる精密機械の一定期間毎の生産工程計畫を記載したる生産工程表を會長に提出すべし之を變更せんとするときは亦同じ

會長必要ありと認むるときは前項の生産工程計畫の變更を命ずることあるべし

會員は第一項の生産工程計畫を実施すべし

第十一條 會長必要ありと認むるときは會員をして其の製造中の精密機械の製造工程に關し必要な報告を爲さしめ又は會員に對し其の製造中の精密機械の製造工程の變更に關し必要な事項を指示することあるべし

第十二條 會員は一定期間毎の精密機械の製造完了状況を記載したる書類を會長に提出すべし

第十三條 會員は一定期間毎の會長の指定したる精密機械の納入状況を記載したる書類を會長に提出すべし

會長の指定したる場合は此の限に在らず

第十八條 會長必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け會員に對し精密機械の製造技術の研究、改善、公開又は交流に關し必要な事項を指示することあるべし

第十九條 會長必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け會員に對し精密機械の製造に必要な見本機械又は圖面の利用に關し必要な事項を指示することあるべし

第二十條 會員は一定期間毎の所要資金の額及調達方法を記載したる資金計畫書を會長に提出すべし

第二十一條 會員は一定期間毎の従業者の雇傭豫定人員を記載したる勞務計畫書及一定期間毎の従業者の雇傭人員を記載したる勞務実績報告書を會長に提出すべし

第二十二條 會長精密機械の生産の確保を圖る爲特に必要ありと認むるときは會員に對し従業者の作業能率の増進又は移動に關し必要な事項を指示することあるべし

第二十三條 會長必要ありと認むるときは會員に對し精密機械の豫定原價計算又は原價計算を記載したる書類を提出すべし

第二十四條 會長特に必要ありと認むるときは會員に對し

受領書の寫其他の證憑書類を提出すべきことを命ずることあるべし

第十四條 會長必要ありと認むるときは會員に對し精密機械の販賣に關し條件、時期、販賣先其他必要な事項を指示することあるべし

第十五條 會長事業の統制運営上特に必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け會員に對し事業設備の新設、設備、變更、廢止、休止、貸與、借受、讓渡又は讓受到關し必要な事項を指示することあるべし

會長事業の統制運営上特に必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け會員に對し事業の開始、廢止、休止、讓渡、讓受、委託經營又は共同經營に關し必要な事項を指示することあるべし

第十六條 會長必要ありと認むるときは會員に對し一定期間毎の事業設備の建設状況を記載したる書類を提出すべきことを命ずることあるべし

第十七條 會員は一定期間毎の精密機械の輸送豫定數量を記載したる輸送計畫書及一定期間毎の精密機械の輸送數量を記載したる輸送実績報告書を會長に提出すべし但し



其の事業の經理の改善に關し必要な事項を指示することあるべし

第二十五條 會長事業の統制運営上又は其の發達を圖る爲必要ありと認むるときは其の定むる所に依り會員に對し補償金、補助金又は獎勵金を交付することあるべし

第二十六條 會員は一定期間毎の事業狀況を記載したる事業報告書を會長に提出すべし

第二十七條 會員は一定期間毎の燃料及動力の使用數量を記載したる燃料動力使用実績報告書を會長に提出すべし

第二十八條 會員は一定時期に於ける資材の保有狀況を記載したる資材保有報告書を會長に提出すべし

第二十九條 會員は法人に在りては毎營業年度經過後滞りなく財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金の處分に關する書類及當該營業年度の收支決算を記載したる書類を、個人に在りては毎年二月末日迄に事業に關する前年の收支決算を記載したる書類を會長に提出すべし

第三十條 左に掲ぐる場合に於ては會員は遲滞なく之を會長に届出づべし

一、本規程に依る會長の指示又は命令を受けたる事項を完了したるとき

二、精密機械の生産の遂行に關し重大なる事故發生したるとき

三、第二條第一項の事業計畫を實施すること能はざるに至りたるるとき

第三十一條 左に掲ぐる場合に於ては會員は遲滞なく之を會長に届出づべし

一、商號若は氏名名稱又は主たる營業所の位置を變更したるとき

二、定款を作成し又は變更したるとき

三、株金若は出資金の拂込を徴收し又は社債を發行したるとき

四、取締役又は監査役の選任又は退任ありたるとき

第三十二條 會長事業の統制運営上必要ありと認むるときは會員に對し其の事業に關し必要な事項の報告を命ずることあるべし

第三十三條 第二條第一項、第三條、第六條第一項、第八條、第十條第一項、第十二條、第十三條第一項、第十六條、第十四條乃至第十六條、第十八條、第十九條又は第二十二條乃至第二十四條の規定に依る會長の指示又は命令を受けたる會員は之に従ふべし

第三十五條 第四條、第十一條又は第三十二條の規定に依り報告を命ぜられたる會員は遲滞なく眞實の報告を爲すべし

第三十六條 會員は第二條第一項、第三條、第六條第一項、第八條、第十條第一項、第十二條、第十三條第一項、第十六條、第十七條、第二十條、第二十一條、第二十三條又は第二十六條乃至第二十九條の規定に依り提出すべき書類に虚偽の記載を爲すことを得ず

條、第十七條、第二十條、第二十一條、第二十三條及第二十六條乃至第二十九條の規定に依り提出すべき書類の様式、第二條第一項、第三條、第八條、第十條第一項、第十二條、第十三條第一項、第十六條、第十七條、第二十條、第二十一條、第二十三條、第二十六條、第二十七條の期間並に第二十八條の時期は會長別に之を定む

第三十四條 第二條第二項、第四條、第五條、第七條第一項、第九條第一項、第十條第二項、第十一條、第十三條

三 統制品目

機 種 範 圍 說 明  
一、切削研磨 (一) 旋 盤  
用ノ金屬工 (二) ボール盤  
作機械 (三) 中グリ盤

機 種 範 圍 說 明  
(四) フライス盤  
(五) 研 磨 盤 兩頭研磨盤其ノ他之ニ  
類スルモノヲ除ク











精密機械統制會(會員名簿)

評議員	石原 勵	(大日本兵器株式會社常務取締役)
同	井村 荒喜	(不二越鋼材工業株式會社社長)
同	西田 正一	(住友電氣工業株式會社常務取締役)
同	高橋 是賢	(日本精工株式會社社長)
同	大隈 榮一	(株式會社大隈鐵工所社長)
同	古市 龍雄	(芝浦工作機械株式會社社長)
同	福間 忠哉	(大阪機工株式會社社長)
同	齋藤 浩介	(日立精機株式會社社長)
同	芝波 義太郎	(株式會社東京機械製作所社長)
同	斯波 孝四郎	(日本光學工業株式會社社長)

五會員名簿

北海道、岩手縣、宮城縣、秋田縣、群馬縣、茨城縣	〇七	三重縣、岐阜縣、京都府、大阪府	〇六
千葉縣、埼玉縣、東京都	〇八	奈良縣、和歌山縣、兵庫縣	〇三
神奈川縣	〇二	廣島縣	〇四
新潟縣、富山縣、石川縣、山梨縣	〇三	德島縣、福岡縣、佐賀縣、熊本縣	〇五
靜岡縣	〇三		
愛知縣	〇四		

音別 製品種類 會 員 名 住 所

力	工作機械	株式會社金子鐵工所	札幌市北二條東一二ノ二三
サ	工作機械	合資會社 札幌工作機械製作所	北海道札幌郡白石村大字上白石村一五九
ト	工作機械	富岡鐵工所	函館市東雲町一一ノ四
ホ	工作機械	株式會社本間鐵工場	同市 新濱町二〇
モ	工 具	株式會社 盛岡精器製作所	盛岡市上田第十九地割字左京長根一六
ト	工 具	◎宮城縣 東北特殊鋼株式會社	仙臺市長町字東裏北三〇
ト	工 具	◎秋田縣 東北金屬工業株式會社	同市 郡山字諏訪脇南一〇
了	工作機械	株式會社秋木機械製作所	能代市御指南町二三
キ	工作機械	◎群馬縣 桐生機械株式會社	桐生市錦町二ノ一三四二
コ	工作機械	株式會社小島鐵工所	高崎市歌川町八
コ	工 具	◎茨城縣 株式會社興亞精機製作所	茨城縣稻敷郡牛久村牛久三一九八
コ	工 具	◎千葉縣	

精密機械統制會(會員名簿)



フ	工作機械	船橋工作機械製作所	船橋市宮本町五ノ一六七〇
イ	工作機械	株式會社飯島鐵工所	大宮市大成一四六〇
シ	工作機械	三和製機株式會社	埼玉縣北足立郡與野中里三九八
ナ	工作機械	株式會社清水機械製作所	同縣北足立郡吹上町三〇五〇
ツ	工作機械	角田研磨機製作所	川口市原町三七二九
ニ	工作機械	永瀨鐵工所	同市本町一ノ二五〇
マ	工作機械	日本高速精機株式會社	埼玉縣北足立郡白子村字下新倉一六七〇
ア	工作機械	增淵鐵工所	川口市榮町一ノ四五
ア	工作機械	增平鐵工所	同市元郷町三ノ二〇八一
ア	工作機械	◎東京 合資會社青木鐵工所	東京都北多摩郡武藏野町西窪四四〇
ア	工作機械	淺野重工業株式會社	同縣本所區向島押上一三三
ア	工作機械	合資會社朝日奈機工舎	同縣本所區向島押上一三三
ア	工作機械	合資會社アジャ機械製作所	同縣江戶川區東小松川四ノ一五八二
ア	試驗機	淡路鐵工所	同縣麻布區新堀町七
ア	精密機器	旭光學工業株式會社	同縣龜町區丸ノ内三菱中七號館
ア	精密機器	旭光學工業株式會社	同縣大森區馬込町西四ノ三〇八五
ア	精密機器	旭光學工業株式會社	同縣豐島區西巢鴨三ノ八七三

イ	精密機器	アース光學株式會社	東京都日本橋區橋町九
イ	工作機械	朝比奈化學工業株式會社	同縣蒲田區糴谷町三ノ七六一
イ	工作機械	足立工業株式會社	同縣足立區島根町八八一
イ	工作機械	合名會社飯田製作所	同縣世田ヶ谷區三宿町一七五
イ	工作機械	株式會社井口鐵工所	同縣芝區白金志田町七四
イ	工作機械	株式會社池貝鐵工所	同縣龜町區有樂町一ノ一一
イ	工作機械	石井精密工業株式會社	同縣蒲田區西六郷三ノ二二
イ	工作機械	株式會社石井鐵工所	同縣龜町區有樂町一ノ一一
イ	工作機械	株式會社石橋機械工具製作所	同縣荏原區荏原一ノ四六二
イ	工作機械	井手工作機械製造株式會社	同縣品川區東大崎町五ノ一六
イ	工作機械	株式會社伊藤製作所	同縣足立區千住東町三四
イ	工作機械	伊藤特殊機械製作所	同縣淀橋區下落合四ノ一九九五
イ	工作機械	株式會社今泉精機製作所	同縣葛飾區本田立石町四五
イ	工作機械	株式會社猪瀬挾範製作所	同縣品川區大井鈴ヶ森町一九二七
イ	工作機械	岩佐鐵工所	同縣深川區森下町二ノ九
イ	精密機器	井上光學工業株式會社	同縣世田ヶ谷區新町二ノ二九六
イ	工作機械	石渡製作所	同縣品川區西品川五ノ九五八
イ	工作機械	合名會社宇都宮製作所	同縣同區東大崎二ノ三四九
イ	工作機械	株式會社ウロコ製作所	同縣城東區南砂町九ノ二四五〇







工作機械	株式會社	國盛製作所	東京都品川區大井北濱川町九六七
工作機械	株式會社	鐵工所	同都 蒲田區糀谷町三ノ九二七
工作機械	株式會社	小松製作所	同都 麴町區丸ノ内二ノ二
工作機械	株式會社	小柳工作機械製作所	同都 大森區上池上町六四三
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 同區 入新井五ノ二五一
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 品川區東品川四ノ二六
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 目黒區下目黒一ノ一〇五
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 大森區馬込町西四ノ三〇一三
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 豐島區西巢鴨一ノ三二四六
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 世田ヶ谷區北澤一ノ一二六三
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 同區三宿町六三
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 麴町區一番町一五
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 大森區上池上町六〇〇
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 蒲田區原町六六
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 品川區上大崎三ノ三六〇ノ一
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 澁谷區幡ヶ谷笹塚町一〇三七
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 芝區芝浦二ノ一
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 品川區東品川四ノ一〇
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 蒲田區東蒲田一ノ一二
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 同區 入新井五ノ二五一
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 品川區東品川四ノ二六
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 目黒區下目黒一ノ一〇五
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 大森區馬込町西四ノ三〇一三
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 豐島區西巢鴨一ノ三二四六
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 世田ヶ谷區北澤一ノ一二六三
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 同區三宿町六三
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 麴町區一番町一五
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 大森區上池上町六〇〇
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 蒲田區原町六六
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 品川區上大崎三ノ三六〇ノ一
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 澁谷區幡ヶ谷笹塚町一〇三七
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 芝區芝浦二ノ一
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 品川區東品川四ノ一〇
精密機器	株式會社	小糸製作所	同都 蒲田區東蒲田一ノ一二

ス

工作機械	株式會社	和精機製作所	東京都澁橋區角管一ノ八二七
工作機械	株式會社	昌和製作所	同都 蒲田區西六郷一ノ一八
工作機械	株式會社	芝浦工作機械株式會社	同都 京橋區銀座西五ノ二
工作機械	株式會社	芝浦工作機械株式會社	同都 品川區大井關ヶ原一三〇五
工作機械	株式會社	芝浦工作機械株式會社	同都 京橋區寶町二ノ一一
工作機械	株式會社	芝浦工作機械株式會社	同都 向島區吾嬬町西二ノ二〇
工作機械	株式會社	芝浦工作機械株式會社	同都 蒲田區糀谷町二ノ六〇六
工作機械	株式會社	芝浦工作機械株式會社	同都 北多摩郡三鷹町井口一八一
工作機械	株式會社	芝浦工作機械株式會社	同都 蒲田區古市町四七ノ一
工作機械	株式會社	芝浦工作機械株式會社	同都 向島區寺島町一ノ二三一
工作機械	株式會社	芝浦工作機械株式會社	同都 品川區西大崎一ノ二六二
工作機械	株式會社	芝浦工作機械株式會社	同都 板橋區志村町四一二
工作機械	株式會社	芝浦工作機械株式會社	同都 蒲田區原町二六
工作機械	株式會社	芝浦工作機械株式會社	同都 品川區東品川五ノ一ノ二三
工作機械	株式會社	芝浦工作機械株式會社	同都 芝區西久保明舟町一七
工作機械	株式會社	芝浦工作機械株式會社	同都 目黒區中根町八二
工作機械	株式會社	芝浦工作機械株式會社	同都 澁野川區澁野川町二〇三五
工作機械	株式會社	芝浦工作機械株式會社	同都 板橋區志村小豆澤町三五
工作機械	株式會社	芝浦工作機械株式會社	同都 蒲田區糀谷町二ノ六六一







精密機械統制會(會員名簿)

工作機械	東京工作機械製造株式會社	東京都品川區北品川四ノ五三一
工作機械	株式會社東京精密機製作所	同都 大森區大森三ノ四三
工作機械	東京精密工業株式會社	同都 北多摩郡武藏野關前八一八
工作機械	東京特殊工業株式會社	同都 葛飾區下千葉町四六三
軸受	株式會社東京ベアリング製作所	同都 王子區稻付町二ノ一八〇
工作機械	東洋機械株式會社	同都 龜町區丸ノ内一ノ二ノ一
工作機械	東洋機械工業株式會社	同都 蒲田區仲六郷二ノ一四
精密機械	動力研究會社	同都 品川區大井水神町二〇三三
精密機械	株式會社東亞光機製作所	同都 足立區千住五ノ九四
精密機械	東亞特殊製鋼株式會社	同都 龜町區內幸町二ノ一(大阪ビル内)
精密機械	東京航空器材株式會社	同都 北多摩郡三鷹町下連雀三三七
試驗機	株式會社東京試驗機製作所	同都 荏原區荏原一ノ四六三
工作機械	株式會社東京精密機製作所	同都 蒲田區西六郷三ノ二三
工作機械	東京精密機具製作所	同都 同區 北靴谷町二三〇
精密機器	東京測機株式會社	同都 世田ヶ谷北澤一ノ一二九九
精密機器	有限會社東京計測機製作所	同都 中野區鷺ノ宮一ノ一九〇ノ一九一
精密機器	東邦金屬工業株式會社	同都 大森區新井宿七ノ五一
精密機器	東邦精密工業株式會社	同都 荏原區小山町二ノ四四五
精密機器	東洋機械工具株式會社	同都 蒲田區萩中町四〇八

+

試驗機	東洋機器株式會社	東京都北多摩郡調布町下石原四三一ノ一
精密機器	株式會社戸越精機製作所	同都 荏原區戸越町五五〇
精密機器	利根川精機製作所	同都 大森區調布千鳥町九
精密機器	巴精密工具製作所	同都 北多摩郡神代村柴崎三二四
工作機械	株式會社難波鐵工所	同都 芝區芝公園二五號地
工作機械	長島製作所	同都 蒲田區下丸子町九三
工作機械	株式會社中里精機製作所	同都 大森區上池上町五七七
工作機械	株式會社中村機具製作所	同都 品川區五反田三ノ四
精密機器	株式會社內外製鋼所	同都 京橋區湊町一ノ四
精密機器	株式會社中山製作所	同都 世田ヶ谷區三軒茶屋八二
工作機械	株式會社新瀉鐵工所	同都 龜町區丸ノ内三ノ四
工作機械	日獨機械製作所	同都 大森區馬込町東二ノ八九三
工作機械	日產金屬工業所	同都 品川區東品川四ノ七四
精密機器	日本光學工業株式會社	同都 大森區入新井町五ノ三四五
工作機械	日本高周波重工業株式會社	同都 品川區北品川五ノ四九三
工作機械	日本精工株式會社	同都 同區 東大崎二ノ三六三
工作機械	日本特殊機械製作所	同都 同區 大崎本町二ノ四四〇
工作機械	日本特殊鋼株式會社	同都 大森區大森一ノ六四七五
軸受	日本ベアリング製造株式會社	同都 蒲田區本蒲田一ノ二

精密機械統制會(會員名簿)



精密機器	西田光學精機株式會社	東京都澁野川區澁野川町一九三五
精密機器	日眞光學精機株式會社	同都 世田ヶ谷區代田一ノ七四八
精密機器	日本光音工業株式會社	同都 品川區北品川四ノ五六四
精密機器	合名會社日本工機製作所	同都 蒲田區下丸子町四五
工具	日本工具株式會社	同都 同區 同町 二八八
工具	日本工範計器株式會社	同都 葛飾區青戸町四ノ七九六
試驗機	日本試驗機株式會社	同都 日根區清水町四七五
工作機械	合資會社日本工機製作所	同都 蒲田區糀谷町三ノ一一七七
工作機械	日本油機製造株式會社	同都 芝區田村町三ノ一
工作機械	株式會社布川製作所	同都 大森區大森四ノ三一
工作機械	株式會社野本鐵工所	同都 足立區與野町三三六
工作機械	長谷川機械製作所	同都 豐島區池袋一ノ六七〇
工作機械	株式會社濱田精機鐵工所	同都 城東區龜戸町一ノ一三三
工作機械	株式會社濱井機械器具製作所	同都 品川區大崎本町二ノ四〇六
工作機械	株式會社林機械製作所	同都 足立區高根町七一
工作機械	合資會社原精機製作所	同都 蒲田區北糀谷町二一八三
精密機器	株式會社橋爪精工所	同都 板橋區志村本連沼町三一六
工具	林工具製作所	同都 蒲田區仲六郷一ノ一二ノ四
工具	株式會社原機械工具製作所	同都 大森區三ノ二七八

七

工作機械	日立精機株式會社	東京都澁谷區新橋町一七
工作機械	株式會社日立製作所	同都 麹町區丸ノ内二ノ四
工作機械	合資會社檢山精機工作所	同都 城東區龜戸町一ノ五三
工作機械試驗機	株式會社藤井製作所	同都 蒲田區東六郷二ノ一八
試驗機	富國製機製作所	同都 同區 萩中町三八四
精密機器	藤井試驗機製作所	同都 同區 北糀谷町二四三〇
精密機器	富士測量機株式會社	同都 中野區宮園通二ノ一九
工作機械	株式會社富士見工具製作所	同都 北多摩郡三鷹町上連雀八〇一
工作機械	株式會社別府鐵工所	同都 日本橋區室町四ノ三
工作機械	株式會社北辰電機製作所	同都 蒲田區下丸子町三一
工作機械	株式會社堀機械製作所	同都 葛飾區西篠原町一七
工作機械	合名會社堀製作所	同都 向島區香榎町西一ノ五五
工作機械	合資會社本間工作所	同都 本所區龜澤町一ノ一
工作機械	株式會社前田工作所	同都 麻布區新廣尾町三ノ九二
試驗機	牧野商店製作部	同都 京橋區新富町一ノ五
試驗機	株式會社前川試驗機製作所	同都 芝區芝浦二ノ三
工作機械	合資會社増田製作所	同都 蒲田區古市町四六
工作機械	株式會社ミカモ製作所	同都 同區 今泉町一九二
工作機械	株式會社三喜本鐵工所	同都 本所區錦糸町一ノ一九



精密機械統制會(會員名簿)

工作機械	三井精機工業株式會社	東京都蒲田區仲六郷一ノ七
精密機械	三井會社三豐製作所	同都 同區 下丸子町三〇三
工作機械	合名會社御法川工場	同都 同區 南六郷二ノ二一
工作機械	三菱電機株式會社	同都 同區 丸ノ内二ノ四
工作機械	三菱電機株式會社	同都 同區 丸ノ内二ノ四
工作機械	株式會社美登里工具製作所	同都 同區 蒲田區糀谷町二ノ九七七
工作機械	株式會社村本製作所	同都 同區 南六郷二ノ四
工作機械	森田機械株式會社	同都 同區 品川區西品川二ノ一〇五八
工作機械	山口精機株式會社	同都 同區 日本橋區小傳馬町三ノ一
工作機械	株式會社山越工場	同都 同區 蒲田區東六郷三ノ七
工作機械	山崎工作機械製作所	同都 同區 芝區新橋六ノ七
工作機械	山武工業株式會社	同都 同區 麴町區丸ノ内二ノ六
精密機械	株式會社彌滿和製作所	同都 同區 澁谷區幡ヶ谷本町一ノ二
精密機械	八洲光學工業株式會社	同都 同區 杉並區方面町四七〇
精密機械	山口機械株式會社	同都 同區 世田谷區世田谷一ノ七一〇
精密機械	山金井精密工具製作所	同都 同區 北多摩郡小金井町新田三八〇
精密機械	山口測量機製作所	同都 同區 中野區東郷町八
精密機械	株式會社大和光學製作所	同都 同區 板橋區志村前野町九八〇

イ

工作機械	株式會社吉池機械製作所	東京都蒲田區南六郷一ノ二二
軸受	株式會社吉川製作所	同都 同區 板橋區志村小豆澤町六四二
工作機械	理研工業株式會社	同都 同區 小石川區春日町一ノ一
精密機械	理研電機製造株式會社	同都 同區 日本橋區兜町二ノ一七
精密機械	財團法人理化學研究所	同都 同區 本郷區駒込上富士前町三一
精密機械	理研計器株式會社	同都 同區 板橋區志村小豆澤二九六
精密機械	理研光學工業株式會社	同都 同區 京橋區銀座八ノ三
精密機械	磯々盤機株式會社	同都 同區 同區 銀座西三ノ一
精密機械	合資會社輪運機械製作所	同都 同區 江戸川區西小松川一ノ二五二〇
精密機械	和井田製作所	同都 同區 大森區大森七ノ四四七

◎神奈川縣

工作機械	石川工作機械製作所	川崎市下沼部一七一
工作機械	株式會社小川鐵工所	神奈川縣鎌倉郡大船町小袋谷字鶴舞田二六六
工作機械	興國精機株式會社	川崎市櫻木町二ノ一〇ノ一
工作機械	東京兵機株式會社	同市 中九子一三五
工作機械	合資會社東京螺子製作所	神奈川縣片瀨町片瀨一四八
工作機械	中西製作所	橫濱市中區堀之内一ノ一〇四
工作機械	株式會社林鐵工所	同市 鶴見區矢向町三六九
工作機械	株式會社保土ヶ谷製作所	同市 保土ヶ谷區神戶町一二六

精密機械統制會(會員名簿)



ワロマ 工作機械 株式會社 丸子製作所 川崎市上丸子下耕地一五五六  
 精密機器 株式會社 若狹光學研究所 橫濱市神奈川區北幸町三ノ一六六  
 神奈川縣三浦郡逗子町六四一

エオス 工作機械 遠藤工業株式會社 新潟縣西蒲原郡燕町大字東太田四九五四ノ四  
 小野鐵工所 新潟市柳島町四ノ三三  
 須藤鐵工所 長岡市北中島町二九二〇  
 柏崎市大字比角一五三  
 長岡市藏王町四〇五  
 同市 西神田町二ノ一七五一

アウフ 工作機械 旭精機工業株式會社 富山市向新庄二〇〇  
 株式會社 魚津製作所 富山縣下新川郡魚津町大字上村本町七七七  
 不二越鋼材工業株式會社 富山市石金町二〇  
 同市 下奥井一

モフ 工作機械 株式會社 本江機械製作所 同市 下奥井一  
 ◎石川縣 金澤市泉町ト一〇〇  
 同市 増泉町イ一五五

フ 工作機械 株式會社 津田製作所 同市 増泉町イ一五五  
 ◎山梨縣

ニ 工作機械 日本精密工具株式會社 鳥澤工場 山梨縣北都留郡富嶺村鳥澤二〇二二

ア 工作機械 合名會社 相川鑄造鐵工所 靜岡市柚木一九一  
 株式會社 井出鐵工所 靜岡縣富士郡廣岡町久澤二九八  
 同縣 志太郡青島町瀬戸新屋一六七  
 同縣 濱名郡可美村高塚四八八

エカサシ 工作機械 遠州機械株式會社 濱松市寺島町五三九  
 同市 野口町五八  
 靜岡市長沼町五九六  
 靜岡縣志太郡燒津町中二四ノ一  
 濱松市元目町一二三  
 靜岡市豐原町五八  
 靜岡縣榛原郡吉田村吉田五〇二一

ス 工作機械 清水鐵工所 靜岡市海老塚町三八  
 同市 佐藤町九五六  
 濱松市寺島町二八三  
 同市 三枚橋字日ノ出町四〇一

トニハ 工作機械 日進機械株式會社 濱松市寺島町二八三  
 同市 佐藤町九五六  
 濱松市寺島町二八三  
 同市 三枚橋字日ノ出町四〇一

フ 工作機械 株式會社 富士製作所 沼津市三枚橋字日ノ出町四〇一



























精密機械統制會(會員名簿)

精密機器	小西六寫真工業株式會社	同都	日本橋區室町三ノ一ノ一〇
工作機械	小林精機製作所	同都	城東區龜戸町七ノ二二四
精密機器	株式會社三洋商會	同都	麹町區丸ノ内二ノ一四
工作機械	合資會社測英舍	同都	板橋區志村清水町五三七
工作機械	第一精機工業株式會社	同都	江戸川區平井二ノ八五四
工作機械	大日本精密工業株式會社	同都	蒲田區西六郷一ノ二四
試驗機	株式會社谷口製作所	同都	日本橋區通三ノ八
精密機器	千代田光學工業株式會社	同都	同區本町二ノ九
工作機械	千代田航空精機株式會社	同都	神田區鎌倉町二三
精密機器	手塚測定工具株式會社	同都	世田谷區玉川用賀町二ノ一二三七
精密機器	寺岡精工工所	同都	蒲田區矢口町三九〇
精密機器	東京光學機械株式會社	同都	板橋區志村本蓮沼町一八〇
精密機器	東洋バルブ工業株式會社	同都	京橋區木挽町三ノ二
精密機器	株式會社富岡光學機械製造所	同都	大森區雪ヶ谷町九二九
工作機械	富重製作所	同都	蒲田區南六郷三ノ二〇ノ一
工作機械	株式會社富新製作所	同都	京橋區木挽町一ノ八
工作機械	日本機械工業株式會社	同都	同區京橋三ノ二ノ四
精密機器	日本精測器機株式會社	同都	同區京橋二ノ九ノ二
精密機器	日本タイプライター株式會社	同都	同區寶町一ノ二

精密機械統制會(會員名簿)

工作機械	日昭精機株式會社	同都	蒲田區糀谷町三ノ九三五
試驗機	株式會社日新計器製作所	同都	大森區上池上町二四三
精密機器	常陸工具製作所	同都	品川區大井寺下町一四〇五
精密機器	富士光學工業株式會社	同都	本郷區本郷三ノ二ノ三
精密機器	藤田勝商社	同都	京橋區木挽町一ノ一〇
試驗機	松淵製作所	同都	品川區大井原町五三三七
精密機器	マミヤ光機製作所	同都	本郷區東片町三
精密機器	三笠測量器株式會社	同都	同都王子區神谷町一ノ五五八
精密機器	株式會社森川製作所	同都	同都神田區富山町一
精密機器	山岸製作所	同都	同都蒲田區新宿町一四六二
精密機器	日本ビクター蓄音器株式會社	同都	同都蒲田區神奈川區守屋町三ノ一二
精密機器	富士寫真フィルム株式會社	同都	同都神奈川縣足柄上郡南足柄町中沼二一〇
工作機械	株式會社藤村測器製作所	同都	同都橫濱市戶塚區吉田町八幡山臺一一六三
工作機械	株式會社速水鐵工所	同都	同都高岡市伏木國分二一八
精密機器	仁科工業株式會社	同都	同都長野市大字吉田八四九
精密機器	合名會社エルモ社	同都	同都名古屋市熱田區熱田東町神明前一〇二
工作機械	小田井鐵工所	同都	同都愛知縣幡豆郡平坂町大字中畑字濱田下一〇
工作機械	名古屋工範製作所	同都	同都名古屋市港區新川町二ノ一
工作機械	大塚製作所	同都	同都京都市伏見區深草下河原町二〇



工作機械	東亞機械製造株式會社	同市 下京區東九條河邊町三
軸受	株式會社池喜精工廠	大阪市南區內安堂寺町通二ノ一三
軸受	大阪キールベアリング製作所	同市 東成區深江西三ノ八
工作機械	奧野鐵工所	同市 大正區小林町三八
軸受	興亞ベアリング工業株式會社	同市 南區鰻谷中之町一九ノ一
工具	昌和精機製作所	同市 旭區赤川町一一八五
工作機械	合資會社杉本鐵工所	大阪府中河內郡久寶寺村大字久寶寺一九四一
工作機械	田伐鐵工所	同府 同郡加美村細田町五ノ一四六
工作機械	東洋製鐵株式會社	大阪市此花區草開町三〇
工作機械	橋本重工業株式會社	同市 東成區森町南二ノ八
軸受	藤原ベアリング製作所	同市 西區本田町通二ノ七二
工作機械	松田工業所	同市 東成區中本町六〇三
工作機械	横山機工株式會社	布施市高井田本通一ノ三〇
工作機械	合資會社關野機械製作所	大阪市西淀川區加島町一二二二

### 六 事務局分掌規程

第一條 事務局に左の部課を置く

- 一 總務部 文書課、庶務課、會計課
- 二 生産部 企畫課、第一課、第二課、第三課、第四課
- 三 資材部 第一課、第二課、第三課、第四課

四 技術部 第一課、第二課、第三課、第四課、第五課、第六課

項

五 勞務部 第一課、第二課、第三課

- 三 總會、評議員會、理事會其他重要會議に關する事項
- 四 事務局の取締に關する事項

六 考査部 第一課、第二課、第三課

第二條 總務部は秘書、人事、文書、庶務、會計及他部の

五 會報其の他の刊行印刷物に關する事項

主掌に屬せざる事項を掌理す

六 他の主掌に屬せざる事項

第三條 總務部各課の事務分掌を左の通り定む

會計課

一 文書の接受及發送に關する事項

一 事務所及財産の管理並に營繕に關する事項

二 起案文書の審査に關する事項

二 物品會計に關する事項

三 文書の進達に關する事項

三 會計に關する事項

四 許可、認可の申請書及諸届書の總括的處理に關する事項

四 豫算及決算に關する事項

五 諸規程の制定に關する事項

五 賦課金及特別賦課金の徴收に關する事項

六 文書の保管に關する事項

第四條 生産部は生産計畫の設定及其の遂行、生産品の配給割當、生産力擴充及企業の合理化に關する綜合的計畫

七 公印の保管に關する事項

の立案、當該産業の整備確立並に生産及配給其の他當該産業に關する政府の計畫に對する參畫に關する事項を掌理す

庶務課

一 人事に關する事項

第五條 生産部各課の事務分掌を左の通り定む

二 事務局各部課並に支部、出張所の連絡に關する事項

企畫課

精密機械統制會(事務局分掌規程)

四三九



一 生産力擴充及企業の合理化に関する綜合的基本計畫の立案に関する事項

二 生産力擴充及物資動員等に関する政府の計畫に對する參畫に関する事項

三 當該産業の整備確立に関する事項

第一課

一 工作機械に関する生産計畫の設定及其の遂行並に生産品の配給割當に関する事項

第二課

一 工具に関する生産計畫の設定及其の遂行並に生産品の配給割當に関する事項

第三課

一 軸受に関する生産計畫の設定及其の遂行並に生産品の配給割當に関する事項

第四課

一 測定機器、光學機器、光學計器及試験機器に関する生産計畫の設定及其の遂行並に生産品の配給割當に関する事項

第六條 資材部は所要資材の確保、割當、調整及獲得並に

所要資材の需給に関する政府の計畫に對する參畫に関する事項を掌理す

第七條 資材部各課の事務分掌を左の通り定む

第一課

一 資材證明書の發行及資材の調整に関する事項

二 資材の需給に関する政府の計畫に對する參畫に関する事項

三 他の主掌に屬せざる事項

第二課

一 鉄鐵及其の製品、屑鋼並に鑄鋼の確保、割當及其の獲得に関する事項

二 鋼材及特殊鋼の確保、割當及其の獲得に関する事項

第三課

一 非鐵金屬、輕金屬及完成部品の確保、割當及其の獲得に関する事項

第四課

一 他の主掌に屬せざる資材の確保、割當及其の獲得に関する事項

第八條 技術部は技術の向上、能率の増進、規格の統一其他技術の改善及指導並に技術に関する政府の計畫に對する參畫に関する事項を掌理す

第九條 技術部各課の事務分掌を左の通り定む

第一課

一 工作機械に関する技術の向上及指導に関する事項

第二課

一 工具に関する技術の向上及指導に関する事項

第三課

一 軸受に関する技術の向上及指導に関する事項

第四課

一 精密機器に関する技術の向上及指導に関する事項

第五課

一 試験機器に関する技術の向上及指導に関する事項

第六課

一 規格の統一、材料に関する技術の向上及指導、其他技術に関する一般事項及他の主掌に屬せざる事項

第十條 勞務部は勞務計畫の立案及其の遂行、勞務の統制、

精密機械統制會(事務局分掌規程)

勞務者の確保、指導及厚生並に勞務の掌給に関する政府の計畫に對する參畫に関する事項を掌理す

第十一條 勞務部各課の事務分掌を左の通り定む

第一課

一 勞務に関する資料の蒐集、整理及保管に関する事項

第二課

一 勞務法規に関する事項

二 勞務の需給に関する政府の計畫に對する參畫に関する事項

三 勞務能率の増進其他勞務計畫に関する立案及其の遂行に関する事項

四 勞務の統制に関する事項

五 勞務者の確保に関する事項

第三課

一 勞務者の訓練指導に関する事項

二 勞務者の厚生に関する事項

第十二條 考査部は當該産業に要する資金の需給に関する



政府の計畫に對する參畫、資金の調査及其の統制指導、經理の改善、事業に關する檢査、生産品の價格、生産品の需給の調査及調整並に當該産業に關する調査及研究に關する事項を掌理す

第十三條 考査部各課の事務分掌を左の通り定む

- 第一課 經理の改善に關する事項
- 第二 事業に關する檢査に關する事項
- 第三 原價計算に關する事項

- 一 適正價格の立案其の他生産品の價格に關する事項
- 二 生産品の需給の調査及需給調整の爲の施設に關する事項
- 第三課
  - 一 當該産業に要する資金の調査及其の統制指導に關する事項
  - 二 當該産業に關する調査及研究に關する事項
  - 三 統計に關する事項
  - 四 會報の編纂に關する事項

### 七 支部所在地

大阪支部 大阪市東區北濱一丁目(北濱野村銀行ビル七階)  
 支部長 森 義雄  
 名古屋支部 名古屋市東區布池町一七(大隈鐵工所布池工場内)  
 支部長 秋山 日吉

### 八 主要役員氏名

(役名) 會長 原 清 明 明治三十八年東大工科大学・大阪機工社長  
 (出身學校及前職名)

理事 佐藤 登太郎	庶務 三根 繁太	文書 金谷 福三	會計 白田 六郎	企畫 三根 繁太	企畫 北川 長二	企畫 山座 道雄	企畫 十川 純夫	企畫 今村 一雄	企畫 江副 喜代次	企畫 東條 四郎	資材 久富 佛彌彦	資材 福永 太郎	資材 小林 邦夫	資材 廣中英 太郎	資材 山口 忠	技術 備藤 三郎	技術 岡部 建藏
商工省機械局長	明治二年東大工科大学・日本工作機械製造工組専務理事	大正五年大阪商科大学・日本工作機械製造工組書記長	大正十二年慶大法學部・大浦製作専務取締役(兼任)	昭和二年東大工學部・企畫院技師	大正十三年東大法學部・中島機械工場事務部長	大正十五年神戸高工・機械科・滿洲工作機械第二部長	昭和二年橫濱高工機械工學科・不二越鋼材工業營業第三部長	大正十年小倉工業・東洋ベアリング營業部	大正十四年慶大經濟學部・昭和十年獨逸イエナ光學高專・日本光學工業研究部	大正七年熊本高工・大阪機工企畫部長	昭和七年東大法學部・東洋機械營業課長	昭和八年濱松高工機械學科・大阪機工株式會社	昭和七年東大法學部・帝國輕金屬統制株式會社	昭和七年早大・東京芝浦電氣第六部企畫調査主任	大正十年米コロンビヤ大學・東洋精機技術調査部長	昭和三年東北帝大工學部・大隈鐵工技術部長	



精密機械統制會（主要役職員氏名）

四四四

第二課	課長	藤野 篤之	明治三十八年大阪高工機械科・花原製作工場技術課長
第三課	課長	稻垣 實	昭和六年東大工學部・東洋精機株式會社
第四課	課長	佐藤 禮吉	明治四十二年山形縣立米澤工業機械本科・明石製作所取締 役・支配人
第五課	課長	片山 芳春	昭和六年早大理工學部機械工學科・東大工學部研究囑託 （造兵學教室）
第六課	課長	松田 德太郎	明治三十九年關西大學・大阪國民職業指導所長
勞務部	部長	大橋 靜市	昭和五年京大經濟學部・大阪國民職業指導所事務囑託
第一課	課長	藪下 益朗	昭和三年關西大學法文學部・朝日紡績總務部統制課長
第二課	課長	金田 健太郎	大正四年東京高商・新潟鐵工營業課長
第三課	課長	吉田 卯之助	昭和二年大阪工業專修學校・大阪機工株式會社
考査部	部長	吉田 卯之助	（兼任）
第一課	課長	吉田 卯之助	
第二課	課長	吉田 卯之助	
第三課	課長	吉田 卯之助	

九 常設委員會

一、精密機械統制會資材委員會

委員長 久富 佛彌 彦

十 統制會設立關係資料

- (一) 工作機械部會
- (二) 工具部會
- (三) 軸受部會
- (四) 精密機器部會
- (五) 試驗機器部會

委員長 備藤 三郎

- (一) 工作機械部會技術委員會
- (二) 工具部會技術委員會
- (三) 軸受部會技術委員會
- (四) 精密機器部會技術委員會
- (五) 試驗機器部會技術委員會

委員長 松田 德太郎

(一) 會員資格者指定（昭和十六年十二月一日商工省告示第千九百九十一號）  
重要産業團體令第七條ノ規定ニ依リ精密機器ノ製造及販賣ニ關スル事業ノ統制會ノ會員タル資格ヲ有スル者左ノ通指定ス

（會員資格者名略）

(二) 設立命令（昭和十六年十二月一日商工省告示第千九百九十二號）

重要産業團體令第八條第一項及重要産業團體令施行規則第

精密機械統制會（統制會設立關係資料）

一條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通定ム  
昭和十六年十二月商工省告示第千九百九十一號ヲ以テ指定シタル者ハ精密機器ノ製造及販賣ニ關スル事業ノ統制會ヲ設立スベシ  
前項ノ統制會ノ設立ノ認可ヲ申請スベキ期限ハ昭和十七年一月十五日迄トス

(三) 設立委員指名（昭和十六年十二月一日商工省告示第千九百九十三號）

重要産業團體令施行規則第一條第二項ノ規定ニ依リ精密機

四四五



精密機械統制會（統制會設立關係資料）

四四六

器ノ製造及販賣ニ關スル事業ノ統制會ノ設立委員左ノ通任命シタリ

- |                    |        |
|--------------------|--------|
| 株式會社大隈鐵工所取締役社長     | 大隈 榮一  |
| 大阪機工株式會社取締役社長      | 原 清明   |
| 株式會社唐津鐵工所取締役社長     | 竹尾 年助  |
| 國產精機株式會社取締役社長      | 齋藤 浩介  |
| 芝浦工作機械株式會社代表取締役    | 古市 龍雄  |
| 品川精機株式會社取締役社長      | 池貝 杉二  |
| 株式會社園池製作所專務取締役     | 山内 種秀  |
| 株式會社津上安宅製作所取締役社長   | 津上 退助  |
| 東洋機械株式會社取締役社長      | 元良 信太郎 |
| 東洋ベヤリング製造株式會社取締役社長 | 丹羽 昇   |
| 株式會社新潟鐵工所取締役社長     | 大内 愛七  |
| 日本光學工業株式會社取締役會長    | 斯波 孝四郎 |
| 日本精工株式會社取締役社長      | 高橋 是賢  |
| 株式會社野村製作所取締役社長     | 石塚 象藏  |
| 不二越鋼材工業株式會社取締役社長   | 井村 荒喜  |

- |       |        |
|-------|--------|
| 古市 龍雄 | 高橋 是賢  |
| 原 清明  | 斯波 孝四郎 |
| 井村 荒喜 | 大隈 榮一  |
| 齋藤 浩介 |        |
- 精密機器ノ製造及販賣ニ關スル事業ノ統制會ノ會長ノ銓衡委員ヲ命ス
- (五) 精密機械統制會創立總會
- 一、日時 昭和十七年一月十日
  - 二、場所 電氣協會
  - 三、議事
    - 一 定款ノ決定
    - 二 統制會ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法ノ決定
    - 三 初年度（自昭和十七年一月至昭和十七年三月三十一日）ノ收支豫算及初年度ニ於ケル重要産業團體令第十九條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法ノ決定
- (六) 設立認可（昭和十七年一月十二日商工省告示第十號）

精密機器ノ製造及販賣ニ關スル事業ノ統制會ハ昭和十七年

一月十日成立シタリ其ノ定款左ノ如シ

(定款略)

(七) 會長任命（昭和十七年一月十二日商工省告示第十一號）

重要産業團體令第十四條第一項ノ規定ニ依リ昭和十七年一月十日原清明ヲ精密機械統制會ノ會長ニ任命シタリ

(八) 理事認可（昭和十七年一月十二日商工省告示第十二號）

重要産業團體令第十四條第五項ノ規定ニ依リ昭和十七年一月十日精密機械統制會ノ理事任命ノ件左ノ通認可シタリ

- |         |        |
|---------|--------|
| 三 根、繁 太 | 金田 健太郎 |
| 久富 佛彌彦  | 備藤 三郎  |



附 録

精機資材配給株式會社

設立年月日—昭和十八年六月三十日  
所 在 地—東京都日本橋區室町一ノ七  
(三越七階)

電 話—日本橋(24)二〇三一、二六  
九四、五六四四

大阪出張所—統制會大阪支部内

名古屋出張所—統制會名古屋支部内

一 定 款

第一章 總 則

第一條 當會社は精機資材配給株式會社と稱す

第二條 當會社は左の業務を営むを以て目的とす

一、精密機械統制會會員が當該事業を営むに必要な資材の買入及配給

二、其の他に之に附帶する一切の業務

第三條 當會社の資本總額を金壹百萬圓とす

第四條 當會社は本店及支店を左の地に置く

本店 東京都

支店 大阪市、名古屋市

但し取締役會の決議により必要と認むる地に出張所を置く事を得

第五條 當會社の公示は官報に掲載して之を爲す

第二章 株 式

第六條 當會社の總株式數は貳萬株、壹株の金額を金五十圓とし全額一時に拂込ましむ

第七條 當會社の株券は記名式とし壹株券、拾株券、百株券の三種とす

第八條 株主及其法定代理人は其の氏名、住所、印鑑を當會社に届置くべし、其の變更ありたるとき亦同じ

第九條 株主は當會社取締役會の承諾を得るにあらざれば株式の譲渡を爲すことを得ず株券の裏書による譲渡は之を禁ず

第十條 株式の譲渡による株式名義の書換を請求せんとするときは當會社所定の請求書及株券裏面に當事業者又は其代理人記名捺印の上譲受人の印鑑を添へ之を當會社に提出すべし

代理人による場合は其の代理權を證する書面を添附すべし

第十一條 株券の喪失に依り株券の再發行を請求せんとするときは當會社所定の請求書に除權判決の正本又は謄本を添へ當會社に請求すべし

第三章 株主總會

第十二條 定時株主總會は毎決算終了後二ヶ月以内に之を招集す

前項の外必要の都度臨時株主總會を招集す

第十三條 總會に於ける株主の議決權は壹株に付壹個とす總會の決議は法令に別段の定めある場合を除く外出席株主の議決權の過半数を以て之を爲す

精密機械統制會（精機資材配給株式會社）

第十四條 總會の議長は取締役社長之に任ず、取締役社長

事故あるときは他の取締役之に任ず

第十五條 總會に出席する株主代理人は當會社の株主たることを要す

第十六條 總會の議事の經過の要領及其結果は之を議事録に記載し議長並に出席したる取締役及監査役之に署名することを要す

第四章 役 員

第十七條 當會社に取締役五名以内、監査役三名以内を置く

第十八條 取締役及監査役は株主總會に於て之を選任す

第十九條 取締役の任期は參年、監査役の任期は貳年とす

但し任期中の最終の決算期に關する定時總會以前に任期満了するときは其の總會の終結の日まで之を伸張す

第二十條 取締役は互選を以て社長壹名、專務取締役壹名を定む

第二十一條 取締役は監査役に缺員を生じたるときは補缺選舉を行ふ

補缺選舉に依り選任せられたる者の任期は前任者の殘任



期間とす

第二十二條 役員報酬は株主總會の決議を以て之を定む

第五章 計 算

第二十三條 當會社の決算は毎年三月及九月の二回とす

第二十四條 取締役は每營業年度の終に於て諸勘定を決算し營業報告書、財産目錄、貸借對照表、損益計算書及利益處分案を作成し之を株主總會に提出することを要す

第二十五條 毎期總收入金より諸經費及損失金を控除したる殘額を純益金とし株主總會の決議に依り之を分配す

第二十六條 役員賞與及交際費は取締役會に於て之を定む

二 事業計畫の概要

一、精機資材配給株式會社（以下會社と稱す）は精密機械統制會（以下統制會と稱す）の取扱機器の製造に要する各資材の買取及配給を目的とし其の取扱資材の種類並範圍は左の通りとす  
取扱ひ資材並に範圍は左の○印を附せるもの

資材名	統制會取扱機器名				備 考
	工作機械	工 具	軸 受	精密機械	
銑 鐵	○				自家鑄造用銑鐵のみ
普通鋼鋼材	○				
特殊鋼鋼材	○				
鐵鋼二次製品	○	○	○	○	
特殊鋼二次製品	○	○	○	○	
非 鐵 地 金	○	○	○	○	自家鑄造用地金のみ
非鐵壓延品	○	○	○	○	

輕金屬地金  
輕金屬壓延品  
其他雜品

（註）右の取扱品目は凡て機器の構成材、治具材等の運轉用資材のみにして工場擴充用建設材等の土建用資材は本會社にて取扱はず  
取扱物資と非取扱物資の具體的區分

自家鑄造用地金のみ

取扱物資と非取扱物資の具體的區分

資の具體的區分

- 一、會社は取扱ひ資材に付て夫々の配給統制規則又は配給統制要綱に依る特殊販賣業者たる資格の指定を受けるものとす
- 二、統制會々員たる機器製造業者に對しては統制會より割當したる上記取扱資材に付て夫々指定期日以後は當會社以外の販賣業者より絶対に現品購入をせしめざる處置を講ずるものとす
- 三、會社は資材配給系路の種類に應じ鐵鋼販賣統制株式會社、鐵鋼原料統制株式會社、特殊鋼販賣株式會社、日本線材製品統制株式會社、日本金屬配給株式會社、電線配給株式會社、壓延金屬配給株式會社、帝國輕金屬統制株式會社等の配給統制機關と夫々直接賣買契約をなすものとす

- 但し配給統制機關なき資材に付ては製造業者と直接賣買契約をなすものとす
- 五、各資材の受渡場所は凡て本會社の指定する各地營業倉庫の河岸渡し又は賣主の倉庫置場とす  
但し大口需要のものにして製造業者より統制會々員へ直送するを相互に便宜とするものには此の限に在らず
- 六、營業倉庫は差當り三菱倉庫（東京、大阪、名古屋）を利用す
- 七、受渡し場所迄の輸送は賣主（即ち製造業者若くは配給統制機關）の擔當範圍とし同場所に於て荷受後の倉入荷捌及統制會々員に對する引渡しは本會社と連絡の上三菱倉庫之行ふ



八、受入資材にして検査を必要とするものに付ては營業倉庫所在地に於ける統制會々員工場の材料試験室を委託利用す

九、統制會々員に對する受渡は可及的に會員工場持込渡とし已むを得ざる場合は營業倉庫置場渡とす營業倉庫より會員工場迄の輸送は營業倉庫が従前より特殊的關係を以て利用せる專屬運送業者をして行はしむるものとし、この場合に於て輸送効率の發揮に遺憾なきを期するため積荷品の荷繰りに付特別の考慮を拂ふものとす

十、取扱資材の中普通鋼々材、特殊鋼々材に關しては會社契約品の生産を擔當せる主要製鋼業者の生産進捗状況、輸送計畫状況に付連絡を緊急ならしむる爲、現地派遣員を置く

十一、會社の買取價格は普通鋼々材に付ては最高販賣價格とし、特殊鋼々材、鐵鋼二次製品、特殊鋼二次製品、非鐵地金、非鐵壓延品、輕金屬壓延品等に付ては會社の經費を調達し得る範圍内に於て各々最終販賣價格よ

り値引せる價格にて買取るものとす

十二、統制會々員に對する賣渡價格は凡て販賣業者としての公定價格を以てするものとす

三 役員

社長	原 清 明
專務取締役	太田 敬 一
取締役	佐藤 笠 太郎
監査役	金田 健 太郎
	久富 佛 彌 彦

# 電氣機械統制會

所在地	東京都麴町區有樂町一ノ三
電話	丸ノ内(23)三五八一―七番(代表)
設立命令	昭和一六・一一・二九
創立	昭和一七・一・一二
會員數	三〇五



電氣機械統制會 目次

一定	款	四五	八 主要役職員氏名	四九六
二 統制規程		四六	九 常設委員會	四九八
三 統制品目		四七	十 統制會設立關係資料	五〇三
四 役員氏名		四七	附 錄	
五 會員名簿		四七	ラジオ受信機統制組合定款・役員	五〇六
六 事務局分掌規定		四九	ラジオ受信機配給株式會社定款・役員	五〇〇
七 出張所及地方事務所		四九	標準電氣機械共販株式會社定款・役員	五〇五

一定 款

昭和十七年一月十二日商工大臣認可  
 昭和十七年一月十三日商工省告示第十九號  
 昭和十七年一月十三日施行

第一章 總 則

第一條 本會は本邦に於ける電氣機器、發電用の蒸氣罐、蒸氣タービン及水車並に電氣通信機器(以下電氣機械と稱す)の製造及販賣に關する事業(以下電氣機械事業と稱す)の確立を期し以て高度國防國家體制を完備する爲其の綜合的統制運営を圖り且電氣機械事業に關する國策の立案及遂行に協力することを目的とす

第二條 本會は重要産業團體令に依り設立し電氣機械統制會と稱す

第三條 本會の事務所は東京都に之を置く會長必要ありと認むるときは主要都市に支部又は出張所を設けることを得

第四條 本會の公告は官報を以て之を爲す

第五條 本會は電氣機械事業を營む者及電氣機械事業を營

む者を以て組織する團體にして商工大臣の指定したるものを以て之を組織す

第三章 事業及其執行

第六條 本會は第一條の目的を達する爲左の事業を行ふ

一 電氣機械の生産及配給並に電氣機械事業に要する資材、設備、資金、勞務、燃料、動力等の需給に關する政府の計畫其の他電氣機械事業に關する政府の計畫に對する參畫

二 電氣機械の生産及配給に關する統制指導

三 電氣機械事業に要する資材、設備、資金、勞務、燃料、動力等の需給に關する統制指導

四 電氣機械事業の體制の整備確立に關する事項

五 電氣機械の價格に關する事項

六 電氣機械事業に於ける技術の向上、能率の増進、規格の統一及經理の改善其の他電氣機械事業の發達に關



する施設に關する事項

- 七 電氣機械事業に關する調査及研究に關する事項
- 八 會員及會員たる團體を組織する者の電氣機械事業に屬する事業に關する検査に關する事項
- 九 前各號に掲ぐるものの外本會の目的を達するに必要なる事項

第七條 會員又は會員たる團體を組織する者の電氣機械事業に關する統制に付ては統制規程の定むる所に依る

第八條 本會の事業の執行に關し必要なる事項は別に之を定む

第四章 役員

第九條 本會に左の役員を置く

- 會長 一人
- 理事長 一人
- 理事 若干人
- 監事 若干人
- 評議員 若干人

會長必要ありと認むるときは副會長一人を置くことを得

第十條 會長は本會を代表し電氣機械事業の統制指導其の

他の會務を總理す

副會長は會長を輔佐し會長事故あるときは其の職務を代理し會長缺員のときは其の職務を行ふ

理事長は會長及副會長を輔佐し會務を掌理し會長及副會長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長及副會長共に缺員のときは會長の職務を行ふ

理事は會長、副會長及理事長を輔佐し會務を分掌し豫め會長の定むる順位に依り會長、副會長及理事長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長、副會長及理事長共に缺員のときは會長の職務を行ふ

監事は本會の財産の状況を監査す

評議員は會長の諮問に對し答申し又は會長に對し意見を具申す

第十一條 會長は商工大臣の任命したる銓衡委員の推薦したる者の中より商工大臣の命じたる者とす

副會長、理事長、理事及評議員は電氣機械事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より會長之を命ず但し副會長、理事長及理事の任命は商工大臣の認可を受くるものとす

監事は評議員の過半数の同意を以て之を選任す

第十二條 役員任期は左の通とす

- 會長 三年
- 副會長 三年
- 理事長 三年
- 理事 三年
- 監事 二年
- 評議員 二年

會長必要ありと認むるときは任期中と雖も商工大臣の認可を受け副會長、理事長又は理事を解任することを得

補缺の爲任命又は選任せられたる者の任期は其の前任者の殘任期間とす

第十三條 會長、副會長、理事長及理事は他の職務又は商業に従事することを得ず但し商工大臣の認可を受けたるときは此の限に在らず

第五章 會議

第十四條 會議を分ちて總會及評議員會とす

總會は會員を以て之を組織し評議員會は評議員を以て之を組織す

第十五條 總會は通常總會及臨時總會とす

電氣機械統制會（定款）

通常總會は毎事業年度終了後二月以内に之を開催し臨時總會は會長必要ありと認むるとき之を開催す

前項の事業年度は一年とし毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

總會は會長之を招集す

總會を招集するには會員に對し少くとも二週間前に會議の目的たる事項、日時及場所を示し招集の通知を發するものとす

總會の議長は會長之に當る

第十六條 左に掲ぐる事項は總會に諮り會長之を決す

- 一 定款の變更
- 二 收支豫算
- 三 第二十二條又は第二十三條の規定に依る賦課金の賦課徵收方法

第十七條 會長は毎年通常總會に本會の事業の状況を報告し監事をして財産の状況を報告せしむ

第十八條 評議員會は會長必要ありと認むるとき隨時之を開催す

評議員會の議長は會長之に當る



第六章 事務局

第十九條 本會の事務を處理する爲本會に事務局を置く  
第二十條 理事長は會長の指揮監督を承け事務局を統理す  
第二十一條 前二條の外事務局及其の職員に關する事項は別に之を定む

第七章 會計

第二十二條 本會は會員に對し經費を賦課す  
第二十三條 本會は其の事業を行ふ爲特に必要あるときは商工大臣の認可を受け會員の全部又は一部に對し前條の規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課することを得  
第二十四條 前二條の規定に依る賦課金の徵收に關しては別に定むる所に依る  
第二十五條 本會の會計年度は第十五條第三項に定むる事業年度に依る

第八章 解散及清算

第二十六條 本會は商工大臣の命令に因りて解散す  
第二十七條 清算人は商工大臣の解散の通知に基き裁判所の選任したる者之に當る  
第二十八條 清算人は本會を代表し清算を爲すに必要な一切の行爲を爲す權限を有す  
第二十九條 清算人は裁判所の認可を受け清算及財産處分の方法を定む  
第三十條 本會は解散の後と雖も裁判所の認可を受け其の債務を完済するに必要な金額を賦課徵收することを得  
第九章 過怠金  
第三十一條 本會は本定款に違反したる會員に對し五千圓以下の過怠金を課することを得  
第三十二條 本會は統制規程に違反したる會員に對し壹萬圓以下の過怠金を課することを得

二 統制規程

昭和十七年五月十三日商工大臣認可  
商工省告示第五百五十三號  
昭和十七年八月一部變更

第一條 本規程に於て電氣機械とは左に掲ぐる機器並に其の部分品及附屬品にして會長の指定したるものを謂ふ

- 一 電氣機器
- 二 設電用の蒸氣機、蒸氣タービン及水車
- 三 電氣通信機器

第二條 會員は一定期間毎の電氣機械の製造及販賣に關する事業(以下單に事業と稱す)の事業計畫を定め會長の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

會長必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け前項の事業計畫の變更を命ずることあるべし

會員は第一項の事業計畫を實施すべし

第三條 會員は一定期間毎の其の事業に要する資材(燃料及動力並に部分品及附屬品を含む以下單に資材と稱す)にして會長の指定するものの需要豫定數量を記載したる資材計畫書を會長に提出すべし

第四條 會長必要ありと認むるときは會員をして資材の使用狀況若は取得狀況に付必要なる報告を爲さしめ又は會員に對し資材の使用若は取得に關し數量、用途、取得先其の他必要なる事項を指示することあるべし

會長前項の規定に依り會員に對し其の供給を受くる部分品の種類、數量若は供給者に付必要なる事項を指示し又は電氣機械の製造に會長の指定する資材を使用すべきことを命じ若は其の使用を制限せんとするときは商工大臣の承認を受くるものとす

第五條 會長資材の需給調整を圖る爲特に必要ありと認むるときは會員に對し資材の保有、交換、貸與又は譲渡に關し必要なる事項を指示することあるべし

第六條 會員は電氣機械の受註を爲す場合に於ては受註査定票を會長に提出すべし但し陸軍又は海軍より當該電氣機械製造用の資材の配給を受くる場合及會長の指定したる電氣機械に付ては此の限に在らず

會長前項の受註査定票を受理したるときは其の定むる受註査定細則に依り受註の可否を査定し當該會員に之を通知す

會長前項の規定に依り受註の承認を爲したる場合に於ては當該電氣機械製造用資材の割當數量を決定し之を當該會員に通知す  
會員は第二項の規定に依り受註の承認を受くるに非ざれ



ば受註に係る電氣機械の製造を爲すことを得ず但し第一項但書の場合及特別の事由に因り會長の承認を受けたる場合は此の限に在らず

會員は第三項の規定に依る割當に依り取得したる資材を當該電氣機械の製造以外の用途に供することを得ず但し會長の指定したる場合及特別の事由に因り會長の承認を受けたる場合は此の限に在らず

第七條 會長必要ありと認むるときは會員に對し前條第二項の規定に依る受註の承認を爲したる電氣機械の規格、數量又は完成時期に付必要なる指示を爲すことあるべし、會員已むを得ざる事由に依り前項の規定に依る會長の指示に従ふこと能はざるときは會長の承認を受くべし

第八條 會員陸軍又は海軍より資材の配給を受くべき電氣機械を受註せんとするときは一定期間毎に取纏め會長に届出づべし但し已むを得ざる事由に因り事前の届出を爲すこと能はざるときは之を一定期間毎に取纏め會長に届出づべし

第九條 會長必要ありと認むるときは會員に對し生産分野の割當、生産の割當、規格の統一其他電氣機械の製造

に關し種類、數量其他必要なる事項を指示することあるべし

會長前項の規定に依り生産分野の割當又は規格の統一を爲さんとするときは商工大臣の承認を受くるものとす會員已むを得ざる事由に因り第一項の規定に依る會長の指示に従ふこと能はざるときは會長の承認を受くべし

第十條 會員は會長の指定したる電氣機械の生産工程計畫を記載したる生産工程表を會長に提出すべし之を變更せんとするとき亦同じ

第十一條 會長必要ありと認むるときは會員をして其の製造中の電氣機械の製造工程に關し必要なる報告を爲さしめ又は會員に對し其の製造中の電氣機械の製造工程の變更に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十二條 會員は一定期間毎の電氣機械の製造完了状況を記載したる書類を會長に提出すべし

第十三條 會員は一定期間毎の會長の指定したる電氣機械

の納入状況を記載したる書類を會長に提出すべし  
會長必要ありと認むるときは會員に對し前項の書類の外受領書の寫其他の證憑書類を提出すべきことを命ずることあるべし

第十四條 會長必要ありと認むるときは會員に對し電氣機械の販賣に關し條件、時期、販賣先其他必要なる事項を指示することあるべし

第十五條 會長事業の統制運営上特に必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け會員に對し事業設備の新設、増設、變更、廢止、休止、貸與、借受、讓渡又は讓受に關し必要なる事項を指示することあるべし

會長事業の統制運営上特に必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け會員に對し事業の開始、廢止、休止、讓渡、讓受、委託經營又は共同經營に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十六條 會長必要ありと認むるときは會員に對し一定期間毎の事業設備の建設状況を記載したる書類を提出すべきことを命ずることあるべし

第十七條 會員は一定期間毎の電氣機械の輸送豫定數量を

記載したる輸送計畫書及一定期間毎の電氣機械の輸送數量を記載したる輸送実績報告書を會長に提出すべし但し會長の指定したる場合は此の限に在らず

第十八條 會長必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け會員に對し電氣機械の製造技術の研究改善、公開又は交流に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十九條 會長必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け會員に對し電氣機械の製造に必要な見本機械又は圖面の利用に關し必要なる事項を指示することあるべし

第二十條 會員は一定期間毎の所要資金の額及調達方法を記載したる資金計畫書を會長に提出すべし

第二十一條 會員は一定期間毎の従業者の雇傭豫定人員を記載したる勞務計畫書及一定期間毎の従業者の雇傭人員を記載したる勞務実績報告書を會長に提出すべし

第二十二條 會長電氣機械の生産の確保を圖る爲特に必要ありと認むるときは會員に對し従業者の作業能率の増進又は移動に關し必要なる事項を指示することあるべし

第二十三條 會長必要ありと認むるときは會員に對し電氣機械の豫定原價計算又は原價計算を記載したる書類を提



出すべきことを命ずることあるべし

第二十四條 會長特に必要ありと認むるときは會員に對し其の事業の經理の改善に關し必要な事項を指示することあるべし

第二十五條 會長事業の統制運営上又は其の發達を圖る爲必要ありと認むるときは其の定むる所に依り會員に對し補償金、補助金又は獎勵金を交付することあるべし

第二十六條 會員は一定期間毎の事業狀況を記載したる事業報告書を會長に提出すべし

第二十七條 會員は一定期間毎の燃料及動力の使用數量を記載したる燃料動力使用実績報告書を會長に提出すべし

第二十八條 會員は一定時期に於ける資材の保有狀況を記載したる資材保有報告書を會長に提出すべし

第二十九條 會員は法人に在りては毎營業年度經過後遲滞なく財産目録、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、利益金の處分に關する書類及當該營業年度の收支決算を記載したる書類を、個人に在りては毎年二月末日迄に事業に關する前年の收支決算を記載したる書類を會長に提出すべし

第三十條 左に掲ぐる場合に於ては會員は遲滞なく之を會長に届出づべし

一 本規程に依る會長の指示又は命令を受けたる事項を完了したるとき

二 電氣機械の生産の遂行に關し重大なる事故發生したるとき

三 第二條第一項の事業計畫又は第十條第一項の生産工程計畫を實施すること能はざるに至りたるとき

第三十一條 左に掲ぐる場合に於ては會員は遲滞なく之を會長に届出づべし

一 商號若は氏名名稱又は主たる營業所の位置を變更したるとき

二 定款を作成し又は變更したるとき

三 株金若は出資金の拂込を徴收し又は社債を發行したるとき

四 取締役又は監査役の選任又は退任ありたるとき

第三十二條 會長事業の統制運営上必要ありと認むるときは會員に對し其の事業に關し必要な事項の報告を命ずることあるべし

第三十三條 第二條第一項、第三條、第六條第一項、第八條、第十條第一項、第十二條、第十三條第一項、第十六條、第十七條、第二十條、第二十一條及第二十六條乃至第二十九條の規定に依り提出すべき書類の様式、第二條第一項、第三條、第八條、第十條第一項、第十二條、第十三條第一項、第十六條、第十七條、第二十條、第二十一條及第二十六條乃至第二十八條の規定に依り提出すべき書類の提出期限、第二條第一項、第三條、第八條、第十二條、第十三條第一項、第十六條、第十七條、第二十條、第二十一條、第二十六條及第二十七條の期間並に第二十八條の時期は會長別に之を定む

第三十四條 第二條第二項、第四條、第五條、第七條第一

項、第九條第一項、第十條第二項、第十一條、第十三條第二項、第十四條乃至第十六條、第十八條、第十九條又は第二十二條乃至第二十四條の規定に依る會長の指示又は命令を受けたる會員は之に従ふべし

第三十五條 第四條、第十一條又は第三十二條の規定に依り報告を命ぜられたる會員は遲滞なく眞實の報告を爲すべし

第三十六條 會員は第二條第一項、第三條、第六條第一項、第八條、第十條第一項、第十二條、第十三條第一項、第十六條、第十七條、第二十條、第二十一條、第二十三條又は第二十六條乃至第二十九條の規定により提出すべき書類に虚偽の記載を爲すことを得ず

三 統制品目

機種

種

管

罐

圖

說

明

一、發電用蒸氣罐

(一) 水

管

罐

(二) 煙

管

罐

(三) 特

殊

罐

一貫作業を爲す工場の製造する部分品は之を含む







- (十八) エツクス線装置
- (十九) 電熱器

圖

説

明

五、電氣通信機器及同部分品

- (二十) 電氣收塵装置電氣部分品
- (二十一) 蓄電池車
- (一) 電信機 (自動報時機を含む)
- (二) 電信集信機
- (三) 電信交換機
- (四) 電信中繼機
- (五) 電話機
- (六) 電話交換機 (分線盤及配線盤を含む)
- (七) 電話中繼機
- (八) 無線送信機
- (九) 無線受信機
- (十) 無線送受信機

孵卵器、育雛器、紙加熱器、ダイヤ加熱器、七輪、電氣ポンプ、電氣ファン、電氣レンジ、電氣ライターの他に類するもの

電信監査機及電信試験臺を含む

交換機専用、試験機及同装置記録臺、案内臺、監督臺、監視臺、市外交換機、市外器群、自動發聲器、彈器類を含む

ラジオ受信機を含む

無線導送信装置及無線導受信装置

- (十一) 無線方位測定装置
- (十二) 無線標識装置
- (十三) 無線導導装置
- (十四) 無線遠方制御装置
- (十五) 有線遠方制御装置 (搬送遠方制御装置を含む)
- (十六) 搬送電信装置
- (十七) 搬送電話装置
- (十八) 有線放送装置 (局用分波器を含む)
- (十九) 有線放送受信機 (有線兼用受信機を含む)
- (二十) 増幅器
- (二十一) 裝荷線輪
- (二十二) 電氣音響装置 (フィルム式録音機及フィルム式音響再生機を除く)
- (二十三) 有無線連絡装置
- (二十四) 秘話装置
- (二十五) 指令通信装置
- (二十六) 監視信號電送装置
- (二十七) 制御信號電送装置

電氣機械統制會 (統制品目)



電氣機械統制會(統制品目)

機種

範

圖

説

明

火災報知機、ラジオロケータ、高度測定器其の他に類するもの

- (二十八) 模寫電送装置
- (二十九) 寫真電送装置
- (三十) テレビジョン装置
- (三十一) 超音波通信装置
- (三十二) 通信機用變成器
- (三十三) 特殊通信装置  
(通信應用装置を含む)
- (三十四) 電氣通信機器部分品  
送話機  
受話機  
送受話機  
マイク  
イヤホン  
高聲度計器  
電話度計器  
磁石式電話用發電機
- 六、蓄電池器
- 七、水晶振動子
- 八、真空管
- 蓄電池器
- 水晶振動子
- 真空管(照有用放電燈以外の放電管を含む)

通信用真空管、熱陰極水銀整流管、磁電管、電視用送像管、真空蓄電池器、エツクス線管、エツクス線用整流管、石英水銀燈、整流管、格子又は點弧制御放電管、真空振動子管、ブラウン管、光電管、二次電子管、定電壓放電管、波長計用ネオン管、ネオン檢電管、スケクト

九、蓄電池  
一〇、電氣計測機器  
及工業計測機器  
(計測自動調節裝置を含む)

蓄電池

(一) 電氣測定標準器

(二) 電流計測器(自動車部分品專業工場の製造する電流計を除く)

(三) 電氣量計測器

(四) 電壓計測器  
(電位差計及電位差計式自動調節裝置を含む)

(五) 電力計測器

(六) 電力量計測器

(七) インピーダンス計測器  
(抵抗計、靜電容量計、インダクタンス計及ブリッジ式自動調節裝置を含む)

(八) 位相計測器(力率計を含む信號保安裝置及同部分品專業工場の製造する位相計を除く)

(九) 周波數計測器

(十) 磁氣測定器

(十一) オシログラフ

(十二) 電子顯微鏡

電氣機械統制會(統制品目)

ル用放電管、錄音用放電管、格子抵抗管、安定抵抗管、保安用真空管、繼電用真空管其の他に類するもの  
標準電池、標準抵抗器、標準誘導器、標準蓄電池器、標準計器用變成器其の他に類するもの  
電流計及檢流計  
積算電流計  
電壓計、真空管電壓計、電位計、電位差計及電位差計式自動調節裝置  
電力計  
積算電力計  
インピーダンス計、抵抗計、絶縁抵抗計、靜電容量計、インダクタンス計、ブリッジ、組立試驗器、回路試驗器、ポンドテスト電力用電綫試驗器及ブリッジ式自動調節裝置  
位相計、力率計及同期檢定器  
周波計及周波數ブリッジ  
磁束計、導磁率測定器、鐵損測定器、履歷現象測定器、磁氣探傷器其の他に類するもの







電氣機械統制會(統制品目)

- (二十八) 電氣通信用通話測定器
- (二十九) 音響計測器
- (三十) ラジオゾンデ
- (三十一) 特殊氣象觀測装置  
(度量衡法の計量器を除く)

- (三十二) 電氣式測程儀
- (三十三) 羅針儀
- (三十四) 音響測深儀
- (三十五) 特殊計測器  
(電氣式時計を含む)
- (三十六) 電氣式特殊試験機

電氣機械統制會(統制品目)

- 電話レベル測定器、通話能率測定器、漏話測定器及雑音レベル測定器
- 音響計及音響測定器を含む
- 地震計、検潮器、シロスダット、雨量計、風信器、測風器、蒸發計、風力計、晴雨計、スタートスコープ、浮力測定器、アネモシネモノグラフ、風信風力計、氣壓計、高度計、雲鏡、その他之に類するもの
- 轉輪羅針儀、磁氣羅針儀、船舶用自動操舵装置、航空機用自動操舵機及航跡自記器
- 檢漏計、檢電器、内給表示器、檢相器、火花間隙装置、電氣式時計(タイムレコーダを含む)その他之に類するもの
- 導通試験器、繼電器試験器、變成器試験器、電氣子試験器、電氣磁氣材料試験装置、其の値之に類するもの

●備考 專業工場とは當該工場に於ける當該物品の生産額が當該工場に於ける總生産額の八割以上を占むる工場を謂ふものとす

四 役員氏名

- 會長 安川 第五郎
- 理事長 小林 康治
- 理事 伊藤 文壽
- 理事 佐島 仁左
- 同 服部 勝雄
- 同 柳澤 芳次郎
- 同 宮島 文吾
- 同 押田 三郎
- 同 船田 要之助
- 同 横河 時介
- 同 梶井 剛
- 同 郷古 潔
- 同 重宗 雄三
- 同 島津 常三郎
- 同 清水 莊平
- 同 清水 與七郎

電氣機械統制會(役員氏名)

- 東京都赤坂區青山南町五ノ八一(電・青山一〇一五)
- 同都 小石川區小日向臺町一ノ三四(電・大塚四二〇二)
- 同都 小石川區高田老松町三八(電・牛込五二四九)
- 同都 大森區田園調布三ノ一一二ノ二(電・田園調布二二〇六)
- 同都 大森區田園調布四ノ一七二(電・田園調布二二二二)
- 同都 荏原區小山町八ノ一〇八三(電・荏原二三九一)
- 同都 荏原區下落合三ノ一三二一(電・落合長崎三八七九)
- (沖電氣株式會社常務取締役)
- (汽車製造株式會社取締役社長)
- (株式會社横河電機製作所取締役社長)
- (住友通信工業株式會社取締役社長)
- (三菱重工業株式會社取締役會長)
- (株式會社明電會取締役社長)
- (株式會社島津製作所取締役副社長)
- (株式會社北辰電機製作所取締役社長)
- (東京電氣株式會社取締役社長)



電氣機械統制會(會員名簿)

同 高尾直三郎  
 同 中島進治  
 同 平坂英則  
 同 三好松吉  
 同 宮崎駒吉  
 同 安川泰一  
 同 山口喜三郎  
 同 吉江介三  
 同 吉村萬治郎

(株式會社日立製作所副社長)  
 (日本無線電信電話株式會社專務取締役)  
 (日本電波機械株式會社取締役社長)  
 (株式會社電業社原動機製造所專務取締役)  
 (三菱電機株式會社常務取締役)  
 (株式會社安川電機製作所取締役社長)  
 (東京芝浦電氣株式會社取締役社長)  
 (石川島芝浦ターパーン株式會社常務取締役)  
 (富士電機製造株式會社取締役社長)

五會員名簿

東京	東部	神奈川	中部	京都
大坂	兵部	西	特	會員番號地域別表
四七五	四七〇	四七〇	四七一	四七二

會員番號

會員番號	會 員 名	所 在 地
一〇〇	株式會社 北都電機製作所 (東部)	北海道札幌市北三條東八ノ三五二
一〇一	株式會社 夕張製作所	同 夕張市字日吉七
一〇二	日本電氣株式會社	仙臺市長町字山根街道南四七ノ四
一〇三	株式會社 福島製作所 (東京)	福島市三河北町一
一〇四	株式會社 明石製作所	東京都麴町區丸ノ内三ノ一〇
一〇五	株式會社 赤見製作所	同 板橋區下赤塚町一九九〇
一〇六	アスカニア株式會社	同 日本橋區吳服橋一ノ三ノ二
一〇七	株式會社 東電機製作所	同 蒲田區糞谷町三ノ九四二
一〇八	安藤電氣株式會社	同 蒲田區仲蒲田三ノ四
一〇九	安立電氣株式會社	同 麻布區富士見町三九
一一〇	石岡電機製作所	同 品川區東品川四ノ八四及一四五
一一一	石川島芝浦ターパーン株式會社	同 麴町區丸ノ内二ノ二
一一二	株式會社 今泉製作所	同 大森區大森九ノ四二九〇
一一三	磐城炭礦株式會社	同 麴町區丸ノ内一ノ六ノ一
一一四	岩崎通信機株式會社	同 澁谷區代々木上原町一一五三
一一五	宇賀神電機製作所	同 麻布區新堀町四

電氣機械統制會(會員名簿)



電氣機械統制會(會員名簿)

一三	ウロコ無線電機株式會社	東京都城東區南砂町九ノ二四五〇
一四	合名會社梅北製作所	同都 大森區入新井五ノ二四八
一五	東亞電子株式會社	同都 世田谷區北澤四ノ四七二
一六	荏原電機工業株式會社	同都 荏原區小山二ノ四四五
一七	株式會社エビス商會製作所	同都 向島區寺島町五ノ一三〇
一八	遠藤電機株式會社	同都 澁谷區向山町六九
一九	株式會社小穴製作所	同都 淺草區清川町三ノ一二
二〇	株式會社大倉電氣研究所	同都 日本橋區江戸橋二ノ七〇一
二一	大崎電氣工業株式會社	同都 品川區五反田一ノ二六三
二二	大島電機工業株式會社	同都 品川區西大崎一ノ三六
二三	大橋電機工業所	同都 麴町區飯田町一ノ三
二四	沖電氣株式會社	同都 麴町區丸ノ内一ノ六ノ一
二五	小田電氣株式會社	同都 京橋區月島東仲通一ノ五
二六	株式會社勝亦電機製作所	同都 蒲田區糝谷町二ノ六六七
二七	合資會社加藤工業所	同都 赤坂區福吉町一
二八	株式會社加藤電機製作所	同都 芝區芝浦一ノ二四
二九	株式會社川口電機製作所	同都 芝區海岸通三ノ一
三〇	河津無線電機株式會社	同都 品川區東大崎一ノ五〇八
三一	金田電機株式會社	同都 豐島區雜司ヶ谷町五ノ六八〇

電氣機械統制會(會員名簿)

一八	汽車製造株式會社	東京都麴町區丸ノ内二ノ二
一九	株式會社狐崎無線電機製作所	同都 澁谷區向山町七〇
二〇	株式會社絹田電機製作所	同都 目黒區下目黒二ノ二一三
二一	木村製作所	同都 中野區千代田町六七
二二	株式會社協電舎	同都 蒲田區西六郷三ノ二五ノ二
二三	共同電氣株式會社	同都 蒲田區古市町一七四
二四	共同無線電機株式會社	同都 大森區大森二ノ一九九
二五	共和電氣工業株式會社	同都 目黒區上目黒六ノ一三四八
二六	久保田無線電機株式會社	同都 芝區宮本町八
二七	株式會社倉本計器精工所	同都 蒲田區原町六
二八	株式會社栗山電機製作所	同都 目黒區中目黒二ノ六〇五
二九	日本精密電機株式會社	同都 蒲田區原町一七七
三〇	株式會社京濱電機製作所	同都 王子區稻付西町四ノ五八
三一	株式會社小糸製作所	同都 品川區東品川四ノ二六
三二	光音電源機株式會社	同都 品川區西大崎二ノ一四〇
三三	工業電氣計器株式會社	同都 板橋區志村前野町二〇〇〇
三四	國光電機株式會社	同都 淺草區橋場二ノ五
三五	國際電氣通信株式會社	同都 麴町區丸ノ内二ノ三ノ二
三六	五福電機工業株式會社	同都 神田區美土代町三ノ四



電氣機械統制會(會員名簿)

三〇〇	株式會社 齋 電 舍	東京都澁野川區田端町一〇九八
三〇一	株式會社 澤 製 作 所	同都 豐島區池袋一ノ一〇六
三〇二	澤 藤 電 機 株 式 會 社	同都 板橋區志村中台町三九八
三〇三	山 洋 電 氣 株 式 會 社	同都 豐島區西巢鴨一ノ二九一八
三〇四	株式會社 品 川 製 作 所	同都 品川區北品川五ノ四二一
三〇五	品 川 電 機 株 式 會 社	同都 大森區雪ヶ谷町五八ノ一
三〇六	株式會社 芝 浦 製 作 所	同都 京橋區銀座西五ノ二ノ一
三〇七	芝 製 作 所	同都 芝區田村町五ノ七
三〇八	株式會社 澁谷レントゲン製作所	同都 豐島區椎名町八ノ四二八六
三〇九	島 津 計 器 工 業 株 式 會 社	同都 蒲田區下丸子町一八七
三一〇	株式會社 島 村 電 機 製 作 所	同都 目黒區上目黒一ノ二〇三
三一〇	株式會社 下村電友舍製作所	同都 淺草區北松山町三七
三一三	昭 和 電 機 株 式 會 社	同都 王子區岩淵町一ノ四三五
三一三	昭 和 電 機 製 造 株 式 會 社	同都 王子區赤羽町三ノ七八〇
三一四	新 興 製 作 所	同都 蒲田區菘中町一六〇
三一五	株式會社 鈴木通信機製作所	同都 品川區東品川二ノ一七八
三一六	株式會社 鈴 達 電 機 製 作 所	同都 品川區北品川三ノ一九四
三一七	北 野 電 氣 工 業 株 式 會 社	同都 目黒區中目黒二ノ六〇五
三一八	須 藤 電 機 製 作 所	同都 芝區西芝浦三ノ一

三一九	住 友 通 信 工 業 株 式 會 社	東京都芝區三田四國町二
三二〇	株式會社 精 工 社 製 作 所	同都 芝區新橋三ノ一八
三二一	精 巧 舍 製 作 所	同都 豐島區高田南町一ノ二〇六
三二二	株式會社 精 電 舍	同都 麴町區丸ノ内三ノ二
三二三	株式會社 整 電 社 製 作 所	同都 品川區大井水神町二二〇五
三二四	株式會社 大 興 電 機 製 作 所	同都 荏原區西中延四ノ一二八八
三二五	株式會社 大 正 電 機 製 作 所	同都 大森區新井宿七ノ七八
三二六	泰 東 電 機 工 業 株 式 會 社	同都 京橋區木挽町一ノ一
三二七	大 東 電 氣 機 械 製 造 株 式 會 社	同都 品川區北品川四ノ五四四
三二八	第 二 國 產 電 機 株 式 會 社	同都 蒲田區下丸子町二八〇
三二九	大 日 本 計 機 株 式 會 社	同都 麴町區丸ノ内三ノ二(三菱二十一號館)
三三〇	本 多 電 機 株 式 會 社	同都 品川區上大崎四ノ一九〇
三三一	大 有 社 電 機 製 作 所	同都 荒川區三河島町八ノ一三三四
三三二	株式會社 高 岳 製 作 所	同都 麴町區丸ノ内三ノ六
三三三	株式會社 高 梨 製 作 所	同都 品川區東大崎二ノ二九一
三三四	株式會社 高 見 澤 電 機 製 作 所	同都 品川區西大崎三ノ五一五
三三五	合 資 會 社 高 綠 製 作 所	同都 品川區大井水神町二〇六八
三三七	株式會社 玉 川 計 器 製 作 所	同都 目黒區唐ヶ崎六三一
三三八	子 小 七 電 機 株 式 會 社	同都 芝區車町二六

電氣機械統制會(會員名簿)



電氣機械統制會(會員名簿)

三九	株式會社 千野製作所	東京都板橋區板橋町三ノ七八
三九〇	中興電機株式會社	同都 品川區北品川五ノ四八七
三九一	株式會社 塚本電機製作所	同都 京橋區銀座西四ノ三ノ二
三九二	株式會社 帝國コンデンサー製作所	同都 王子區稻付町五ノ七六〇
三九三	株式會社 帝國測器製作所	同都 京橋區月島東仲通九ノ九
三九四	株式會社 寺田電機製作所	同都 目黒區上目黒四ノ二一六八
三九五	株式會社 電業社原動機製造所	同都 蒲田區糀谷町四ノ三〇一七
三九六	株式會社 電元	同都 澁橋區上落合一ノ一二二
三九七	土井電機製作所	同都 芝區白金三光町九三
三九八	東京太田電機株式會社	同都 品川區東品川四ノ一〇四
三九九	株式會社 東京計器製作所	同都 蒲田區東蒲田四ノ三一
四〇〇	株式會社 東京工機製作所	同都 大森區大森二ノ一五八
四〇一	東京芝浦電氣株式會社	同都 京橋區銀座西五ノ二ノ一
四〇二	東京眞空管株式會社	同都 澁谷區下通三ノ四〇
四〇三	東京電機製造株式會社	同都 荒川區南千住町八ノ九四
四〇四	東京電氣時計株式會社	同都 目黒區上目黒七ノ一〇一二
四〇五	東京電波株式會社	同都 大森區馬込町東一ノ一三八一
四〇六	株式會社 東京電氣爐製作所	同都 北多摩郡武藏野町第一四四一
四〇七	東京變壓器株式會社	同都 蒲田區本蒲田一ノ二〇

三九	東京無線電機株式會社	東京都蒲田區下丸子町三一三
三九〇	東光電氣株式會社	同都 麴町區有樂町一ノ三ノ二
三九一	株式會社 東邦製作所	同都 神田區小川町三ノ二
三九二	東北振興精密機械株式會社	同都 板橋區志村西台町九五
三九三	東洋計器電機株式會社	同都 目黒區中目黒二ノ三四六
三九四	東洋通信機株式會社	同都 芝區西應寺町五三
三九五	東洋電機製造株式會社	同都 麴町區丸ノ内三ノ四
三九六	株式會社 下ノ眞空製作所	同都 品川區大井元芝町九五一
三九七	株式會社 中島電機製作所	同都 品川區南品川四ノ五八一
三九八	株式會社 中根電機製作所	同都 澁谷區豐澤町五
三九九	七歐無線電氣株式會社	同都 目黒區中目黒一ノ六六五
四〇〇	株式會社 二井製作所	同都 品川區大井寺下町一四四二
四〇一	株式會社 日幸電機製作所	同都 世田谷區玉川奧澤町一ノ二七五
四〇二	日產無線電氣株式會社	同都 世田谷區玉川等々力町三ノ一六
四〇三	株式會社 日東電機製作所	同都 蒲田區南六郷二ノ三ノ二
四〇四	日本音響電氣株式會社	同都 品川區大井水神町二〇九二
四〇五	日本計器製造株式會社	同都 蒲田區原町一〇
四〇六	日本光音工業株式會社	同都 品川區北品川四ノ五六四
四〇七	有限會社 日本航空電機製作所	同都 世田谷區三軒茶屋町三三八

電氣機械統制會(會員名簿)



電氣機械統制會(會員名簿)

三六	日本高周波株式會社	東京都大森區大森七ノ四〇四
三五	日本信號株式會社	同都 麴町區丸ノ内二ノ二
三〇	日本測定器株式會社	同都 京橋區月島東仲通七ノ四
三二	日本蓄電池株式會社	同都 大森區入新井四ノ七四
三三	合資會社 日本電氣應用製作所	同都 豐島區西巢鴨一ノ二九二〇
三三	日本電波機械株式會社	同都 澁谷區伊達町三八
三四	日本無線株式會社	同都 北多摩郡三鷹町上連雀九三〇
三五	長谷川電機製作所	同都 芝區三田四國町五ノ四
三六	原口無線電機株式會社	同都 目黒區下目黒一ノ一〇五
三七	合資會社 原田製作所	同都 芝區金杉川口町二一
三八	株式會社 日立製作所	同都 麴町區丸ノ内二ノ一二
三九	株式會社 平田製作所	同都 蒲田區新宿町一三二五
三〇	日本電機株式會社	同都 京橋區湊町三ノ四ノ二
三一	株式會社 深川製作所	同都 深川區猿江町一ノ一九
三二	富士航空計器株式會社	同都 蒲田區下丸子町三一
三三	富士電爐工業株式會社	同都 豐島區高田南町一ノ一九五
三四	古河電氣工業株式會社	同都 麴町區丸ノ内二ノ八
三五	株式會社 北辰電機製作所	同都 蒲田區下丸子町三一
三六	合資會社 水谷電機製作所	同都 芝區三田台裏町八

三七	株式會社 三葉製作所	東京都荏原區小山五ノ八八
三八	三菱重工業株式會社	同都 麴町區丸ノ内二ノ四
三九	三菱電機株式會社	同都 麴町區丸ノ内二ノ四
三〇	株式會社 宮田製作所	同都 大森區大森三ノ五五
三一	株式會社 明電舍	同都 品川區東大崎二ノ二七六
三二	メトロ電氣工業株式會社	同都 澁谷區向山町六〇
三三	株式會社 森幸電機製作所	同都 本所區菊川一ノ三三
三四	守谷工業株式會社	同都 荒川區尾久町四ノ一六四〇
三五	株式會社 安田製作所	同都 足立區新田上町二一六
三六	株式會社 八千代電機製作所	同都 澁谷區衆樂町四八
三七	理研電計株式會社	同都 北多摩郡武藏野町吉祥寺一七〇五
三八	山下電氣株式會社	同都 品川區南品川三ノ一二三
三九	山武工業株式會社	同都 麴町區丸ノ内二ノ六
四〇	山田三立社	同都 神田區司町一ノ二三
四一	山田電機株式會社	同都 澁谷區公會堂通八
四二	合資會社 大和電業社	同都 品川區東品川四ノ一〇〇
四三	大和無線電機株式會社	同都 大森區堤方町二二〇
四四	山中電機株式會社	同都 大森區大森二ノ一九八
四五	山菱電機株式會社	同都 大森區大森八ノ三八一九

電氣機械統制會(會員名簿)



電氣機械統制會(會員名簿)

- 三七 株式會社 幸田電機製作所 東京都品川區東品川四ノ三九
- 三八 株式會社 橫河電機製作所 同都 北多摩郡武藏野町吉祥寺三〇〇〇
- 三九 吉山電機製作所 同都 蒲田區西六郷三ノ二五
- 四〇 理研真空工業株式會社 同都 日本橋區吳服橋二ノ一
- 四一 理研電機製造株式會社 同都 日本橋區兜町二ノ一七
- 四二 理研電機無線株式會社 同都 小石川區春日町一ノ一
- 四三 理研電機株式會社 同都 本郷區駒込富士前町四四
- 四四 株式會社 鍊光電機工業所 同都 品川區北品川五ノ四八九

(神奈川)

- 四〇〇 磯野通信機株式會社 橫濱市中區吉濱町一
- 四〇一 株式會社 京三製作所 同市 鶴見區平安町二ノ一三一
- 四〇二 ケー・エム電氣裁斷機商會 神奈川縣鎌倉郡大船町台八一〇
- 四〇三 東京電氣株式會社 川崎市柳町一二〇〇
- 四〇四 松下蓄電池製造株式會社 神奈川縣茅ヶ崎町小和田三四五六
- 四〇五 日蓄工業株式會社 川崎市港町一二五
- 四〇六 日本光機工業株式會社 橫濱市鶴見區榮町通四ノ一八一
- 四〇七 日本通信工業株式會社 川崎市北見方二六〇
- 四〇八 日本音響株式會社 橫濱市神奈川區守屋町三ノ一二
- 四〇九 富士通信機製造株式會社 川崎市上小田中一〇一五

- 四一〇 富士電機製造株式會社 川崎市田邊新田一
- 四一一 東洋真空工業株式會社 橫濱市鶴見區鶴見町一一六七
- 四一二 東洋汽罐株式會社 同市 磯子區磯子町一

(中部)

- 四一〇 株式會社 愛知電機製作所 名古屋市中川區西野町二ノ二三
- 四一一 大竹マグネット工業株式會社 同市 熱田區二番町一ノ四五
- 四一二 大同製鋼株式會社 同市 南區星崎町操出六六
- 四一三 株式會社 中央製作所 同市 熱田區熱田東町神明前二五
- 四一四 中央電氣工業株式會社 同市 昭和區東郊通九ノ七ノ一
- 四一五 合資會社 中部電機製作所 同市 熱田區熱田東町字内濱六八
- 四一六 株式會社 牧田電機製作所 同市 港區七番町三ノ六
- 四一七 大日特殊工作所 石川縣石川郡野々市町ツ一

(京都)

- 四一八 株式會社 井上電機製作所 京都市乙訓郡向日町大字寺戸小字修理式一八
- 四一九 伊原電機製作所 京都市東山區山科島向町一四
- 四二〇 浦谷電機製作所 同市 下京區吉祥院西庄門口町二五
- 四二一 オクダ電機株式會社 同市 下京區唐橋經田町三
- 四二二 株式會社 奥村電機製作所 同市 下京區西七條八反町四八
- 四二三 京都精工株式會社 同市 上京區北大路通千本西入衣笠殿町二三

電氣機械統制會(會員名簿)



電氣機械統制會(會員名簿)

五五	株式會社 桑山電機製作所	京都市右京區西院矢掛町一六
五七	株式會社 島津製作所	同市 中京區西ノ京桑原町一八
五八	西澤製作所	同市 中京區河原町丸太町下ル東入末丸町二四八
五九	日新電機株式會社	同市 右京區梅津高畝町二〇
六〇	日本電池株式會社	同市 下京區吉祥院西ノ庄猪之馬場町第三ノ二
六一	日本輸送機株式會社	京都市乙訓郡新神足村字神足鳥打畑一ノ三
六二	株式會社 宮木電機製作所	京都市中京區西ノ京原町四
六三	株式會社 立正電機製作所	同市 下京區吉祥院中島町六三
(大阪)		
六四	旭海兵機株式會社	大阪府南河內郡志紀村大字弓削七六一六
六五	株式會社 蘆田工業所	大阪市大淀區大仁西一ノ四四
六六	尼崎電機株式會社	同市 東住吉區平野大通三四
六七	伊吹工業所	同市 旭區赤川町一六七二ノ二
六八	株式會社 牛尾製作所	同市 西淀川區佃町九〇三
六九	大阪機工株式會社	同市 大淀區豐崎西通一ノ四
七〇	大阪電氣株式會社	同市 住吉區北加賀屋町四
七一	株式會社 大阪電機工業所	同市 大淀區本庄川崎町四ノ一
七二	株式會社 大阪電機製作所	同市 西淀川區佃町一四九〇
七三	大阪變壓器株式會社	同市 北區堂島濱通一

八〇	株式會社 大友ピストリング製作所	大阪市東淀川區野中南通三ノ二八
八一	岡島製作所	同市 東淀川區三津屋南通六ノ七
八二	株式會社 奧谷製作所	同市 東淀川區堀上通三ノ三九
八三	神內電機製作所	同市 東淀川區田川通四ノ二
八四	川井電氣株式會社	同市 大淀區中津本通一ノ六
八五	關西電機工業株式會社	同市 福島區海老江上四ノ八
八六	太洋電機工業株式會社	同市 天王寺區南玉造町八
八七	旭東鋼機株式會社	同市 東淀川區宮原町五六二
八八	錦水電機工業株式會社	同市 西成區長橋通二ノ二二
八九	株式會社 黑崎製作所	同市 西淀川區野里町六〇六
九〇	桑畑電機製作所	同市 大正區泉尾竹ノ町二ノ八
九一	株式會社 小出機械製作所	同市 東成區片江町三一九
九二	小島電機製作所	同市 東區高麗橋二ノ九
九三	株式會社 小松英製作所	同市 東淀川區三津屋南通五ノ二四
九四	株式會社 三榮製作所	同市 西淀川區野里町一七七
九五	住友電氣工業株式會社	同市 此花區恩貴島南之町六〇
九六	諏訪工業株式會社	同市 北區曾根崎上三ノ三〇
九七	石產精工株式會社	同市 北區堂島濱通一ノ三三
九八	戶根無線株式會社	同市 城東區放出町三七二

電氣機械統制會(會員名簿)



電氣機械統制會(會員名簿)

六九	泰平電機工具株式會社	大阪市西淀川區野里町七九〇
六〇	高田電池株式會社	同市東淀川區野中北通三ノ一〇
六一	合資會社高村電機製作所	同市南區西賑町二
六二	竹本工業電熱電機株式會社	同市西淀川區野里町六七一
六三	株式會社竹本電機計器製作所	同市東淀川區田川通六ノ一九
六四	立石電機製作所	同市西淀川區野里町八一
六五	株式會社千代田製作所	同市西淀川區佃町一三一七
六六	株式會社中央電機製作所	同市城東區今福北一ノ一八
六七	帝國工業電機株式會社	同市西淀川區御幣島町二五九
六八	寺崎電機製作所	大阪府中河內郡加美村絹木町一ノ一二
六九	電機計器株式會社	大阪市大淀區中津本通一ノ五六
七〇	株式會社東亞製作所	同市大淀區浦江北五ノ四八
七一	東亞電機株式會社	同市北區茶屋町一〇
七二	東邦電機株式會社	同市東淀川區田川通三ノ三
七三	東洋電機株式會社	同市東淀川區三國本町一二七
七四	同和工業株式會社	同市西區江戶堀北通三ノ二一
七五	株式會社特機製作所	同市東成區片江町六二〇
七六	豐國電機製作所	同市大淀區佐藤町八
七七	株式會社西島電機製作所	同市西淀川區御幣島町二六九

六八	株式會社中北製作所	大阪市城東區蒲生町三ノ一
六九	株式會社西羅工業所	同市東淀川區堀上通一ノ四〇
七〇	日東電爐工業株式會社	同市城東區野江東之町一ノ九
七一	日本コンデンサー株式會社	同市東淀川區三津屋南通二ノ一四
七二	日本蓄電器株式會社	同市東區高麗橋三ノ一八
七三	合資會社日本電機研究所	同市大正區泉尾上通一ノ八六
七四	日本電機製造株式會社	同市西淀川區姫島町一〇五
七五	日本電子工業株式會社	同市大淀區浦江北三ノ二〇
七六	株式會社日本熱計器製作所	同市東淀川區堀上通一ノ三八
七七	延原製作所	同市大淀區大仁本町三ノ六七
七八	早川電機工業株式會社	同市阿倍野區西田邊町二五
七九	合資會社廣田電機製作所	同市都島區善源寺町一八〇
八〇	藤澤製作所	大阪府豐能郡庄內町洲到止一六五
八一	松下電機工業株式會社	同府北河內郡門真町三
八二	松下無線株式會社	同府北河內郡門真町大字門真一〇〇六
八三	丸山電機株式會社	大阪市西淀川區佃町一二一五
八四	株式會社瑞穗機械製作所	同市東淀川區堀上通一ノ四八
八五	株式會社港電工業所	同市大正區小林町一八一
八六	牟田口電機工業株式會社	同市城東區古市中通三ノ四

電氣機械統制會(會員名簿)



電氣機械統制會(會員名簿)

六六	湯淺蓄電池製造株式會社	高槻市大字古曾部
六八	龍華工業株式會社	大阪府中河内郡龍華町龜井二七四
六九	明治電機製作所	大阪市東成區西今里町二ノ五〇
七〇	(兵庫)	
七一	株式會社 旭發電機製作所	神戸市須磨區外濱町一ノ一
七二	川崎重工業株式會社	同市 神戸區明石町三八
七三	株式會社 川崎電機製作所	兵庫縣武庫郡本山村北畑字味泥一〇八ノ一
七四	株式會社 川西機械製作所	神戸市林田區和田山通一ノ五
七五	神崎電機株式會社	尼崎市杭瀬中深二一
七六	共和電機株式會社	神戸市兵庫區江川町二四番屋敷
七七	株式會社 神戶製鋼所	同市 神戸區京町七二
七八	指月電氣工業株式會社	西宮市津門大筒町九六
七九	東亞電工業株式會社	芦屋市芦屋字權之深三四九
八〇	日本電磁工業株式會社	神戸市須磨區外濱町二ノ一
八一	日本無線工業株式會社	兵庫縣武庫郡御影町石屋字具尻四七六
八二	田熊汽罐製造株式會社	尼崎市濱字海地一五
八三	(西部)	
八四	中國配電株式會社製作所	廣島市大手町七ノ八五
八五	住友機械工業株式會社	愛媛縣新居濱市乙三ノ九

八六	株式會社 正興製作所	福岡市西堅粕二八四
八七	西部電機工業株式會社	同市 大字比惠一一四二
八八	株式會社 戶上電機製作所	佐賀市大財町三八五
八九	株式會社 南國電機製作所	鹿兒島市上荒田町八三八
九〇	三井鐵山株式會社	大牟田市旭町二ノ二八
九一	株式會社 安川電機製作所	八幡市大字藤田二三四六
九二	(特)	
九三	標準電氣機械共販株式會社	東京都麴町區丸ノ内二ノ二
九四	ラジオ受信機統制組合	同都 目黒區下目黒一ノ一三五
九五	ラジオ受信機配給株式會社	同都 目黒區下目黒一ノ一三五

地域	會員番號	區域
東部	一〇〇—一〇九	樺太、北海道
東部	一一〇—一二九	青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島、新潟
東部	一三〇—一四九	栃木、群馬、茨城、千葉、埼玉
東京	一五〇—三九九	東京
神奈川	四〇〇—四九九	神奈川
中部	五〇〇—五二九	愛知
中部	五三〇—五四九	山梨、靜岡、長野、富山、岐阜、石川、福井、滋賀、三重

電氣機械統制會(會員名簿)



京	五五〇—五九九	京都
大	六〇〇—七四九	大阪、奈良、和歌山
兵	七五〇—七九九	兵庫
西	八〇〇—八二九	岡山、鳥取、島根、山口、廣島
部	八三〇—八五九	香川、徳島、高知、愛媛
外	八六〇—八九九	福岡、大分、佐賀、熊本、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄
地	九〇〇—九四九	朝鮮、臺灣、南洋
特	九五〇—九九九	共販會社、配給會社、統制組合等

六 事務局分掌規程（昭和十八年六月一日改正）

第一條 事務局に左の職員及准職員を置く。

局長  
部長  
次長  
室長  
課長  
主任  
職員

局長附

第二條 局長は理事長之に任じ會長の指揮監督を受け事務局を統理す

第三條 部長は局長の命を受け事務を分掌す

第四條 次長は部長を輔佐し部長事故あるときは其の職務を代理す

第五條 室長は局長の命を受け局長附調査室の事務を分掌す

第二文書課

官廳に關する文書、權限委讓に伴ふ取扱文書並に第一文書課に屬せざる事項

人事課

人事及給與に關する事項

勞務課

勞務の計畫及統制、勞務者の福利、訓練及指導並に其の他勞務に關する事項

經理課

豫算、決算、會計一般及賦課金に關する事項

第十條 電氣部は電氣通信機器を除きたる機器の需給計畫、業態調査、企業整備、生産割當、資材査定、工程管理、價格、輸送並に配給管理に關する事務を掌る

電氣部各課の事務分掌を左の通り定む

計畫課

需給計畫、生産及配給に關する體制整備、綜合的輸送計畫、統制組合及需要部門との連絡、生産高調査並に

他課に屬せざる事項

軍需課

第六條 課長は部長の命を受け事務を分掌す  
第七條 部長、課員及局長附は上長の命を受け事務に従事す  
第八條 事務局に左の部及室を置く

總務部  
電氣部  
通信部  
資材部  
技術部

局長附調査室

第九條 總務部は庶務、文書、人事、勞務、經理及他部に屬せざる事務を掌る  
總務部各課の事務分掌を左の通り定む

總務課

會議、連絡、財産の管理及調度に關する事項並に他の部課の分掌に屬せざる事項

第一文書課

規則、命令、文書、會報の編纂及公印の保管に關する事項



陸軍第一種、第二種及充足軍需並に海軍充足軍需用電氣機器及電氣通信機器に關する軍部との連絡事項  
前項に關する事務局内の連絡及取纏事項

門との連絡、生産高調査並に他課に屬せざる事項  
有線課  
有線電氣通信機器の需給に關する事項

第一課  
甲類機械(原動機を含む)の需給に關する事項

搬送課  
搬送電氣通信機器及各種通信用測定器の需給に關する事項

第二課  
乙類機械の需給に關する事項

無線課  
無線電氣通信機器、各種通信用變壓器及蓄電器の需給に關する事項

第三課  
電氣計測器及工業計測機器の需給に關する事項

真空管課

第四課  
蓄電池の需給に關する事項

通信用真空管(ラジオ用真空管を含む)の需給に關する事項

價格形成、原價計算及原單位計算に關する事項

第十一條 通信部は電氣通信機器の需給計畫、業態調査、企業整備、生産割當、資材査定、工程管理、價格、輸送並に配給管理に關する事務を掌る

第十二條 資材部は原材料の需給計畫並に配給及消費に關する事務を掌る

通信部各課の事務分掌を左の通り定む

第一課  
資材部各課の事務分掌を左の通り定む

企畫課

第二課  
原材料の需給計畫に關する事項

需給計畫、生産及配給の體制整備、統制組合及需要部

鐵銅類の配給及消費に關する事項

第三課

非鐵金屬類の配給及消費に關する事項

強電機械(原動機を除く)に關する事項

第四課

非金屬類の配給及消費に關する事項

第二課  
原動機に關する事項

第五課

工場設備用資材の配給及消費に關する事項

第三課  
電氣通信機器に關する事項

第十三條 技術部は技術及設備の向上、交流、改善及指導、規格の統一機種の標準化、資材基準量の設定並に製品の検査に關する事項を掌る

第四課  
真空管に關する事項

技術部各課の事務分掌を左の通り定む

第五課  
設備、工作技術の指導及工場管理の技術に關する事項

第一課

第十四條 局長附調査室は綜合的需給調査及資料整備並に計畫生産の監査に關する事務を掌る

### 七 出張所及地方事務所

大阪出張所 大阪市北區堂島中二ノ四五ノ二

(電話北 五一八七・五二七〇番)

(電信略號 オホサカデントウセイオ)

町六八 住友ビル

(電話本局 五三六五番)

所長 國友 憲二

駐在員 水野 精一

大阪出張所京都事務所 京都市下京區四條通河原町東入眞

(電話南 五二〇五番)

電氣機械統制會(出張所及地方事務所)

四九五



電氣機械統制會(主要役員氏名)

福岡事務所 駐在員 片岡 富士男  
(電話西 五五一六番)

新京事務所 駐在員 松尾 龜三郎  
新東京特別市興安通三六

四九六

臺北事務所 駐在員 齋藤 豐次郎  
(電話(2) 七六八八番)

駐在員 長谷川 紀  
業株式會社臺北販賣店內

八 主要役員氏名

(役名)		(氏名)	
會長	安川 第五郎	理事	小林 康治
總務部長	伊藤 文壽	第一文書課	西尾 憲治
第二文書課	石坂 寬一郎	第二文書課	本間 博
人事課	本間 博	勞務課	久場 守恒
勞務課	久場 守恒	經理課	宮島 文吾
電氣部	宮島 文吾		

(出身學校及前職名)

明治四十五年東京電氣工學科・安川電機社長其他  
明治四十年東京大機工學科・東京芝浦電氣取締役其他  
大正六年東京帝大英法科・日立製作所取締役兼總務部長  
昭和五年九州帝大法學部・日本簡易火災保險  
大正十五年東京帝大法學部・安川電機製作所  
昭和九年京都帝大法學部・日立製作所  
(兼任)  
明治四十一年同志社專門學校經濟科・三菱重工業勞務課長  
(兼任)  
大正二年東北帝大電氣工學科・富士電機大阪販賣店長

會計課	岸本 久雄	軍需課	岡部 養彦	通信部	佐鳥 仁左	企畫課	田澤 龍吉	有線課	佐藤 昌平	搬送課	今村 茂	無線課	糸井 晃一	真空管課	柳澤 芳次郎	資材部	伊藤 操治
第四課	坂口 君義	第三課	山本 秋一郎	價格課	鈴木 經樹	第三課	小林 和雄	第二課	三苫 寬六郎	第一課	三苫 寬六郎	第一課	山本 秋一郎	第一課	山本 秋一郎	第一課	山本 秋一郎

大正六年東京高商・三菱電機營業部商品課長  
大正十二年早大理工學部電氣科・東京芝浦電氣芝浦支社營業部長代理  
大正十四年九州帝大工學部電氣科・日立製作所  
大正六年三井工業學校電氣科・富士電機總務部調整課長  
昭和四年熊本高工電氣工學科・安川電機製作所  
大正十三年早大理工學部機械科・北辰電機營業部長兼技術課長  
大正二年私立英學塾・日本蓄電池製造工業組合專務理事  
明治四十四年電機學校本科電機科・富士電機商品部業務課長  
大正七年東京大政治學科・日本電氣常務取締役營業部長  
昭和五年東京大經濟學部・日本電氣營業部無電課長  
昭和三年慶大高等部・富士通信機製造營業部商務課長  
(兼任)  
大正十三年東京高工機械科・川西機械東京事務所長  
昭和三年東京大工學部電氣工學科・東京電氣營業部副長  
大正三年東京大電氣工學科・三菱電機本社調查部長  
大正七年名古屋高工機械科・東京芝浦電氣芝浦支社資材部副部長

電氣機械統制會(主要役員氏名)

四九七



第一課	課長	伊藤操治
第二課	課長	宮川登代治
第三課	課長	宮下卯太郎
第四課	課長	青木政次郎
第五課	課長	伊藤操治
技術部	部長	服部勝雄
次長	長	石井淺八
第一課	課長	池内正雄
第二課	課長	小山喜三郎
第三課	課長	楠城敏美
第四課	課長	森田龍來
第五課	課長	木村一浩
局長附調査室	室長	林一郎

九 常設委員會

(兼任)

昭和六年橫濱專門學校法律科・安川電機製作所  
 大正四年私立工手學校電工科高等科・日本電氣三田工場試驗課長  
 昭和四年日大專門部經濟科・日立製作所資材部調査第三課長

(兼任)

明治四十四年東大電氣工學科・東京芝浦電機取締役  
 大正七年京大工科大学電氣工學科・逓信省東京都逓信局工務課長  
 大正八年明治專門電氣科・安川電機製作所  
 昭和九年大阪帝大機械工學科・石川島芝浦タービン統制部統制課長  
 大正九年逓信官吏練習所・逓信省電氣試驗所技師  
 昭和二年早大理工學部電氣科・日本無線電信電話株式會社業務部調査課長  
 昭和三年濱松高工電氣科・明電舎配電盤第一設計課長  
 大正十年米國GE社ステューデント・エンヂニヤコース修業・三菱電機調査部調査課

(一) 通信機器技術委員會

委員會規程

第一章 總 則

- 第一條 本委員會は會員相互協力して電氣通信機器製造技術の向上發達を圖るを以て目的とす
- 第二條 本委員會は通信機器技術委員會と稱す
- 第三條 本委員會は電氣機械統制會通信部内に置き電氣機械統制會通信部長(以下通信部長と稱す)の統制下に運用す
- 第四條 本委員會は其の目的を達成するため統制會の諮問に應じ左の事項を審議す
  - 一 製品の標準化及規格制定に関する事項
  - 二 製造機種種の單純化に関する事項
  - 三 機種別材料標準所要量に関する事項
  - 四 製造技術及製造設備の研究に関する事項
  - 五 資材の技術的調査及標準化に関する事項
  - 六 製品目付並材料ロスの調査に関する事項
  - 七 技術の公開に関する事項
  - 八 新製品の研究に関する事項

九 特許に関する事項

十 製品の検査に関する技術的事項

十一 其他技術に関する事項

第二章 委員及幹事

- 第五條 委員長は通信部長とし副委員長は通信部次長夫々之に當る
- 第六條 本委員會に委員及幹事若干名を置く
- 第七條 委員は本會の職員及會員又は會員たる團體を組織する者の役員若しは職員中より通信部長之を委嘱す
- 第八條 幹事は通信部々員又は課員を以て之に充つ
- 第九條 委員長は本委員會を代表し會務を統理す
- 第十條 副委員長は委員長を輔佐し委員長事故あるときは其の職務權限を代行す
- 第十一條 委員は委員會に出席し議案を審議す
- 第十二條 幹事は庶務を處理す
- 第十三條 委員の任期は一ケ年とす但し重任を妨げず
- 第十四條 補缺又は増員のため委嘱せられたる委員の任期は其の前任者又は先任者の殘存期間とす



第十五條 本委員會の業務遂行上必要あるときは參與を置  
き關係官廳の職員中より電氣機械統制會長（以下會長と  
稱す）之を委嘱す

第十六條 參與は本委員會の業務に關する重要事項につき  
會長の諮問に應じ又は會長に對し意見を述べることを得  
參與は隨時委員會並部門委員會に出席し議案の審議に參  
加することを得

第四章 會 議

第十七條 本委員會は委員長、副委員長、委員及幹事を以  
て組織し其の職務は施行細則を以て別に之を定む

第十八條 本委員會は委員長必要に應じ隨時之を開く

第五章 部門委員會

第十九條 委員長必要ありと認むるときは本委員會の下に  
若干數の部門委員會を設くることあるべし

第二十條 部門委員會の組織及業務は施行細則を以て別に  
之を定む

第六章 補 則

第二十一條 本規程の改廢は會長之を定む

第二十二條 本規程の施行に必要な細則の制定及變更は

委員長之を定む

委員會施行細則

第一條 電氣機械統制會通信機器技術委員會は統制會の諮  
問に應じ左の事項を審議するものとす

- 一 本委員會規程第四條に掲ぐる事項
- 二 本委員會の業務執行上必要なる事項
- 三 部門委員會の審議事項並所管範圍に關する事項
- 四 部門委員會の連絡統一に關する事項
- 五 委員長より特に命ぜられたる事項

第二條 前條の審議事項中緊急を要するものは委員長の決  
裁を経て幹事之を處理することを得

前項により處理したる事項は委員會に報告することを要  
す

第三條 本委員會の下に左の部門委員會を置く

- 第一 部門委員會 電信機器及電寫裝置
- 第二 部門委員會 電話機器
- 第三 部門委員會 無線機器
- 第四 部門委員會 搬送機器
- 第五 部門委員會 眞空管

第六 部門委員會 有線並無線放送受信機

第七 部門委員會 通信用測定機器

第八 部門委員會 製造設備及技術

第九 部門委員會 材 料

第十 部門委員會 檢 査

第十一 部門委員會 特 許

第四條 部門委員は本會の職員及會員又は會員たる團體を  
組織する者の役員若し職員中より委員長之を委嘱す。

部門委員會に主査及主査代理各一名を置く

主査及主査代理は委員長之を委嘱す

第五條 部門委員は相互に之を兼ねることを得

第六條 部門委員の任期は一ヶ年とす但し重任を妨げず

第七條 補缺又は増員のため任命せられたる委員の任期は  
前任者又は先任者の殘存期間とす

第八條 部門委員會は隨時之を開き各所管事項に關し審議  
す

開催場所及期日は部門委員會主査之を定む

第九條 部門委員會主査は各部門委員會を代表し所管事項  
中重要なるものに關し委員長に報告することを要す

第十條 部門委員會は特定事項に關し専門委員會を設置す  
ることを得、専門委員は部門主査之を選任し委員長の許  
可を得るものとす

第十一條 本委員會は必要に應じ特定の事項に關し臨時委  
員會を設置することを得

第十二條 本細則第五條、第六條及第九條乃至第十一條は  
臨時委員會に之を準用す

(二) 勞務委員會規程

第一章 總 則

第一條 本委員會は電氣機械（統制規程第一條所定）事業  
の勞務の研究向上を圖るを目的とす

第二條 本委員會は電氣機械勞務委員會と稱す

第三條 本委員會は電氣機械統制會總務部内に置き總務部  
長の統制下に運営す

第四條 本委員會は其の目的を達成するため統制會の諮問  
に應じ勞務の需給配置其他勞務關係諸般の事項を審議す

第二章 委員及幹事

第五條 委員長には總務部長、副委員長には總務部勞務課  
長夫々之に當る



第六條 本委員會に委員及幹事若干名を置く

第七條 委員は本會の職員及會員又は會員たる團體を組織する者の役員若しは職員中より總務部長之を依屬す

第八條 幹事は總務部事務課員を以て之に充つ

第九條 委員長は本委員會を代表し會務を統理す

第十條 副委員長は委員長を輔佐し委員長事故あるときは其の職務權限を代行す

第十一條 委員は委員會に出席し議案を審議す

第十二條 幹事は庶務を處理す

第十三條 委員の任期は一年とす但し重任を妨げず

第十四條 補缺又は増員のため依屬せられたる委員の任期は其の前任者又は先任者の殘存期間とす

第三章 會 議

第十五條 本委員會は委員長、副委員長、委員及幹事を以て組織す

第十六條 本委員會は委員長必要に應じ隨時之を開く

第四章 特別委員會

第十七條 委員長必要ありと認めたるときは本委員會審議の特殊の事項に關し研究のため特別委員會を設くること

あるべし

第十八條 特別委員會の委員は本委員會の委員中より委員長之を依屬す

第十九條 特別委員會の組織並會議に付ては本委員會の規程を準用す

(三) 調査部委員會規程

第一條 調査部の業務に關する諮問をなす爲左の委員會を設く

イ 技術委員會

ロ 標準委員會

ハ 價格委員會

第二條 技術委員會は技術の向上、規格の統一、不足資材に對する對策の研究其他技術に關する事項を諮問するものとす

標準委員會は資材所要量の標準又は基準選定に關する事項を諮問するものとす

價格委員會は公定價格案其他價格に關する事項を諮問するものとす

第三條 委員會は委員若干名及幹事一名を以て構成し必要

に應じ隨時必要と認むる委員に對し調査部長之を召集するものとす

第四條 委員は本會の職員及會員又は會員の従業員中より調査部長の推選に據り理事長之を委屬す

幹事は技術委員會、標準委員會に對しては技術課長、價格委員會に對しては價格課長を以て之れに當つ

十 統制會設立關係資料

(一) 會員資格者指定(昭和十六年十一月二十九日商工省告示第千六百九十九號)

重要産業團體令第七條ノ規定ニ依リ電氣機器、發電用ノ蒸氣罐、蒸氣タービン及水車並ニ電氣通信機器ノ製造及販賣ニ關スル事業ノ統制會ノ會員タル資格ヲ有スル者左ノ通指定ス

(會員資格者名略)

(二) 設立命令(昭和十六年十一月二十九日商工省告示第千七百七十號)

重要産業團體令第八條第一項及重要産業團體令施行規則第

電氣機械統制會(統制會設立關係資料)

第五條 委員の任期は一ヶ年とし事業年度を以て終るものとす

第六條 調査部長必要と認めたるときは當該諮問事項に限り臨時委員を委屬することを得

第七條 各委員會の細則に就ては別に之を定む

一條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

昭和十六年十一月商工省告示第千六百九十九號ヲ以テ指定シタル者ハ電氣機器、發電用ノ蒸氣罐、蒸氣タービン及水車並ニ電氣通信機器ノ製造及販賣ニ關スル事業ノ統制會ヲ設立スベシ

前項ノ統制會ノ設立ノ認可ヲ申請スベキ期限ハ昭和十七年一月十五日迄トス

(三) 設立委員指名(昭和十六年十一月二十九日商工省告示第千七百七十一號)

重要産業團體令施行規則第一條第二項ノ規定ニ依リ電氣機



電氣機械統制會（統制會設立關係資料）

五〇四

器、發電用ノ蒸氣罐、蒸氣タービン及水車並ニ電氣通信機  
器ノ製造及販賣ニ關スル事業ノ統制會ノ設立委員左ノ通任  
命シタリ

小平 浪平 山口喜三郎  
郷古 潔 寒川 恒貞  
古田俊之助 吉村萬治郎

神電氣株式會社取締役會長

淺野總一郎

汽車製造株式會社取締役會長

船田要之助

株式會社島津製作所取締役副社長

島津常三郎

株式會社電業社原動機製造所代表取締役社長

寒川 恒貞

東京芝浦電氣株式會社取締役社長

山口喜三郎

日本電氣株式會社取締役會長

古田俊之助

日本電波機械株式會社取締役社長

平坂 英則

株式會社日立製作所取締役社長

小平 浪平

株式會社北辰電機製作所取締役社長

清水 莊平

三菱重工株式會社取締役社長

郷古 潔

株式會社明電社取締役社長

重宗 雄三

日本無線電電話株式會社取締役社長

門野重九郎

富士電機製造株式會社代表取締役

吉村萬治郎

株式會社安川電機製作所取締役社長

安川第五郎

(四) 會長銓衡委員氏名(昭和十六年十二月一日官報  
所載)

(五) 電氣機械統制會創立總會  
一、日時 昭和十七年一月十二日  
二、場所 電氣俱樂部  
三、議事  
(一) 定款ノ決定  
(二) 統制會ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法ノ  
決定  
(六) 設立認可(昭和十七年一月十三日商工省告示第  
十九號)  
電氣機器、發電用ノ蒸氣罐、蒸氣タービン及水車並ニ電氣  
通信機器ノ製造及販賣ニ關スル事業ノ統制會ハ昭和十七年  
一月十二日成立シタリ其ノ定款左ノ如シ  
(定款略)

(七) 會長任命(昭和十七年一月十三日商工省告示第  
二十號)

産業團體令第十四條第一項ノ規定ニ依リ昭和十七年一月十  
二日安川第五郎ヲ電氣機械統制會ノ會長ニ任命シタリ

(八) 理事長及理事任命認可(昭和十七年一月二十七  
日商工省告示第八十四號)

重要産業團體令第十四條第五項ノ規定ニ依リ昭和十七年一  
月二十四日電氣機械統制會ノ理事長及理事任命ノ件左ノ通  
認可シタリ

理事長 小林 康治 理事 服部 勝雄  
理事 宮島 文吾 同 柳澤 芳次郎  
同 伊藤 文壽 同 佐島 仁左



附 録

ラジオ受信機統制組合

設立年月日—昭和十七年九月八日

所 在 地—東京都目黒區下目黒一ノ一三五

電 話—大崎（49）四四一・四九九五

一、定 款

第一章 總 則

第一條 本組合は本邦に於けるラジオ受信機（同部分品及附屬品を含む以下同じ）の製造及販賣に關する事業（以下ラジオ受信機製造事業と稱す）の確立を期し以て高度國防國家體制を完備する爲其の統制運営を圖り且ラジオ受信機製造事業に關する國策の遂行に協力することを目的とす

第二條 本組合は重要産業團體令に依り設立しラジオ受信機統制組合と稱す

第三條 本組合の地區は東京都、大阪府、神奈川縣、靜岡縣、愛知縣、長野縣及兵庫縣とす

第四條 本組合の事務所は之を東京都に置く  
理事長必要ありと認むるときは必要の地に支部又は出張所を設けることを得

第五條 本組合の公告は官報を以て之を爲す

第二章 組 合 員

第六條 本組合は地區内に於てラヂオ受信機製造事業を營む者及ラジオ受信機製造事業を營む者を以て組織する團體にして商工大臣の指定したる者を以て之を組織す

第三章 事業及其の執行

第七條 本組合は第一條の目的を達成する爲左の事業を行ふ  
一 地區内に於けるラジオ受信機の生産及配給に關する統制指導其の他組合員のラジオ受信機製造事業に關す

統制指導

二 地區内に於ける組合員のラジオ受信機製造事業に要する資材、設備、資金、勞務、燃料、動力等の需給に關する統制指導

三 地區内に於けるラジオ受信機製造事業の體制の整備確立に關する事項

四 ラジオ受信機の價格に關する事項

五 ラヂオ受信機製造事業に於ける技術の向上、能率の増進、經理の改善其の他組合員のラジオ受信機製造事業の發達に關する施設に關する事項

六 地區内に於けるラジオ受信機製造事業に關する調査及研究に關する事項

七 組合員のラジオ受信機製造事業に關する検査に關する事項

八 前各號に掲ぐるものの外本組合の目的を達するに必要なる事項

第八條 組合員又は組合員たる團體を組織する者のラジオ受信機製造事業に關する統制に付ては統制規程の定むる所に依る

第九條 本組合の事業の執行に關し必要なる事項は別に之を定む

第四章 役 員

第十條 本組合に左の役員を置く

理事長 一人

副理事長 一人

理事 若干人

監 事 若干人

評議員 若干人

第十一條 理事長は本組合を代表しラジオ受信機製造事業の統制指導其の他の組合事務を總理す

副理事長は理事長を輔佐し理事長事故あるときは其の職務を代理し理事長缺員のときは其の職務を行ふ

理事は理事長及副理事長を輔佐し組合事務を分掌し豫め理事長の定むる順位に依り理事長及副理事長共に事故あるときは理事長の職務を代理し理事長及副理事長共に缺員のときは理事長の職務を行ふ

監事は本組合の財産の狀況を監査す

評議員は理事長の諮問に對し答申し又は理事長に對し意



見を具申す

第十二條 理事長はラジオ受信機製造事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より電氣機械統制會會長之を命ず前項の理事長の任命は商工大臣の認可を受くるものとす副理事長、理事長及評議員はラジオ受信機製造事業に關し經驗ある者及學識ある者の中より理事長之を命ず前項の副理事長及理事の任命は商工大臣の認可を受くるものとす

監事は評議員の過半数の同意を以て之を選任す

第十三條 役員は左の通とす

理事長 三年

副理事長 三年

理事 三年

監事 二年

評議員 二年

理事長必要ありと認むるときは商工大臣の認可を受け任期中と雖も副理事長又は理事を解任することを得補缺又は増員の爲選任せられたる役員は其の前任者又は先任者の残任期間とす

第五章 會 議

第十四條 會議を分ちて總會及評議員會とす總會は組合員を以て之を組織し評議員會は評議員を以て之を組織す

第十五條 總會は通常總會及臨時總會とす

通常總會は毎事業年度終了後二月以内に之を開催し臨時總會は理事長必要ありと認むるとき之を開催す前項の事業年度は之を一年とし毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

總會は理事長之を招集す

總會を招集するには會員に對し少くとも二週間前に會議の目的たる事項、日時及場所を示し招集の通知を發するものとす

總會の議長は理事長之に當る

第十六條 左に掲ぐる事項は總會に諮り理事長之を決す

- 一 定款の変更
- 二 收支豫算
- 三 第二十二條又は第二十三條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

第十七條 理事長は毎年通常總會に本會の事業の状況を報告し監事をして財産の状況を報告せしむ

第十八條 評議員會は理事長必要ありと認むるとき隨時之を開催す

評議員會の議長は理事長之に當る

第六章 事 務 局

第十九條 本組合の事務を處理する爲本組合に事務局を置く

第二十條 副理事長は理事長の指揮監督を承け事務局を統理す

第二十一條 前二條の外事務局及其の職員に關する事項は別に之を定む

第七章 會 計

第二十二條 本組合は組合員に對し經費を賦課す

第二十三條 本組合は其の事業を行ふ爲特に必要あるときは商工大臣の認可を受け組合員の全部又は一部に對し前條の規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課することを

第二十四條 前二條の規定に依る賦課金の徴收に關しては

別に定むる所に依る

第二十五條 本組合の會計年度は第十五條第三項に定むる事業年度に依る

第八章 解散及清算

第二十六條 本組合は商工大臣の命令に因りて解散す

第二十七條 清算人は商工大臣の解散の通知に基き裁判所の選任したる者之に當る

第二十八條 清算人は本組合を代表し清算を爲すに必要な一切の行爲を爲す權限を有す

第二十九條 清算人は裁判所の認可を受け清算及財産處分の方法を定む

第三十條 本組合は解散の後と雖も裁判所の認可を受け其の債務を完済するに必要な金額を賦課徴收することを

第九章 過 怠 金

第三十一條 本組合は本定款に違反したる組合員に對し五千圓以下の過怠金を課することを得

第三十二條 本組合は本組合の統制規程に違反したる組合員に對し一萬圓以下の過怠金を課することを得



二、役員

- 理事長 佐鳥 仁 左
- 副理事長 山口 兵左衛門
- 理事 森田 龍來
- 監事 山本 茂樹
- 經理 德太郎

ラジオ受信機配給株式會社

設立年月日 昭和十七年十一月  
 所在地 東京都目黒區下目黒一ノ三三五  
 電話 大崎(49) 四四一・四九九五

一、定款

第一章 總則

第一條 本會社はラジオ受信機配給株式會社と稱す  
 第二條 本會社は電氣機械統制會の樹立せる計畫に基づきラジオ受信機並に同保守用部分品、附屬品及真空管の配給を適正圓滑ならしむる爲左の事業を營むを以て目的とす  
 一 本會社株主の製造したるラジオ受信機並に同保守用部分品、附屬品及真空管の購入及販賣

二 前條に附帯又は關聯する業務  
 第三條 本會社の資本金は金壹百萬圓とす  
 第四條 本會社は本店を東京都に置く但し取締役會の決議に依り必要の地に支店又は出張所を置くことを得  
 第五條 本會社の公告は官報に之を掲載す

第二章 株式

第六條 本會社の株式は之を貳萬株に分ち壹株の金額を金五拾圓とし其の全額を一時に拂込むものとす  
 第七條 本社の株式は電氣機械統制會の會員若しくは會員たる團體を組織する者にしてラジオ受信機並に同保守用部分品附屬品及真空管の製造業者たる者又は電氣機械統制會會長の承認したる者に非ざれば之を所有することを不得  
 第八條 本會社の株式は總て記名式とし其の株券は拾株券、百株券及千株券の參種とす  
 第九條 株金の拂込を怠りたる株主は拂込期日の翌日より拂込完了の日迄其の拂込むべき金額に對し金百圓に付壹日金四錢の割合を以て延滞利息を支拂ひ且延滞の爲生じたる損害を賠償するものとす  
 第十條 本會社の株式は取締役會並に電氣機械統制會會長

の承認を受くるに非ざれば譲渡、質入又は其の豫約を爲すことを得ず

株式の譲渡は株券の裏書に依りて之を爲すことを得ず

第十一條 株主、質權者、受託者又は其の法定代理人は本會社所定の書式に依り其の氏名、商號、住所及印鑑を本會社に届出づべし其變更ありたるとき亦同し

第十二條 前條の届出を怠りたる株主、質權者及受託者又は其の法定代理人は本會社の催告其の他一切の通知の遲滞又は不着を理由として本會社に對抗することを不得

第十三條 株式の譲渡に依り其の名義書換を爲さんとするときは本會社所定の請求書に記名捺印し且之に株券を添へ本會社に差出すべし

相續、遺贈其の他法律上の原因に依り株式の名義書換を爲さんとするときは本會社所定の請求書に記名捺印し且株券及其の取得の原因を證する書面を添へ之を本會社に差出すべし

株金の滞納ある株式に付ては本會社は其の名義書換を拒絕することを得但し氏名又は商號の變更の場合は此の限に在らず

株主其の氏名若しくは商號を變更し又は其の法定代理人若しくは代表者に變更ありたる場合に於て株主名簿又は株券に之が記載を請求せんとするときは本會社所定の請求書に株券及其の事實を證すべき書面を添へ之を本會社に差出すべし

第十四條 前條の規定は本會社株式を目的とする質權設定の登録及信託の表示又は其の變更若しくは抹消を爲さんとする場合に之を準用す

第十五條 株券の毀損又は分合等に因り新株券の交付を求めんとするときは本會社所定の請求書に除權判決の正本又は謄本を添へ之を本會社に差出すべし

第十六條 前三條の規定に依り請求を爲すものは左記手数料を支拂ふことを要す

- 一、株式名義書換 株券壹枚に付金拾錢也
- 二、新株券の發行 株券壹枚に付金五拾錢也
- 三、質權設定の登録及信託の表示又は其の變更若しくは抹消



消 株券壹枚に付金拾錢也

第十七條 毎決算期日の翌日より定時株主總會終結の日迄及臨時株主總會招集通知書發送の日より該總會終結の日迄株式の名義書換、質權の設定及移轉の登録、信託の表示又は其の登録若は表示の抹消を停止す

前項の外必要あるときは取締役會の決議に依り豫め公告の上一定期間を定めて之を停止することを得

第三章 株主總會

第十八條 定時株主總會は毎年五月及拾壹月に取締役社長之を招集し臨時株主總會は必要に應じ取締役社長之を招集す

第十九條 株主は本會社の役員又は株主を代理人として其の議決權を行使することを得但し法人たる株主にありては其の業務を執行する役員を代理人と爲すことを妨げず前項の規定に依り代理人をして議決權を行使せしむる場合にありては株主は本會社所定の委任狀を株主總會開會前に提出することを要す

第二十條 株主總會の議長は取締役社長、専務取締役、常務取締役、取締役の順位に依り之に當る但し同順位者或

名以上あるときは取締役社長の定めたる順位に依る

第二十一條 株主總會の決議は法令に別段の定ある場合を除くの外出席株主の議決權の過半数を以て之を爲し可否同數なるときは議長の決する所に依る但し議長は株主として議決權を行使することを妨げず

第二十二條 法令に依り特別決議を要すべきときは總株主の半数以上にして資本の半額以上に當る株主出席し其の議決權の過半数を以て之を爲し可否同數なる場合に付ては前條の規定を準用す

前項の決議は電氣機械統制會會長の承認を受くることを要す

第二十三條 株主總會に於ける議事經過の要領及其の結果は議事録に記載し議長並に出席したる取締役及監査役之に記名捺印したる上本會社に保存す

第四章 役員

第二十四條 本會社の役員は取締役拾名以内監査役參名以内とす

第二十五條 本會社の取締役及監査役は株主總會に於て選任す

役員の選任及解任の決議は電氣機械統制會會長の承認を受くることを要す

第二十六條 取締役の互選を以て取締役社長及専務取締役各壹名を置くの外常務取締役貳名以内を置くことを得前項の互選は電氣機械統制會會長の承認を受くることを要す

取締役社長及専務取締役は各自本會社を代表す

取締役社長は本會社の業務を總理す

専務取締役は取締役社長を輔佐し其の命ずるところに依り會社の業務を統轄す

常務取締役は取締役社長及専務取締役を輔佐し其の命ずるところに依り會社の業務を分掌す

取締役社長事故あるときは第二十條に定めたる順位に依り専務取締役又は常務取締役之を代理す

第二十七條 取締役は取締役會を組織し重要事項を決議す

取締役會の議長に付ては第二十條の規定を準用す

第二十八條 取締役會の決議は取締役の過半数を以て之を爲す

可否同數なるときは議長之を決す

可否同數なるときは議長之を決す

可否同數なるときは議長之を決す

可否同數なるときは議長之を決す

可否同數なるときは議長之を決す

第三十四條 本會社の決算期は毎年四月壹日より九月參拾日迄及拾月壹日より翌年參月參拾日迄の貳期とす

第三十五條 本會社の決算は毎決算期に於ける總益金より

第二十九條 取締役會の決議は決議録に記載し議長並に出席取締役の記名捺印を得て之を本會社に保存す

第三十條 監査役は本會社の業務及財産の狀況を監査す

監査役は取締役會に出席し意見を述べることを得

第三十一條 取締役の任期は就任後第四回目、監査役の任期は就任後第四回目の定時株主總會終結の時を以て満了す

補缺若は増員に依り就任したる取締役又は監査役の任期は他の前任若は先任取締役又は前任若は先任監査役の任期期間に依る

第三十二條 取締役又は監査役に缺員を生じたる時は後任者を選任す但し法定最低員數を缺かず且業務に支障なき限り補缺選任を行はざることを得

第三十三條 役員報酬總額は株主總會に於て之を定む

役員報酬及賞與の分配は取締役社長之を定む

第五章 計 算

第三十四條 本會社の決算期は毎年四月壹日より九月參拾日迄及拾月壹日より翌年參月參拾日迄の貳期とす

第三十五條 本會社の決算は毎決算期に於ける總益金より

可否同數なるときは議長之を決す

可否同數なるときは議長之を決す

可否同數なるときは議長之を決す

可否同數なるときは議長之を決す

可否同數なるときは議長之を決す

可否同數なるときは議長之を決す

可否同數なるときは議長之を決す



總損金を控除したる殘額を利益金とし之に前期繰越金を加へ左の通り之を處分するものとす但し其の一部を本會社従業員に對する給與金と爲すことを得

一、法定積立金 利益年の百分の五以上

一、税金引當金 若干

一、退職慰勞積立金 若干

一、役員賞與金 若干

一、株主配當金 若干

一、別途積立金 若干

一、後期繰越金 若干

税金引當金、退職慰勞積立金、役員賞與金、株主配當金、別途積立金及後期繰越金は之を爲さざることあるべし利益金の處分方法は定時總會招集前に電氣機械統制會會長の承認を受くるものとす

第三十六條 株主配當金は毎決算期末日現在の株主に之を配當す

第三十七條 株主配當金は其の決議を爲したる株主總會當日より滿三ヶ年以内に請求なきときは之を本會社の所得とす

附 則

第三十八條 本會社の發起人の氏名及住所左の如し

- 佐島 仁左 東京都大森區田園調布三丁目百十二ノ二
- 清水 順治 東京都本郷區春木町三丁目二十六番地
- 石川 均 東京都澁谷區代々木初臺町六百七十一
- 伊東 禿 東京都澁谷區代々木西原町九百七十六
- 北尾 鹿治 大阪市東淀川區十三東之町一ノ百四十九
- 榑原 壽咲 兵庫縣武庫郡本庄村深江字札場通三ノ二
- 經澤 德太郎 大阪府住吉區西田邊町二十四番地
- 七尾 菊良 東京都麻布區霞町二十二番地
- 山口兵左衛門 東京都杉並區方南町四百二十七番地
- 山中 榮太郎 東京都大森區久ヶ原町六百八十七番地
- 吉村 充二 東京都王子區東十條六丁目三番地ノ八
- 飯田 勝 東京都大森區新井宿二丁目千六百三十五
- 市川 繁彌 東京都目黒區柿ノ木坂二百五十四番地
- 宮田 繁太郎 東京都大森區大森三丁目五十五番地
- 岸川 國太郎 大阪府北區梅田町二十二番地
- 廣瀬 太吉 東京都本郷區元町二丁目三十一番地ノ三
- 福田 豐 東京都芝區白金三光町二百七十三番地

ラジオ受信機配給株式會社設立の爲本定款を作成し發起人全員左に記名捺印するもの也

昭和拾七年拾壹月貳拾六日

- 發起人 佐島 仁左
- 發起人 清水 順治
- 發起人 石川 均
- 發起人 伊東 禿
- 發起人 北尾 鹿治
- 發起人 榑原 壽咲
- 發起人 經澤 德太郎
- 發起人 七尾 菊良
- 發起人 山口兵左衛門
- 發起人 山中 榮太郎
- 發起人 吉村 充二
- 發起人 飯田 勝
- 發起人 市川 繁彌
- 發起人 宮田 繁太郎
- 發起人 岸川 國太郎
- 發起人 廣瀬 太吉

發起人 福田 豐

二、役員

- 取締役社長 佐島 仁左
- 專務取締役 山口 兵左衛門
- 常務取締役 北尾 鹿治
- 取締役 清水 順治
- 同 山中 榮太郎
- 同 七尾 菊良
- 監査役 飯田 勝
- 經澤 德太郎

標準電氣機械共販株式會社

設立年月日—昭和十七年六月二十六日  
所在地—東京都龜町區有樂町一丁目  
三番地(電氣聯合會館内)  
電話—銀座(57)四四六二

一、定 款

第一章 總 則

第一條 當會社は標準電氣機械共販株式會社と稱す

第二條 標準型電氣機器の需給の圓滑及價格の公正を圖る



爲左の業務を営むを以て目的とす

- 一 標準型電氣機器の賣買
- 二 前號に關聯する業務

第三條 資本金は百萬圓とす

第四條 本店を東京都に設置す但し取締役會の決議に依り便宜の地に支店又は出張所を設けることを得

第五條 公告は官報に掲載して之を爲す

### 第二章 株式

第六條 一株の金額を五十圓とす

第七條 株券は十株券、百株券及千株券の三種とす

第八條 株金の拂込を怠りたる株主は拂込期日の翌日より拂込完了の日迄其の拂込むべき金額に對し百圓に付一日四錢の割合を以て延滞利息を支拂ふ

第九條 株主、質權者、受託者又は其の法定代理人は當會社所定の書式に依り其の氏名、商號、住所及印鑑を届出づべし其の變更ありたるとき亦同じ

第十條 株式は取締役會の承認を得るに非ざれば之を譲渡することを得ず

株券の裏書に依る株式の譲渡は之を禁止す

前項の外特に必要あるときは取締役會の決議に依り豫め公告の上一定期間を定めて之を停止することを得

### 第三章 株主總會

第十五條 定時株主總會は毎年五月及十一月に之を開く

第十六條 株主は代理人を以て其の議決權を行使することを得但し右代理人は當會社の株主たることを要す

第十七條 株主總會の議長は取締役社長、専務取締役、取締役の順位に依り之に當る但し同順位者二名以上あるときは其の互選に依る

第十八條 株主總會の決議は總株主の半數以上に當る株主出席し議決權の過半數を以て之を爲す可同數なるときは議長の決する所に依る但し議長は其の議決權を行使することを妨げず

法令に依り特別決議を要すべきときは總株主の四分の三以上にして資本の四分の三以上に當る株主出席し其の議決權の過半數を以て之を爲す可同數なる場合に付前項の規定を準用す

### 第四章 役員

第十九條 左の役員を置く

電氣機械統制會（ラジオ受信機配給株式会社）

第十一條 譲渡其の他の事由に因りて株式を取得したる者株主名義書換を爲さんとするときは當會社所定の手續に依り之を請求すべし質權の設定、移轉の登録、信託の表示又は右登録表示の抹消を爲さんとする場合に付前項の規定を準用す

第十二條 株券の毀損又は分合に因り新株券の交付を求めんとするときは當會社所定の請求書に原券を添へて差出すべし

第十三條 前二條の規定により請求を爲すものは左記手数料を支拂ふことを要す

- 一 株主名義書換 株券一枚に付十錢
- 二 新株券の發行 株券一枚に付五十錢

第十四條 毎決算期の翌日より定時株主總會終結の日迄臨時株主總會招集通知書發送の日より同總會終結の日迄株式の名義書換、質權の設定、移轉の登録、信託の表示又は右登録表示の抹消を停止す

取締役 七名以内 監査役 三名以内

第二十条 取締役の互選を以て取締役社長、専務取締役各一名を置くことを得

第二十一条 取締役社長及専務取締役は各自會社を代表す

第二十二条 取締役は取締役會を組織し重要事項を決議す

第二十三条 取締役會の議長に付第十七條の規定を準用す

第二十四条 監査役は取締役會に出席し意見を述べることを得

第二十五条 取締役會の決議は取締役の過半數を以て之を決す可同數なるときは議長之を決す

第二十六条 取締役會の決議は決議録に記載し議長並に出席取締役の記名捺印を得て之を會社に保存す

第二十七条 取締役及監査役の任期は各二年とす但し其の任期が任期中の最終決算期に關する定時總會以前に満了するときは同總會終結の日迄之を伸長す

補缺又は増員の爲選任せられたる取締役又は監査役の任期は現任取締役又は監査役の残任期とす

但し法定員數を缺かざる限り補缺選任を行はざることを得



第五章 計 算

第二十六條 決算期は三月及九月各末日とす

第二十七條 配當金は決算期現在の株主に之を支拂ふ

第二十八條 配當金は支拂開始の日より三年を経過するも

支拂の請求なきときは會社の所得とす

附 則

第二十九條 第一回の決算は第二回の決算に併合して之を爲す

二、役 員

専務取締役	安達 繁	
取 締 役	井田 幸治	竹田嘉太郎
	間 四郎	小西幸之助
	中上川 鐵四郎	代々木英彬
監 査 役	荒瀬 貞雄	西田 成三

# 産業機械統制會

所在地  
電話室  
分電部  
電話  
設立命令  
創設員數

東京都麹町區大手町二ノ八(機械工業會館内)  
九ノ内(23)一〇三〇、三〇七五、六、五四三、三四番  
東京都日本橋區本町四ノ一  
(大森ビル内)  
日本橋(24)五七〇一―二番、四一九五―八番  
昭和一六・一二・四  
昭和一一・一・一五  
七四一



産業機械統制會 目次

一定	款	三三	(三) 鑛山機械技術委員會規程	六〇五
二	統制規程	三五	(四) 價格調查委員會規程	六〇五
三	機器分類表	三九	(五) 製鐵機械技術委員會規程	六〇五
四	役員氏名	五一	(六) 壓延設備擴充協力臨時委員會規程	六〇七
五	會員名簿	五五	(七) 化學機械技術委員會規程	六〇七
六	事務局分掌規程	五九	(八) 資材節約委員會設置要綱	六〇八
七	出張所規程	五九	(九) 風水力機械技術委員會規程	六〇九
八	出張所所在地	六〇	(十) 蒸氣罐技術委員會規程	六〇
九	主要役職員氏名	六〇	(十一) 生産管理員設置規程	六二
十	常設委員會	六二	(十二) 勞務委員會規程	六三
(一)	生産分野劃定委員會要綱	六三	十一 統制會設立關係資料	六三
(二)	生産部委員會規程	六三		

一定 款

昭和十七年一月十五日商工大臣認可  
 昭和十七年一月十六日商工省告示第三十一號  
 昭和十七年一月十六日施行

第一章 總 則

第一條 本會は本邦に於ける原動機(發電用の蒸氣罐、蒸汽タービン及水車を除く)及生産用機器の製造及販賣に關する事業(以下單に當該産業と稱す)の確立を期し以て高度國防國家體制を完備する爲其の綜合的統制運営を圖り且當該産業に關する國策の立案及遂行に協力することを目的とす

第二條 本會は重要産業團體令に依り之を設立し産業機械統制會と稱す

第三條 本會の事務所は之を東京都に置く會長必要ありと認むるときは支部又は出張所を設くることを得

第四條 本會の公告は官報を以て之を爲す

第二章 會 員

第五條 本會は當該産業を営む者及當該産業を営む者を以

産業機械統制會(定款)

て組織する團體にして商工大臣の指定したるものを以て之を組織す

第三章 事業及其の執行

第六條 本會は第一條の目的を達する爲左の事業を行ふ

- 一 當該産業に於ける生産及配給並に當該産業に要する資材、設備、資金、勞務、燃料、動力等の需給並に輸送に關する政府の計畫其の他當該産業に關する政府の計畫に對する參畫
- 二 當該産業に於ける生産及配給に關する統制指導
- 三 當該産業に要する資材、設備、資金、勞務、燃料、動力等の需給並に輸送に關する統制指導
- 四 當該産業の體制の整備確立
- 五 當該産業に於ける生産品の價格に關する事項
- 六 技術の向上、能率の増進、規格の統一、經理の改善其の他會員及會員たる團體を組織する者の當該産業



に屬する事業の發達に關する施設

七 當該産業に關する調査及研究

八 會員及會員たる團體を組織する者の當該産業に屬する事業に關する検査

九 前各號に掲ぐるものの外本會の目的を達するに必要なる事業

第七條 會員又は會員たる團體を組織する者の當該産業に屬する事業に關する統制に付ては統制規程の定むる所に依る

第八條 本會の事業の執行に關し必要な事項は別に之を定む

第四章 役員

第九條 本會に左の役員を置く

會長 一人

理事長 一人

理事 若干人

監事 若干人

評議員 若干人

第十條 會長は本會を代表し當該産業の統制指導其の他の

會務を總理す

理事長は會長を輔佐し會務を掌理し會長事故あるときは會長の職務を代理し會長缺員のときは會長の職務を行ふ理事は會長及理事長を輔佐し會務を分掌し豫め會長の定めたる順位に依り會長及理事長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長及理事長共に缺員のときは會長の職務を行ふ

監事は本會の財産の状況を監査す

評議員は會長の諮問に對し答申し又は會長に對し意見を具申す

第十一條 會長は商工大臣の任命したる銓衡委員の推薦したる者の中より商工大臣の命したるものとす

理事長、理事及評議員は當該産業に關し經驗ある者及學識ある者の中より會長之を命す但し理事長及理事の任命は商工大臣の認可を受くるものとす

監事は評議員の過半数の同意を以て之を選任す

第十二條 役員は左の通とす

會長 三年

理事長 三年

理事 三年  
監事 二年  
評議員 二年

會長必要ありと認むるときは任期中と雖も商工大臣の認可を受け理事長又は理事を解任することを得

補缺の爲任命又は選任せられたる者の任期は其の前任者の殘任期間とす

第十三條 會長、理事長及理事は他の職務又は商業に従事することを得ず

但し商工大臣の認可を受けたるときは此の限に在らず

第五章 會議

第十四條 會議を分ちて總會及評議員會とす

總會は會員を以て之を組織し評議員會は評議員を以て之を組織す

第十五條 總會は通常總會及臨時總會とす

通常總會は毎事業年度終了後二箇月以内之を開催し臨時總會は會長必要ありと認むるとき之を開催す

前項の事業年度は一年とし毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終る總會は會長之を招集す

産業機械統制會（定款）

總會を招集するには會員に對し少くとも二週間前に會議の目的たる事項、日時及場所を示し招集の通知を發するものとす

總會の議長は會長之に當る

第十六條 左に掲ぐる事項は總會に諮り會長之を決す

一 定款の變更

二 收支豫算

三 第二十二條又は第二十三條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法

課徴收方法

第十七條 會長は毎年通常總會に本會の事業の状況を報告し監事をして財産の状況を報告せしむ

第十八條 評議員會は會長必要ありと認むるとき隨時之を開催す

評議員會の議長は會長之に當る

第六章 事務局

第十九條 本會の事務を處理する爲本會に事務局を置く

第二十條 理事長は會長の指揮監督を受け事務局を統理す

第二十一條 前二條の外事務局及其の職員に關する事項は別に之を定む



第七章 會 計

第二十二條 本會は會員に對し其の經費を賦課す

第二十三條 本會は其の事業を行ふ爲めに必要あるときは

商工大臣の認可を受け會員の全部又は一部に對し前條の

規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課することを得

第二十四條 前二條の規定に依る賦課金の徴收に關しては

別に定むる所に依る

第二十五條 本會の會計年度は第十五條第三項に定むる事

業年度に依る

第八章 解散及清算

第二十六條 本會は商工大臣の命令に因りて解散す

第二十七條 清算人は商工大臣の解散通知に基き裁判所の

選任したる者之に當る

第二十八條 清算人は本會を代表し清算を爲すに必要な

一切の行爲を爲す權限を有す

第二十九條 清算人は裁判所の認可を受け清算及財産處分

の方法を定む

第三十條 本會は解散の後と雖も裁判所の認可を受け其の

債務を完済するに必要な金額を賦課徴收することを得

第九章 過 怠 金

第三十一條 本會は本定款に違反したる會員に對し五千圓

以下の過怠金を課することを得

第三十二條 本會は統制規程に違反したる會員に對し壹萬

圓以下の過怠金を課することを得

二 統 制 規 程（昭和十七年五月六日商工省認可）

第一條 本規程に於て産業機械とは原動機（發電用の蒸氣  
罐、蒸氣タービン及水車を除く）及生産用機器並に其の

部分品及附屬品にして會長の指定したるものを謂ふ

第二條 會員は一定期間毎の産業機械の製造及販賣に關す

る事業（以下單に事業と稱す）の事業計畫を定め會長の  
承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ  
會長必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け前項  
の事業計畫の變更を命ずることあるべし

會員は第一項の事業計畫を實施すべし

第三條 會員は一定期間毎の其の事業に要する資材（燃料  
及動力並に部分品及附屬品を含む以下單に資材と稱す）

にして會長の指定するものの需要豫定數量を記載したる  
資材計畫書を會長に提出すべし

第四條 會長必要ありと認むるときは會員をして資材の使  
用状況若は取得状況に付必要なる報告を爲さしめ又は會  
員に對し資材の使用若は取得に關し數量、用途、取得先

其の他必要なる事項を指示することあるべし  
會長前項の規定に依り會員に對し其の供給を受くる部分  
品の種類、數量若は供給者に付必要なる事項を指示し又  
は産業機械の製造に會長の指定する資材を使用すべきこ  
とを命じ若は其の使用を制限せんとするときは商工大臣  
の承認を受くるものとす

第五條 會長資材の需給調整を圖る爲めに必要ありと認む  
るときは會員に對し資材の保有、交換貸與又は譲渡に關  
し必要なる事項を指示することあるべし

第六條 會員は産業機械の受註を爲す場合に於ては受註査  
定票を會長に提出すべし但し陸軍又は海軍より當該産業

機械製造用の資材の配給を受くる場合及會長の指定した  
る産業機械に付ては此の限に在らず

會長前項の受註査定票を受理したるときは其の定むる受  
註査定細則に依り受註の可否を査定し當該會員に之を通  
知す

會長前項の規定に依り受註の承認を爲したる場合に於て  
は當該産業機械製造用の資材の割當數量を決定し之を當  
該會員に通知す

會員は第二項の規定に依り受註の承認を受くるに非ざれ  
ば受註に係る産業機械の製造を爲すことを得ず但し第一  
項但書の場合及特別の事由に因り會長の承認を受けたる  
場合は此の限に在らず

會員は第三項の規定に依る割當に依り取得したる資材を  
當該産業機械の製造以外の用途に供することを得ず但し  
會長の指定したる場合及特別の事由に因り會長の承認を  
受けたる場合は此の限に在らず

第七條 會長必要ありと認むるときは會員に對し前條第二  
項の規定に依る受註の承認を爲したる産業機械の規格、  
數量又は完成時期に付必要なる指示を爲すことあるべし



會員已むを得ざる事由に因り前項の規定に依る會長の指示に従ふこと能はざるときは會長の承認を受くべし

第八條 會員陸軍又は海軍より資材の配給を受くべき産業機械を受託せんとするときは一定期間毎に取纏め會長に届出づべし但し已むを得ざる事由に因り事前の届出を爲すこと能はざるときは之を一定期間毎に取纏め會長に届出づべし

第九條 會長必要ありと認むるときは會員に對し生産分野の劃定、生産の割當、規格の統一其の他産業機械の製造に關し種類、數量其の他必要なる事項を指示することあるべし

會長前項の規定に依り生産分野の劃定又は規格の統一を爲さんとするときは商工大臣の承認を受くるものとす會員已むを得ざる事由に依り第一項の規定に依る會長の指示に従ふこと能はざるときは會長の承認を受くべし

第十條 會員は會長の指定したる産業機械の一定期間毎の生産工程計畫を記載したる生産工程表を會長に提出すべし之を變更せんとするときは亦同じ  
會長必要ありと認むるときは前項の生産工程計畫の變更

を命ずることあるべし

會員は第一項の生産工程計畫を實施すべし

第十一條 會長必要ありと認むるときは會員をして其の製造中の産業機械の製造工程に關し必要なる報告を爲さしめ又は會員に對し其の製造中の産業機械の製造工程の變更に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十二條 會員は一定期間毎の産業機械の製造完了状況を記載したる書類を會長に提出すべし

第十三條 會員は一定期間毎の會長の指定したる産業機械の納入状況を記載したる書類を會長に提出すべし

會長必要ありと認むるときは會員に對し前項の書類の外受領書の寫其の他の證書書類を提出すべきことを命ずることあるべし

第十四條 會長必要ありと認むるときは會員に對し産業機械の販賣に關し條件、時期、販賣先其の他必要なる事項を指示することあるべし

第十五條 會長事業の統制運営上特に必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け會員に對し事業設備の新設、増設、變更、廢止、休止、貸與、借受、讓渡又は讓受に

關し必要なる事項を指示することあるべし

會長事業の統制運営上特に必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け會員に對し事業の開始、廢止、休止、讓渡、讓受、委託經營又は共同經營に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十六條 會長必要ありと認むるときは會員に對し一定期間毎の事業設備の建設状況を記載したる書類を提出すべしことを命ずることあるべし

第十七條 會員は一定期間毎の産業機械の輸送豫定數量を記載したる輸送計畫書及一定期間毎の産業機械の輸送數量を記載したる輸送実績報告書を會長に提出すべし但し會長の指定したる場合は此の限に在らず

第十八條 會長必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け會員に對し産業機械の製造技術の研究、改善、公開又は交流に關し必要なる事項を指示することあるべし

第十九條 會長必要ありと認むるときは商工大臣の承認を受け會員に對し産業機械の製造に必要な見本機械又は圖面の利用に關し必要なる事項を指示することあるべし

第二十條 會員は一定期間毎の所要資金の額及調達方法を

記載したる資金計畫書を會長に提出すべし

第二十一條 會員は一定期間毎の従業者の雇傭豫定人員を記載したる勞務計畫書及一定期間毎の従業者の雇傭人員を記載したる勞務実績報告書を會長に提出すべし

第二十二條 會長産業機械の生産の確保を圖る爲特に必要ありと認むるときは會員に對し従業者の作業能率の増進又は移動に關し必要なる事項を指示することあるべし

第二十三條 會長必要ありと認むるときは會員に對し産業機械の豫定原價計算又は原價計算を記載したる書類を提出すべきことを命ずることあるべし

第二十四條 會長特に必要ありと認むるときは會員に對し其の事業の經理の改善に關し必要なる事項を指示することあるべし

第二十五條 會長事業の統制運営上又は其の發達を圖る爲必要ありと認むるときは其の定むる所に依り會員に對し補償金、補助金又は獎勵金を交付することあるべし

第二十六條 會員は一定期間毎の事業状況を記載したる事業報告書を會長に提出すべし

第二十七條 會員は一定期間毎の燃料及動力の使用數量を



記載したる燃料動力使用実績報告書を會長に提出すべし  
第二十八條 會員は一定時期に於ける資材の保有状況を記載したる資材保有報告書を會長に提出すべし

第二十九條 會員は法人に在りては毎營業年度經過後遅滞なく財産目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書、利益金の處分に關する書類及當該營業年度の收支決算を記載したる書類を、個人に在りては毎年二月末日迄に事業に關する前年の收支決算を記載したる書類を會長に提出すべし

第三十條 左に掲ぐる場合に於ては會員は遅滞なく之を會長に届出づべし  
一 本規程に依る會長の指示又は命令を受けたる事項を完了したるとき

二 産業機械の生産の遂行に關し重大なる事故發生したるとき  
三 第二條第一項の事業計畫を實施すること能はざるに至りたるるとき

第三十一條 左に掲ぐる場合に於ては會員は遅滞なく之を會長に届出づべし

一 商號若は氏名名稱又は主たる營業所の位置を變更したるとき

二 定款を作成し又は變更したるとき

三 株金若は出資金の拂込を徴收し又は社債を發行したるとき

四 取締役又は監査役の選任又は退任ありたるるとき

第三十二條 會長事業の統制運営上必要ありと認むるときは會員に對し其の事業に關し必要なる事項の報告を命ずることあるべし

第三十三條 第二條第一項、第三條、第六條第一項、第八條、第十條第一項、第十二條、第十三條第一項、第十六條、第十七條、第二十條、第二十一條及第二十六條乃至第二十九條の規定に依り提出すべき書類の様式、第二條第一項、第三條、第八條、第十條第一項、第十二條、第十三條第一項、第十六條、第十七條、第二十條、第二十一條及第二十六條乃至第二十八條の規定に依り提出すべき書類の提出期限、第二條第一項、第三條、第八條、第十條第一項、第十二條、第十三條第一項、第十六條、第十七條、第二十條、第二十六條及第二十七條

條の期間並に第二十八條の時期は會長別に之を定む

第三十四條 第二條第二項、第四條、第五條、第七條第一項、第九條第一項、第十條第二項、第十一條、第十三條第二項、第十四條乃至第十六條、第十八條、第十九條又は第二十二條乃至第二十四條の規定に依る會長の指示又は命令を受けたる會員は之に従ふべし  
第三十五條 第四條、第十一條又は第三十二條の規定に依

り報告を命ぜられたる會員は遅滞なく眞實の報告を爲すべし

第三十六條 會員は第二條第一項、第三條、第六條第一項、第八條、第十條第一項、第十二條、第十三條第一項、第十六條、第十七條、第二十條、第二十一條、第二十三條又は第二十六條乃至第二十九條の規定に依り提出すべき書類に虚偽の記載を爲すことを得ず

三 機器分類表 (昭和十八年五月)

大分類	一、蒸氣罐及同部分品
中分類	小分類
一 水 管 罐	一 一 水 管 罐
二 煙 管 罐	二 一 煙 管 罐
三 圓 罐	三 一 圓 罐
四 特 殊 罐	四 一 特 殊 罐
五 部 分 品	五 一 波 形 管 寄 器
	五 二 節 炭 器

造船統制會會員又は會員たる團體の團體員の製造する船舶のもの及發電用のものを除く以下第四號に至る迄同じ



産業機械統制會（機器分類表）

中分類 小分類

- 平三 空氣豫熱器
- 平四 給水加減器
- 平五 其他前記に類するもの

大分類 二、蒸氣タービン

- 一 蒸氣タービン
- 二 蒸氣タービン

造船統制會會員又は會員たる團體の團體員の製造する船舶用のもの及發電用のものを除く

大分類 三、蒸氣機關

- 一 蒸氣機關
- 二 蒸氣機關

造船統制會會員又は會員たる團體の團體員の製造する船舶用のものを除く

大分類 四、内燃機關及同部分品

- 一 ディーゼル機關
  - 一 一 ディーゼル機關
  - 二 燒玉機關
  - 三 ガソリン機關
  - 四 ガス機關
  - 五 石油機關
  - 六 燃料噴射電氣點火機關
- 二 燒玉機關
- 三 ガソリン機關
- 四 ガス機關
- 五 石油機關
- 六 燃料噴射電氣點火機關

造船統制會會員又は會員たる團體の團體員の製造する船舶用のものを除く以下第五號に至る迄同じ

考

七部分品

- 一 水 大分類 五、水車
  - 一 水車
- 一 水 大分類 六、水壓鐵管
  - 一 水壓鐵管
  - 二 水門
- 一 水 大分類 七、鐵塔
  - 一 鐵塔
  - 二 鐵柱
  - 三 鐵構
- 一 鐵 大分類 八、生産機器及同部分品
  - 一 試錐機
  - 二 試錐機
  - 三 シヨベル掘鑿機
  - 四 バケツ掘鑿機
  - 五 ドラグライン
  - 六 其他の掘鑿機
- 一 鐵 大分類 八、生産機器及同部分品
  - 一 試錐機
  - 二 試錐機
  - 三 シヨベル掘鑿機
  - 四 バケツ掘鑿機
  - 五 ドラグライン
  - 六 其他の掘鑿機
- 一 鐵 大分類 八、生産機器及同部分品
  - 一 試錐機
  - 二 試錐機
  - 三 シヨベル掘鑿機
  - 四 バケツ掘鑿機
  - 五 ドラグライン
  - 六 其他の掘鑿機
- 一 鐵 大分類 八、生産機器及同部分品
  - 一 試錐機
  - 二 試錐機
  - 三 シヨベル掘鑿機
  - 四 バケツ掘鑿機
  - 五 ドラグライン
  - 六 其他の掘鑿機
- 一 鐵 大分類 八、生産機器及同部分品
  - 一 試錐機
  - 二 試錐機
  - 三 シヨベル掘鑿機
  - 四 バケツ掘鑿機
  - 五 ドラグライン
  - 六 其他の掘鑿機
- 一 鐵 大分類 八、生産機器及同部分品
  - 一 試錐機
  - 二 試錐機
  - 三 シヨベル掘鑿機
  - 四 バケツ掘鑿機
  - 五 ドラグライン
  - 六 其他の掘鑿機
- 一 鐵 大分類 八、生産機器及同部分品
  - 一 試錐機
  - 二 試錐機
  - 三 シヨベル掘鑿機
  - 四 バケツ掘鑿機
  - 五 ドラグライン
  - 六 其他の掘鑿機

自動車部分品專業工場の製造するものを除く  
自動車用のものを除く以下同じ

發電用のものを除く

水門卷上機を含む

電氣事業用に限る以下同じ

掘出機を含む

産業機械統制會（機器分類表）



産業機械統制會(機器分類表)

中分類  
 三 探金船  
 四 鑿岩機

備

考

五 切炭機  
 六 鑿井機  
 六二 鑿井機用泥水ポンプ  
 六三 鑿井機特殊部品

槽を含む

ドリルカラ、ツールジョイント、ビット、ドリルマ  
 テム等

七 探油機  
 八 破砕機

七一 探油機  
 八一 ジョークラツシヤ  
 八二 チャイレートリクラツシヤ  
 八三 ロールクラツシヤ  
 八四 コーンクラツシヤ  
 八五 ディスククラツシヤ

九 選別機

八六 その他のクラツシヤ  
 八七 ボールミル  
 八八 コニカルボールミル  
 八九 チューブミル  
 九〇 フレツドミル  
 九一 その他のミル  
 九二 微粉機  
 九三 裂截機  
 九四 破解機  
 九五 その他の破砕機  
 九六 選炭機  
 九七 篩分機  
 九八 分級機  
 九九 淘汰盤  
 一〇〇 洗汰機  
 一〇一 沈降機  
 一〇二 濃集機  
 一〇三 浮游選別機

ハンマクラツシヤ、ロールジョークラツシヤ、鬼齒  
 クラツシヤ等

リングロールミル、ロツドミル等  
 ホモゲナイザを含む  
 チツバ、ハツクリングマシン等  
 磨擦ミル、スタンプミル、デイスインテグレート等  
 潰練機、歴潰機、ケーンシユレツダ等  
 選炭装置のバケツエレベータ及コンベヤを含む

沈澱槽を含む

産業機械統制會(機器分類表)



産業機械統制會(機器分類表)

中分類

小分類

備

考

二〇	ヤーブナ	九九	磁氣選別機	
二一	試料採取機	一〇一	ドリルスチールシャープナ	
二二	焙 爐	一〇二	ピツクシャープナ	
二三	製 鋼 爐	一〇三	オイルフアーネス	
二四	解 爐	一一一	試料採取機	
二五	加 熱 爐	一二一	焙 爐	
二六	鼓炭製造機	一二二	同 轉 窯	
		一二三	混 銑 爐	
		一二四	平 爐	
		一二五	反 射 爐	
		一二六	キ ユ ボ ラ	
		一二七	ル ツ ボ	
		一二八	均 熱 爐	
		一二九	乾 燥 爐	
		一三〇	熱 處 理 爐	
		一三一	鼓炭製造機	
		一三二		
		一三三		
		一三四		
		一三五		
		一三六		

コシキを含む

ピツトグラインダを含む

二七	鋼塊押入及引出機	一六一	石炭「裝入機
二八	熔鋼處理機	一六二	鼓炭押出機
	(非鐵金屬用のものを含む)	一六三	消火裝置其他
		一六四	鋼塊押入及引出機
		一六五	インゴットケース
		一六六	インゴットケース定盤
		一六七	注 入 金 具
		一六八	トリベ其他
		一六九	鑄 造 機
		一七〇	ダイカスト機
		一七一	鑄 鉄 機
		一七二	型 込 機
		一七三	鑄砂處理機
		一七四	マツドガン其他
		一七五	鑄肌清磨機
		一七六	砂吹機其他
		一七七	鑄砂試驗機
		一七八	螺旋壓搾機
		一七九	其他の特殊壓搾機

タンブラを含む

二九	鑄物處理機
三〇	鑄砂試驗機
三一	螺旋壓搾機

産業機械統制會(機器分類表)



中分類	小分類
三蒸溜機	三三一 蒸溜機
	三三二 精溜機
	三三三 昇華機
二蒸煮機	二四一 蒸煮機
二蒸發機	二五一 蒸發機
	二五二 蒸發鍋
	二五三 蒸發鍋
二混合機	二六一 混合機
	二六二 攪拌機
	二六三 攪拌機
	二六四 攪拌機
	二六五 攪拌機
	二六六 攪拌機
	二六七 攪拌機
	二六八 攪拌機
	二六九 攪拌機
	二七〇 攪拌機
	二七一 攪拌機
	二七二 攪拌機
	二七三 攪拌機
	二七四 攪拌機
	二七五 攪拌機
	二七六 攪拌機
	二七七 攪拌機
	二七八 攪拌機
	二七九 攪拌機
	二八〇 攪拌機
	二八一 攪拌機
	二八二 攪拌機
	二八三 攪拌機
	二八四 攪拌機
	二八五 攪拌機
	二八六 攪拌機
	二八七 攪拌機
	二八八 攪拌機
	二八九 攪拌機
	二九〇 攪拌機
	二九一 攪拌機
	二九二 攪拌機
	二九三 攪拌機
	二九四 攪拌機
	二九五 攪拌機
	二九六 攪拌機
	二九七 攪拌機
	二九八 攪拌機
	二九九 攪拌機
	三〇〇 攪拌機
	三〇一 攪拌機
	三〇二 攪拌機
	三〇三 攪拌機
	三〇四 攪拌機
	三〇五 攪拌機
	三〇六 攪拌機
	三〇七 攪拌機
	三〇八 攪拌機
	三〇九 攪拌機
	三一〇 攪拌機
	三一一 攪拌機
	三一二 攪拌機
	三一三 攪拌機
	三一四 攪拌機
	三一五 攪拌機
	三一六 攪拌機
	三一七 攪拌機
	三一八 攪拌機
	三一九 攪拌機
	三二〇 攪拌機
	三二一 攪拌機
	三二二 攪拌機
	三二三 攪拌機
	三二四 攪拌機
	三二五 攪拌機
	三二六 攪拌機
	三二七 攪拌機
	三二八 攪拌機
	三二九 攪拌機
	三三〇 攪拌機
	三三一 攪拌機
	三三二 攪拌機
	三三三 攪拌機
	三三四 攪拌機
	三三五 攪拌機
	三三六 攪拌機
	三三七 攪拌機
	三三八 攪拌機
	三三九 攪拌機
	三四〇 攪拌機
	三四一 攪拌機
	三四二 攪拌機
	三四三 攪拌機
	三四四 攪拌機
	三四五 攪拌機
	三四六 攪拌機
	三四七 攪拌機
	三四八 攪拌機
	三四九 攪拌機
	三五〇 攪拌機
	三五一 攪拌機
	三五二 攪拌機
	三五三 攪拌機
	三五四 攪拌機
	三五五 攪拌機
	三五六 攪拌機
	三五七 攪拌機
	三五八 攪拌機
	三五九 攪拌機
	三六〇 攪拌機
	三六一 攪拌機
	三六二 攪拌機
	三六三 攪拌機
	三六四 攪拌機
	三六五 攪拌機
	三六六 攪拌機
	三六七 攪拌機
	三六八 攪拌機
	三六九 攪拌機
	三七〇 攪拌機
	三七一 攪拌機
	三七二 攪拌機
	三七三 攪拌機
	三七四 攪拌機
	三七五 攪拌機
	三七六 攪拌機
	三七七 攪拌機
	三七八 攪拌機
	三七九 攪拌機
	三八〇 攪拌機
	三八一 攪拌機
	三八二 攪拌機
	三八三 攪拌機
	三八四 攪拌機
	三八五 攪拌機
	三八六 攪拌機
	三八七 攪拌機
	三八八 攪拌機
	三八九 攪拌機
	三九〇 攪拌機
	三九一 攪拌機
	三九二 攪拌機
	三九三 攪拌機
	三九四 攪拌機
	三九五 攪拌機
	三九六 攪拌機
	三九七 攪拌機
	三九八 攪拌機
	三九九 攪拌機
	四〇〇 攪拌機

備考

分溜機を含む

ダイジェスタを含む

調合機を含む

毎分千五百回轉以下のもの

元集塵機	元一 洗滌集塵機
三洗淨機	元二 電磁集塵機
	元三 ガス洗淨機
	元四 攪拌洗淨機
	元五 其の他の洗淨機
三乾燥機	三〇一 真空乾燥機
	三〇二 回轉乾燥機
	三〇三 箱型乾燥機
	三〇四 遠心乾燥機
	三〇五 其の他の乾燥機
三冷却機	三一 冷却機
	三二 冷却器
三反應機	三一 硝化機
	三二 熟成機
	三三 醱酵機
	三四 分解機
	三五 解離機
	三六 觸媒反應機

トンネル式、コンベヤ式乾燥爐を含む  
 噴霧乾燥機等  
 スチームゼットを含む  
 アシッドクーラ、プロセスクーラ、スプレーボンド、  
 冷却塔、冷却凝縮器、冷却蒸發器等



産業機械統制會(機器分類表)

中分類

備

五三八

- 三〇七 浸漬機
- 三〇八 オートクレーブ
- 三〇九 硬水軟化機
- 三一〇 吸着塔
- 三一〇 脱硫器
- 三一三 其の他の化學反應機
- 三一三 オゾナイザ
- 三一四 電解機
- 三一五 電鍍機
- 三一六 其の他の電化反應機
- 三一七 凝固機
- 三一八 解膠機
- 三一九 其の他の膠質反應機
- 三二〇 排ガス回収機
- 三二一 排液回収機
- 三二二 排ガス及排液回収機
- 三二二 ガス發生機
- 三二二 乾溜機

鹽折機等

自動車用のものを除く

- 三〇一 熱交換機
- 三〇一 焙燒爐
- 三〇一 燒成機
- 三〇二 燒結機
- 三〇一 成型機
- 三〇一 調温機
- 三〇一 調温機
- 三〇二 調温機
- 三〇三 除濕機
- 三〇四 加湿機
- 四〇一 酸素分離機
- 四〇二 水素ガス精製機
- 四〇三 炭化水素分離機
- 四〇四 其の他のガス分離精製機
- 四〇一 氣體貯藏槽
- 四〇二 液體貯藏槽
- 四〇三 結晶機
- 四〇一 吸着機
- 四〇一 吸着機
- 四〇一 吸着機

骨粉再燒機、電極燒成爐及セメント、アルミナ等の  
回轉窯を含む

錠劑製造機、團鑽機、煉瓦製造機、硝子成型機等(水  
壓に依らざるもの)

空氣液化機を含む

グレイナを含む  
脱色機及脱臭機を含む

産業機械統制會(機器分類表)

五三九



中分類

製紙用ロール機  
製紙用巻取機  
特殊ポンプ

製紙用ロール機  
製紙用巻取機  
耐酸耐アルカリポンプ  
濃液ポンプ

特殊ダイヤフラムポンプ  
特殊高圧ポンプ  
エンケ式送風機  
特殊ガス送風機  
特殊氣體壓縮機  
膨脹機  
反應筒  
人絹用ノズル

特殊送風機  
特殊氣體壓縮機  
膨脹機  
部品

大分類 九、金屬工作機械にして切削研磨用のもの以外のもの及同部分品  
一 種 機 一 二 空 氣 機

備

考

ペーセントポンプ、タールポンプ、ビスコースポンプ等

ニ プ レ ス  
(非金屬用のものを合む)

一三 蒸 氣 機  
一四 落 槌 機  
一五 双 擊 槌  
一六 其の他の槌機  
一七 鍛造用水圧プレス  
一八 金屬押出用水圧プレス  
一九 金屬成型用水圧プレス  
二〇 金屬折曲用水圧プレス  
二一 型込鍛造機  
二二 鍛造ロール機  
二三 クランクプレス  
二四 フリクシヨンプレス  
二五 トッグルプレス  
二六 エキセンプレス  
二七 其の他の機械プレス  
二八 水 壓 伸 機  
二九 ロール伸機  
三〇 水 壓 成 型 機  
三一 分塊伸機

パネ槌、ベルト落槌、ロープ落槌、ムトン等

ニ 種 機

水 壓 伸 機  
水 壓 成 型 機  
分塊伸機

水壓伸油機等

電極成型機等



産業機械統制會（機器分類表）

中分類

（非金屬用のものを含む）

- 三二 板鋼 歴延機
- 三三 帶鋼 歴延機
- 三四 條鋼 歴延機
- 三五 管材 歴延機
- 三六 線材 歴延機
- 三七 其他の歴延機
- 四一 打貫機

鋼管歴延機を含む

（非金屬用のものを含む）

- 五一 直刃 剪斷機
- 五二 圓刃 剪斷機
- 五三 フライイングシヤー
- 五四 ホットソー
- 六一 打貫及剪斷機

（非金屬用のものを含む）

- 六 打貫及剪斷機
- 七 曲ロール
- 八 矯正機
- 九 曲ロール
- 一〇 管棒線條矯正機
- 一一 引張矯正機
- 一二 矯正ロール

備

考

（フローベッチ）

ナット製造機を含む  
製釘機を含む  
ローラ製造機を含む

二五 部品  
（非金屬用のものを含む）

- 九 屈曲機
- 一〇 引拔機
- 一一 折疊機
- 一二 折疊機
- 一三 製網機
- 一四 ボルト製造機及製鉄機
- 一五 部品
- 一六 部品
- 一七 部品
- 一八 部品
- 一九 部品
- 二〇 部品
- 二一 部品
- 二二 部品
- 二三 部品
- 二四 部品
- 二五 部品
- 二六 部品
- 二七 部品
- 二八 部品
- 二九 部品
- 三〇 部品
- 三一 部品
- 三二 部品
- 三三 部品
- 三四 部品
- 三五 部品
- 三六 部品
- 三七 部品
- 三八 部品
- 三九 部品
- 四〇 部品
- 四一 部品
- 四二 部品
- 四三 部品
- 四四 部品
- 四五 部品
- 四六 部品
- 四七 部品
- 四八 部品
- 四九 部品
- 五〇 部品
- 五一 部品
- 五二 部品
- 五三 部品
- 五四 部品
- 五五 部品
- 五六 部品
- 五七 部品
- 五八 部品
- 五九 部品
- 六〇 部品
- 六一 部品
- 六二 部品
- 六三 部品
- 六四 部品
- 六五 部品
- 六六 部品
- 六七 部品
- 六八 部品
- 六九 部品
- 七〇 部品
- 七一 部品
- 七二 部品
- 七三 部品
- 七四 部品
- 七五 部品
- 七六 部品
- 七七 部品
- 七八 部品
- 七九 部品
- 八〇 部品
- 八一 部品
- 八二 部品
- 八三 部品
- 八四 部品
- 八五 部品
- 八六 部品
- 八七 部品
- 八八 部品
- 八九 部品
- 九〇 部品
- 九一 部品
- 九二 部品
- 九三 部品
- 九四 部品
- 九五 部品
- 九六 部品
- 九七 部品
- 九八 部品
- 九九 部品
- 一〇〇 部品

産業機械統制會（機器分類表）

大分類 十、運搬機

一 一般工場用天井走行起重機



産業機械統制會（機器分類表）

中分類

小分類

備

五四四

考

- 一〇一 製鐵製鋼用天井走行起重機
  - 一〇二 其の他の特殊天井走行起重機
  - 一〇三 ジブ起重機
  - 一〇四 ロコモチブ起重機
  - 一〇五 救撈起重機
  - 一〇六 水平引込起重機
  - 一〇七 デリツク
  - 一〇八 門型起重機
  - 一〇九 壁起重機
  - 一〇一〇 塔型起重機
  - 一〇一一 ガントリ起重機
  - 一〇一二 ケーブル起重機
  - 一〇一三 テルハ
  - 一〇一四 浮起重機
  - 一〇一五 其の他の起重機
  - 一〇一六 單胴卷上機
  - 一〇一七 多胴卷上機
- 備  
 床工機及鑄入機を含む  
 懸吊型及超低速天井走行起重機等  
 橋梁架設機を含む  
 無限軌道起重機を含む
- 考  
 箱型起重機及チガーポストを含む  
 兩肢起重機を含む
- 可搬起重機、簡易荷揚機等  
 船用補機專業工場の製造する船用のものを除く以下  
 同じ

二卷上機

二〇一 多胴卷上機

三コンベヤ

- 二〇二 チエンプロック
- 二〇三 ウインチ
- 二〇四 キャブスタン
- 二〇五 揚 籠 機
- 二〇六 ホイスト
- 二〇七 其の他の卷上機
- 二〇八 ベルトコンベヤ
- 二〇九 エプロンコンベヤ
- 二一〇 スクリウコンベヤ
- 二一一 チエンコンベヤ
- 二一二 ローラコンベヤ
- 二一三 空気コンベヤ
- 二一四 其の他のコンベヤ
- 二一五 バケツエレベータ
- 二一六 特殊附屬品

揚貨機を含む  
 スキップホイストを含む  
 巻取機、集材機等

四エレベータ

- 三〇一 エレベータ
- 三〇二 自動階段
- 三〇三 可搬昇降機

シユート、フイダ、トリンマ其の他之に準ずるもの



産業機械統制會（機器分類表）

中分類

- 五 索 道
- 六 ジ ャ ッ キ
- 七 遷 車 臺
- 八 轉 車 臺
- 九 其の他の運搬機

小分類

- 五 一 索 條 架 空 索 道
- 五 二 軌 條 架 空 索 道
- 六 一 オイルジャッキ
- 六 二 スクリウジャッキ
- 六 三 ラチエットジャッキ
- 七 一 遷 車 臺
- 八 一 轉 車 臺
- 九 一 積 込 機
- 九 二 隨 揚 機
- 九 三 移 動 ホ ッ パ
- 九 四 ミ ュ ー ル
- 九 五 カ ー ダ ン バ
- 九 六 リフトトラック
- 九 七 其の他前記に類するもの

備

考

五四六

自動車用のものを除く以下同じ

輕軌條用のものを除く

大分類 十一、傳 導 裝 置

- 一 液體變速裝置
- 二 チ エ ン

造船統制會會員又は會員たる團體の團體員の製造する船用のものを除く  
ブツシユドチエン及ブツシユドロローラチエン

- 三 サイクロギヤ
- 四 調帶傳導裝置

- 二 一 サイレントチエン
- 二 二 リンクチエン

以上チエンは傳導用以外のものをも含み製鐵事業法の適用を受くる鍛鋼品、鑄鋼品、可鍛鑄鐵品、鑄鋼品、並に自動車用タイミングチエン及自轉車用チエンを除く

大分類 十二、汎用水力機

- 一 汎用ポンプ

- 一 一 渦卷ポンプ
- 一 二 軸流ポンプ
- 一 三 タービンポンプ
- 一 四 往復動ポンプ
- 一 五 汽動ポンプ
- 一 六 回轉ポンプ
- 一 七 深井戸ポンプ
- 一 八 其の他のポンプ
- 二 一 水 壓 機
- 二 二 水 壓 機 用 ポン 浦
- 二 三 蓄 勢 機

船用補機專業工場の製造する船用のものを除く以下同じ

齒車ポンプ、スクリウポンプ、ウエスコ型ポンプ等

大分類八又は九に屬するものを除く

産業機械統制會（機器分類表）

- 二 水 壓 機

五四七



産業機械統制會(機器分類表)

中分類 小分類

二 液壓整動機 三一 液壓整動機

大分類 十三、汎用風力機

一 汎用送風機 一二 遠心送風機

一二 ターボ送風機

一三 鋼板送風機

一四 多翼送風機

一五 軸流送風機

一六 其の他の送風機

二一 遠心壓縮機

二二 ターボ壓縮機

二三 軸流壓縮機

二四 回轉壓縮機

二五 往復動壓縮機

二六 其の他の壓縮機

二七 真空ポンプ

三一 空氣手ハンマ

二 氣體壓縮機

三 空氣機械

備

考

造船統制會會員又は會員たる團體の團體員の製造する船舶のものを除く

船舶補機專業工場の製造する船舶のものを除く以下同じ

船舶補機專業工場の製造する船舶のものを除く以下同じ

ニューマチックリベット、ランマ其の他に之に類するもの

大分類 十四、其の他の産業機械

一 容器製造機

一一 製罐機

一二 製箱機

一三 其の他の容器製造機

二 充填機

二一 充填機

二二 包裝機

二三 荷造機

三 塗附貼着機

三一 塗附貼着機

三二 裁刻機

六一 凸版印刷機

六二 平版印刷機

製袋機を含み織機及ミシンを除く

箱詰機を含む

標章裁刻機等  
凸版輪轉印刷機、二回轉凸版印刷機、停水圓筒凸版印刷機、平版凸版印刷機、乘車券印刷機等  
オフセット輪轉印刷機、オフセット印刷機、石版印刷機、減力印刷機等

産業機械統制會(機器分類表)



中分類

六三	凹版印刷機	九	燃焼装置
七一	活字鑄造機	八	製本機械
七二	凸版印刷用機械	七	製版用機械
七三	平版印刷用機械	六	印刷機
七四	凹版印刷用機械	五	製糖用機械
八一	斷裁機	四	製粉用機械
八二	其の他の製本機械	三	製紙用機械
九一	ストーカー	二	製糸用機械
九二	微粉炭燃焼装置	一	製糖用機械
九三	煤吹	〇	製糖用機械
九四	油燃焼機	二〇	フィルム穿孔機
二〇一	フィルム穿孔機	二一	噴霧機
二〇二	噴霧機	二二	淨水装置
二〇三	鹽素滅菌機	二三	特殊計重機
二〇四	其の他の淨水装置	二四	製革機
二〇五	特殊計重機		
二〇六	製革機		

備考

凹版輪轉印刷機、平動凹版印刷機、グラビヤ印刷機等

凸版校正刷機を含む  
平版校正刷機を含む

微粉炭製造機を含む

車輛又は車輛部分品專業工場の製造する車輛用のも  
のを除く

農機具に屬するものを除く

規格臺秤を除く

一五 容器洗淨機 一六一 容器洗淨機  
備考 專業工場とは當該工場に於ける當該物品の生産額が當該工場に於ける總生産額の八割以上を占むる工場を指すものとす

容器乾燥機を含む

四 役員氏名

會長	子爵 大河内正敏
理事長	氏家長明
理事	山岡祐章
理事	三村金之助
理事	楠本直美
理事	中安閑一
理事	山田紹之助
理事	杉政人
理事	田宮嘉右衛門
理事	櫻田壬午郎
理事	島山一清
理事	高尾直三郎
理事	大内愛七

東京都下谷區谷中清水町一(電・下谷四三七)
同 品川區北品川六ノ三四五(電・大崎三五二)
同 本郷區西片町一〇(電・小石川五九二)
同 杉並區上荻窪一ノ二〇二(電・荻窪三八九)
同 淺草區柳橋二ノ四(電・淺草九〇五)
同 牛込區戸山町三〇
同 澁橋區澁橋六〇八
(株式會社日本製鋼所社長)
(株式會社神戸製鋼所社長)
(株式會社櫻田機械製造所社長)
(株式會社荏原製作所社長)
(株式會社日立製作所副社長)
(株式會社新潟鐵工所社長)

産業機械統制會(役員氏名)



評議員	大倉發身
同	宇野澤辰次
同	久保田權四郎
同	船田要之助
同	郷古
同	荒木彦弼
同	安藤儀三
同	三村起一
同	關儀孝
同	長田清治郎
同	太田垣富三郎

- (月島機械株式會社會長)
- (株式會社宇野澤組鐵工所專務)
- (株式會社久保田鐵工所社長)
- (汽車製造株式會社社長)
- (三菱重工業株式會社社長)
- (株式會社石川島造船所社長)
- (安藤鐵工所)
- (住友機械工業株式會社專務取締役)
- (株式會社關機械製作所社長)
- (日本機械工業組合聯合會理事長)
- (日本鐵工製品工業組合聯合會專務理事)

### 五會員名簿

#### 目次

北海道・岩手縣・秋田縣	五五五
山形縣・福島縣	五五六
茨城縣・栃木縣・群馬縣・埼玉縣	五五八
東京都	五五九
神奈川縣	五五〇
新潟縣・富山縣	五五一
石川縣・長野縣・靜岡縣・愛知縣	五五二
三重縣・滋賀縣・京都府	五五三
大阪府	五五三
兵庫縣	五五三
鳥取縣・島根縣	五五三
岡山縣・廣島縣	五五三
山口縣・香川縣・愛媛縣	五五三
福岡縣	五五三
佐賀縣	五五三
鹿兒島縣	五五三



北海道

會員番號	會社名	住	所
三五六	株式會社清水鐵工	小樽市長橋町七一	所
三五七	合名會社豐平製鋼	札幌市豐平一條九ノ一一五	所
三五八	中山機械株式會社	同 北二條東一三ノ二六	所
三五九	函館船渠株式會社	函館市辨天町八八	所
三六〇	株式會社藤屋鐵工	札幌市北三條東一五ノ二六	所
三六一	本多鐵工	北海道札幌郡琴似町四五	所
三六二	株式會社本間製工	函館市新濱町二〇	所
三六三	株式會社夕張製工	北海道夕張市字日吉七	所
五八一	伊藤組鐵工部	札幌市北四條東八ノ三七八	所
五八二	茅野鐵工	釧路市入船町五ノ二	所
五八三	株式會社岸鐵工	小樽市眞榮町一〇	所
五八四	株式會社共立機械製作	同 奧澤町六ノ五五	所
五八五	株式會社工成	札幌市北一一東八ノ四	所
五八六	辻鐵工	小樽市砂留町三〇	所
三六四	株式會社岩手鐵工	盛岡市仙北町第六地割字西浦地一ノ一	所

三六五	株式會社秋木機械製作	能代市御指南町二三	所
三六六	合資會社田村鐵工	秋田縣北秋田郡山瀬村岩瀬字大柳三〇	場
三六七	東北重工業株式會社	秋田市川尻町字石倉向二二	所
五九六	秋田鑿井機械工業株式會社	同 寺内字將軍野一七ノ一〇	所
五九七	合名會社神田鐵工	秋田縣平鹿郡十文字町仁井田羽場大通西二八	所
五九九	山尾敬藏	秋田市土崎港相染町新田字ウケ堤二五	所
六〇一	株式會社吉田鐵工		所

山形縣	會社名	住	所
三六八	東北振興農機株式會社	山形市鐵砲町一〇〇	所
六〇六	東北振興精密機械株式會社	山形縣天童町二九〇五	所

福島縣	會社名	住	所
三六九	協三工業株式會社	福島市三河南町二三	所
三七〇	株式會社田邊製作	平市白銀町一四	所
三七一	東京鑛機株式會社	同 五ノ一五	所
三七二	株式會社濱津鐵工	郡山市字兵庫田四五	所
三七三	株式會社福島製工	福島市三河北町一	所
三七四	有限會社吉田製作	平市堂前二〇	所
六〇二	合資會社河田鐵工	同 彌宜町二	所
六〇三	合資會社佐藤鐵工	同 月見町二二	所

産業機械統制會(會員名簿)



産業機械統制會(會員名簿)

六〇四 帝國重工業有限會社 同 正月町三一  
六〇五 吉健鐵工所 同 長橋町六七

◇茨城縣  
三七五 小池鐵工所 茨城縣猿島郡古河町大字原四三八

◇栃木縣  
六一一 株式會社 昭和製作所 宇都宮市西原町四六〇

◇群馬縣  
三七六 株式會社 小島機械製作所 高崎市高砂町二五  
三七七 株式會社 小島鐵工所 同 歌川町八

◇埼玉縣  
三七八 金剛機械製作所 川口市青木町一ノ三七〇〇  
三七九 鐘淵デイズル工業株式會社 同 彌平町二五三

六二二 株式會社 小原製作所 埼玉縣足立郡蕨町一六八  
六二三 株式會社 關東機械製作所 川口市青木町二ノ三〇〇  
六二四 株式會社 田口機械製作所 川口市本町四ノ一六

六二五 中島製作所 同 仁志町一ノ七五八  
六二六 株式會社 永瀨鐵工所 同 本町一ノ二五〇  
六一七 森藤鐵工所 同 本町三ノ一六  
六二九 株式會社 伊東鐵工所 同 壽町二〇四

◇東京都

一〇一 株式會社 會田鐵工所 東京都城東區龜戸町七ノ二五  
一〇二 株式會社 青木ロール製造所 同 大島町三ノ二八

一〇三 朝木工業株式會社 同 城東區龜戸町八ノ一四  
一〇四 株式會社 朝倉製作所 同 龜町區丸ノ内二ノ二  
一〇五 合資會社 蘆澤鐵工所 同 京橋區銀座西二ノ五  
一〇六 株式會社 芦立鐵工所 同 大森區大森九ノ四七九六

一〇七 合資會社 あづまポンプ製作所 同 芝區濱松町一ノ九  
一〇八 合名會社 アボロ鐵工場 同 淀橋區下落合二ノ九〇九  
一〇九 株式會社 安藤鐵工所 同 京橋區月島東仲通五ノ五

一一〇 株式會社 赤阪鐵工所 同 同 銀座西五ノ三  
一一一 旭機械工業株式會社 同 大森區大森九ノ四四〇〇  
一一二 株式會社 阿部輸送機製作所 同 蒲田區仲六郷一ノ三  
一一三 株式會社 新井鐵工所 同 本所區江東橋二ノ一二

一一四 株式會社 池貝鐵工所 同 同 龜町區有樂町一ノ一一  
一一五 株式會社 石井鐵工所 同 同 同  
一一六 石川島芝浦タービン株式會社 同 同 丸ノ内二ノ二

一一七 磯村産業株式會社 同 同 芝區今入町三  
一一八 株式會社 伊藤製作所 同 同 足立區千住東三四

産業機械統制會(會員名簿)



會員名簿統制會(會員名簿)

一一九	いづみ工業所	東京都江戸川区喜田町二〇三六
一二〇	合資會社 稻垣鐵工所	同 深川區牡丹町三ノ一九
一二一	磐城炭礦株式會社	同 麹町區丸ノ内一ノ六〇一
一二二	株式會社 岩本鐵工所	同 牛込區矢來町一三一
一二三	合資會社 井上製作所	同 品川區東品川四ノ六
一二四	合資會社 岩田噴霧塗裝機製作所	同 澁谷區向山町三七
一二五	宇津宮鐵工所	同 葛飾區龜有町三ノ四六三
一二六	株式會社 宇野澤組鐵工所	同 澁谷區山下町六二
一二七	浦賀船渠株式會社	同 麹町區丸ノ内一ノ六
一二八	合資會社 畝岡製作所	同 品川區東品川四ノ四四
一二九	株式會社 江戸川機械工作所	同 江戸川區西一ノ江一三六一
一三〇	株式會社 荏原製作所	同 蒲田區羽田三ノ一三四一
一三一	株式會社 大浦製作所	同 江戸川區東小松川四ノ一五七七
一三二	大江工業株式會社	同 芝區芝浦二ノ三
一三三	株式會社 岡本鐵工所	同 世田谷區上馬町一ノ八四五
一三四	株式會社 大倉製作所	同 日本橋區通一ノ二ノ五
一三五	逢坂工業所	同 瀧野川區瀧野川町二二三三
一三六	株式會社 大澤プレス製作所	同 同 田端新町二ノ五三
一三七	株式會社 大島製作所	同 同 城東區大島町三ノ二五〇

一三八	大野化學機械株式會社	東京都日本橋區通一ノ二ノ五
一三九	大谷重工業株式會社	同 深川區毛利町五ノ一
一四〇	株式會社 大野製作所	同 芝區三田四國町二
一四一	株式會社 大塚工場	同 同 三田豐岡町六六
一四二	大野高壓揚水機株式會社	同 麻布區新廣尾町一ノ一一二
一四三	株式會社 小野田製作所	同 深川區扇橋二ノ二三
一四四	株式會社 王子鐵工所	同 王子區王子五ノ一三
一四五	日本油機製造株式會社	同 芝區田村町三ノ一
一四六	岡田索道株式會社	同 京橋區西八丁堀四ノ八ノ二
一四七	合資會社 鬼頭製作所	同 大森區大森四ノ三九
一四八	加賀野特殊唧筒製造株式會社	同 蒲田區糞谷町三ノ八八八
一四九	葛西プレス鐵工所	同 江戸川區東小松川四ノ一六七
一五〇	株式會社 門田鐵工所	同 品川區五反田一ノ四二二
一五一	金井工業株式會社	同 芝區田村町三ノ一
一五二	合資會社 金子工場	同 城東區龜戶町九ノ三〇九
一五三	株式會社 金子鑄鋼所	同 麹町區丸ノ内二ノ二
一五四	合資會社 龜戶機械製作所	同 城東區龜戶町六ノ一七五
一五五	株式會社 川口製作所	同 同 大島町五ノ二一五
一五五	關東築爐工機株式會社	同 日本橋區濱町一ノ一

産業機械統制會(會員名簿)



一五六	合資會社 川島鐵工所	東京都板橋區志村町一二六
一五七	關東鐵工株式會社	同 志村前野町一一八〇
一五八	菊池工業株式會社	同 京橋區月島通七ノ七
一五九	汽車製造株式會社	同 麹町區丸ノ内二ノ二
三八二	起重機工業株式會社	同 京橋區銀座西六丁目六ノ一
一六〇	合資會社 生成製作所	同 本所區石原町三ノ三一
一六一	株式會社 北豐島製作所	同 麹町區丸ノ内一ノ六
一六二	有限會社 北原プレス機械製作所	同 神田區岩本町一五
一六三	株式會社 木下商會	同 京橋區銀座西八ノ九
一六四	共立機械株式會社	同 城東區南砂町一ノ一〇二二
一六五	株式會社 京橋製作所	同 京橋區月島通九ノ一一
一六六	木村鐵工所	同 向島區吾儘町西四ノ四四
八三六	株式會社 國友鐵工所	同 日本橋區吳服橋一ノ一一國友第三ビル内
一六七	能澤機械株式會社	同 京橋區新富町三ノ一
一六八	合資會社 黒岩鐵工所	同 城東區南砂町三ノ三
一六九	合資會社 群馬機械製作所	同 荒川區尾久町六ノ六〇三
一七〇	株式會社 國末製作所	同 日本橋區通三ノ三
一七一	後藤鐵工所	同 蒲田區南六郷二ノ三
一七二	株式會社 江東工業所	同 江戸川區小岩町一ノ一三〇〇

一七三	小知和重工業株式會社	東京都京橋區木挽町一ノ二
一七四	株式會社 兒玉鐵工所	同 城東區北砂町一ノ五一
一七五	合名會社 小久保製作所	同 城東區大島町二ノ二九六
一七六	後藤鐵工所	同 麻布區新廣尾町三ノ一五九
一七七	株式會社 小島特殊機械製作所	同 蒲田區糝谷町二ノ五八七
一七八	株式會社 江東鐵工所	同 城東區龜戶町九ノ二四一
一七九	齋藤遠心機工業株式會社	同 蒲田區羽田一ノ一二六四
一八〇	齋藤常藏鐵工所	同 城東區大島町二ノ一〇九
一八一	株式會社 酒井製作所	同 蒲田區糝谷町四ノ一五七九
一八二	三榮化學機械製作所	同 麹町區丸ノ内二ノ八
一八三	株式會社 佐藤機械製作所	同 大森區道々橋町一八〇
一八四	齋藤鐵工所	同 品川區東品川四ノ四六
一八五	株式會社 礪原製作所	同 深川區扇橋三ノ二一
一八六	株式會社 サクシヨソノ瓦斯機關製作所	同 城東區南砂町七ノ七七
一八七	株式會社 櫻田機械製造所	同 同 北砂町六ノ五七
一八八	興國産業機械株式會社	同 同 龜戶町一ノ八三
一八九	株式會社 齋藤鐵工所	同 同 北砂町八ノ一一七
一九〇	合名會社 坂井鐵工所	同 葛飾區小谷野町二六一
一九一	株式會社 三榮精機製作所	同 神田區須田町二ノ二三



一九三	株式會社	三金	飯金	機械製作所	東京	江戶川區東小松川四ノ一九一三	
一九四	三平	工業	會社	所	同	王子區志茂町二ノ一二六〇	
一九五	三共	株式會社	所	同	同	日本橋區室町二ノ二ノ三	
一九六	株式會社	品川	鐵工	場	同	品川區南品川四ノ五五一	
一九七	芝浦	共同工業株式會社	所	同	同	京橋區銀座西五ノ二	
一九八	合資會社	芝	製作	所	同	芝區三田松坂町三六	
一九九	株式會社	清水	製作	所	同	蒲田區仲六郷二ノ一九	
二〇〇	株式會社	周工	製作	所	同	荒川區町屋三ノ一一〇九	
二〇一	株式會社	昭榮	機械製作	所	同	麹町區丸ノ内二ノ二	
二〇二	城東	鐵工	所	同	同	城東區南砂町八ノ二三〇八	
二〇三	合資會社	昭英	製作	所	同	日本橋區本石町四ノ六	
二〇四	株式會社	城南	機械工業製作	所	同	蒲田區西六郷三ノ二九	
二〇五	株式會社	湘南	製作	所	同	北多摩郡狛江村岩戸六〇五	
二〇六	合資會社	鈴木	機械製作	所	同	江戶川區東小松川四ノ一六三一	
二〇七	須賀	水壓器製造株式會社	所	同	同	城東區龜戸町六ノ八五	
二〇八	合名會社	鈴木	製作	所	同	品川區五反田一ノ四四四	
二〇九	株式會社	杉浦	鐵工	所	同	同	北品川五ノ四五五
二一〇	株式會社	鈴木	鐵工	所	同	城東區南砂町二ノ七五三	
二一一	株式會社	砂町	製作	所	同	江戶川區小島町二ノ二六八八	

二二二	角	鐵工	研究所	東京	都蒲田區菰中町三八八			
二二三	鈴木	糧食	研究所	同	目黒區自由ヶ丘三二七			
二二四	合資會社	鈴木	鐵工	所	同	葛飾區本田澁江町七二三		
二二五	株式會社	瀨川	鐵工	所	同	荒川區日暮里町一ノ一八八四		
二二六	石產	金屬工業株式會社	所	同	同	日本橋區通一ノ四ノ三		
二二七	株式會社	關	機械製作	所	同	城東區南砂町一ノ二八四		
二二八	株式會社	千駄木	機械製作	所	同	同	同	五ノ二一二三
二二九	株式會社	大成	製作	所	同	大森區大森九ノ四八二二		
二三〇	株式會社	大成	製作	所	同	京橋區京橋一ノ二		
二三一	株式會社	大東	工業	所	同	蒲田區南六郷三ノ一六ノ二		
二三二	日本	重工株式會社	所	同	同	板橋區志村前野町八八八		
二二三	高砂	鐵工株式會社	所	同	同	京橋區銀座四ノ三		
二三四	高田	鐵工株式會社	所	同	同	神田區花房町三		
二四五	株式會社	日曹	製作	所	同	麹町區大手町二ノ八(日曹ビル内)		
二四四	太陽	空氣機械株式會社	所	同	同	蒲田區今泉町三〇一		
二二五	大日本	機械工業株式會社	所	同	同	京橋區木挽町五ノ二		
二二六	株式會社	竹ノ内	鐵工	所	同	城東區南砂町九ノ二四七〇		
二二七	株式會社	玉川	製作	所	同	同	北砂町六ノ二一七	
二二八	株式會社	野鐵	工	所	同	蒲田區東六郷一ノ二四		
二二九	株式會社	野鐵	工	所	同	蒲田區東六郷一ノ二四		



二三〇	合名會社 谷 鐵 工 所	東京都板橋區板橋町八ノ四五七
二三一	株式會社 田 原 製 作 所	同 城東區龜戸町九ノ八七
二三二	合名會社 玉 木 鐵 工 所	同 同 七ノ一〇六
二三三	株式會社 田 中 鐵 工 所	同 本所區野川町三ノ六
二三四	多 摩 工 業 株 式 會 社	同 北多摩郡田無町二九二ノ四
二三五	田 尻 機 械 工 業 株 式 會 社	同 本所區大平町一ノ六
二三六	玉 村 式 索 道 株 式 會 社	同 深川區毛利町三二
二三七	中 央 冷 凍 工 業 株 式 會 社	同 麴町區丸ノ内二ノ二
二三八	株式會社 千代田機械製作所	同 豐島區池袋七ノ二〇〇三
二三九	月 島 機 械 株 式 會 社	同 京橋區月島通五ノ九
二四〇	塚 本 精 機 株 式 會 社	同 同 銀座西四ノ三
二四一	株式會社 堤 水 壓 機 製 作 所	同 深川區平井町三ノ二
二四二	株式會社 月 島 製 作 所	同 京橋區月島東伸通八ノ一二
二四三	株式會社 帝 國 鑿 岩 機 製 作 所	同 同 橫町二ノ七
二四四	株式會社 寺 澤 製 作 所	同 江戶川區平井町四ノ一八四五
二四五	株式會社 電 業 社 原 動 機 製 造 所	同 蒲田區桃谷町四ノ三〇一七
二四六	株式會社 東 亞 空 氣 機 械 製 作 所	同 同 澁谷區惠比壽通一ノ三七
二四七	株式會社 東 京 石 川 島 造 船 所	同 京橋區佃島五四
二四八	株式會社 東 京 化 鑛 機 製 作 所	同 同 江戶川區東小松川四ノ一九一九

二四九	株式會社 東 京 火 工 製 作 所	東京都深川區東陽町二ノ一七
二五〇	東 京 空 氣 工 業 株 式 會 社	同 荒川區日暮里町三ノ一四二
二五一	東 京 索 道 株 式 會 社	同 蒲田區古市町二九二
二五二	東 京 重 工 業 株 式 會 社	同 麴町區丸ノ内二ノ一二
二五三	石 川 機 械 製 造 株 式 會 社	同 向島區寺島町六ノ二八
二五四	株式會社 東 京 製 作 所	同 神田區美土代町一八
二五五	株式會社 東 京 龍 野 製 作 所	同 芝區芝浦二ノ三
二五六	東 京 鐵 工 株 式 會 社	同 城東區大島町七ノ八六九
二五七	東 京 動 力 機 械 製 造 株 式 會 社	同 目黒區清水町四二二
二五八	東 京 發 動 機 株 式 會 社	同 板橋區志村町一八〇三
二五九	株式會社 東 京 板 金 工 業 機 械 製 作 所	同 蒲田區西六郷一ノ五
二六〇	株式會社 利 根 ボ ー リ ン グ	同 目黒區下目黒一ノ九八
二六一	株式會社 巴 組 鐵 工 所	同 京橋區月島東河岸通九ノ四
二六二	株式會社 友 野 鐵 工 所	同 芝區高濱町八
二六三	東 洋 昇 降 機 株 式 會 社	同 蒲田區仲六郷一ノ六
二六四	株式會社 東 洋 化 工 機 製 作 所	同 王子區志茂町一ノ一一一〇
二六五	東 洋 機 械 製 造 株 式 會 社	同 深川區平井町三ノ二
二六六	東 洋 鋼 材 株 式 會 社	同 麴町區有樂町一ノ一〇
二六七	東 京 熱 工 株 式 會 社	同 同 京橋區築地四ノ八



産業機械統制會(會員名簿)

二六八	東洋酸素機械株式會社	同	東京都荏原區小山町一ノ三八〇
二六九	中尾機械製作所	同	荒川區南千住町五ノ五三
二七〇	株式會社中島鐵工所	同	城東區南砂町二ノ六五五
三八九	株式會社中島製作所	同	京橋區銀座西二ノ三
二七一	保全合資會社中橋ロール重機製造所	同	本所區柳原町八ノ三
二七二	合名會社中村製作所	同	向島區寺島町八ノ五
二七三	株式會社名取製作所	同	蒲田區萩中町一四五
二七四	株式會社奈良機械製作所	同	品川區大井鯉洲町八〇
二七五	南北工業藥社	同	蒲田區南六郷一ノ二一二
二七六	株式會社新鴻鐵工所	同	麴町區丸ノ内三ノ四
二七七	合資會社日興	同	京橋區銀座西八ノ七ノ一〇
二七八	日産化學工業株式會社	同	芝區田村町一ノ二
二七九	日東機械工業株式會社	同	大森區大森二ノ四五
二八〇	日本乾燥機株式會社	同	瀧野川區上中里町二九八
二八一	日東製機株式會社	同	城東區大島町一ノ一八八
二八二	株式會社日本遠心機製作所	同	大森區大森三ノ三〇一
二八三	日東水壓工業株式會社	同	麴町區丸ノ内二ノ一八
二八四	株式會社日本起重機製作所	同	蒲田區糀谷町五ノ一二八五
二八五	日本鋼管株式會社	同	麴町區丸ノ内一ノ一〇ノ五

二八六	日本鑿泉探鑽株式會社	同	東京都京橋區京橋二ノ八
二八七	日本眞空精機株式會社	同	荏原區豐町三ノ二七四
二八八	日本蒸溜工業株式會社	同	澁谷區千駄ヶ谷四ノ七七五
二八九	日本ステンレス株式會社	同	日本橋區江戸橋一ノ一五
二九〇	日本水壓機械株式會社	同	品川區東品川五ノ三三
二九一	日本精機製造所	同	王子區赤羽二ノ七〇四
二九二	株式會社日本製鋼所	同	麴町區丸ノ内一ノ二
二九三	株式會社日本鍛造機製作所	同	蒲田區糀谷町四ノ一四五五
二九四	日本鑄造株式會社	同	麴町區丸ノ内一ノ六
二九五	日本燃燒機製造株式會社	同	下谷區上車坂町二九
二九六	日本不銹鋼工作株式會社	同	蒲田區下丸子町五一
二九七	日本ペークライト株式會社	同	日本橋區室町二ノ二三
二九八	日本理化工業株式會社	同	京橋區銀座三ノ三ノ四
二九九	日本曹達株式會社	同	麴町區大手町二ノ八
三〇〇	株式會社濱田工場	同	城東區龜戶町一ノ九三
三〇一	早川組鐵工所	同	蒲田區南六郷二ノ二六
三〇二	合資會社半田ボンプ製作所	同	本所區堅川四ノ一ノ二
三〇三	株式會社島津計器製作所	同	蒲田區下丸子町一八七
三〇四	株式會社日立製作所	同	麴町區丸ノ内二ノ一二

産業機械統制會(會員名簿)



産業機械統制會(會員名簿)

三〇五	藤本鐵工所	東京都板橋區板橋町一〇ノ一〇〇
三〇六	株式會社藤田機械製作所	同 本所區菊川二ノ一七
三〇七	株式會社富士鐵工所	同 京橋區橫町二ノ三ノ一
三〇八	合名會社藤井鐵工所	同 城東區北砂町五ノ七六
三〇九	合資會社深川鐵工所	同 深川區新大橋一ノ一九
三一〇	古河鑛業株式會社	同 麴町區丸ノ内二ノ八
三一〇	株式會社北條鐵工所	同 品川區東品川五ノ三六
三一〇	株式會社法專鐵工所	同 麴町區丸ノ内二ノ一八
三一三	本所機械製作所	同 本所區橫川橋五ノ四
三一四	株式會社前川製作所	同 深川區牡丹町三ノ一九ノ四
三一五	株式會社前田鐵工所	同 足立區千住曙町一六二九
三一六	松浦高壓機械株式會社	同 大森區堤方町二五六
三一七	合資會社增島工作所	同 城東區南砂町七ノ七八三
三一八	合資會社榊田商會製作所	同 芝區新堀町三九
三一九	丸機株式會社	同 京橋區新佃島西町二ノ二五
三二〇	株式會社前畑製作所	同 深川區毛利町一八
三二一	株式會社丸善鐵工所	同 城東區大島町五ノ二一五
三二二	株式會社松田製作所	同 蒲田區糺谷町二ノ四四一
三二三	株式會社丸鐵工所	同 深川區毛利町二ノ六

産業機械統制會(會員名簿)

三二四	株式會社松田製作所	東京都城東區南砂町二ノ八六八
三二五	株式會社增野製作所	同 荒川區三河島町二ノ一一〇七
三二六	株式會社丸二製作所	同 本所區石原町二ノ二三
三二七	滿留安機械工業株式會社	同 京橋區京橋三ノ二
三二七	三井鑛山株式會社	同 日本橋區室町二ノ一ノ一
三二八	三井造船株式會社	同 同 二ノ一
三二九	株式會社三澤鐵工場	同 品川區南品川四ノ五八〇
三三〇	株式會社南千住製作所	同 荒川區南千住八ノ八〇
三三一	株式會社御法川工場	同 小石川區初音町四
三三二	三菱化工機株式會社	同 麴町區丸ノ内二ノ四
三三四	三菱電機株式會社	同 同
三三五	株式會社宮地鐵工所	同 城東區南砂町九ノ二四七〇
三三六	宮原機械株式會社	同 同 一 大島町六ノ七五〇
三三七	株式會社三豐製作所	同 麴町區丸ノ内二ノ二ノ一
三三八	株式會社牟田鑄工所	同 品川區五反田一ノ四二五
三三九	株式會社名機製作所	同 麴町區丸ノ内三ノ一二
三四〇	山越機械株式會社	同 蒲田區東六郷三ノ七
三四一	株式會社山崎鐵工所	同 神田區旅籠町一ノ七
三四二	株式會社山本鐵工所	同 麴町區丸ノ内三ノ八



産業機械統制會(會員名簿)

三四三	ヤマト試維機製作株式會社	同	東京都城東區南砂町三ノ一四二一
三四四	山本輸送機製造株式會社	同	蒲田區荻中町五八九
三四五	鎗屋粉碎機製作所	同	芝區三田松坂町三六
三四六	橫山工業株式會社	同	麴町區內幸町二ノ八
三四七	株式會社 吉池機械製作所	同	蒲田區南六郷一ノ二二ノ二
三四八	芳澤化學工業株式會社	同	江戸川區逆井一ノ五
三四九	理研空氣機械株式會社	同	蒲田區南六郷二ノ七ノ二
三五〇	理研工業株式會社	同	小石川區春日町一ノ一
三五〇	理研製機株式會社	同	日本橋區兜町二ノ一七
三五二	理研電機製造株式會社	同	同
三五三	株式會社 六王製作所	同	蒲田區矢口町五七七
三五四	株式會社 若松服部製作所	同	日本橋區江戸橋三ノ五
三五五	株式會社 渡邊製鋼所	同	蒲田區糀谷町五ノ一三四七
五〇八	鋼生產業株式會社	同	京橋區京橋一ノ二
五一〇	株式會社 多々良製作所	同	麴町區丸ノ内二ノ一八 康徳會館
五一六	合名會社 石川鐵工所	同	本所區龜澤町二ノ五
五一八	株式會社 小美野製作所	同	杉並區香掛町二一〇
五一九	海國製鎖株式會社	同	城東區北砂町七ノ二〇六
五二〇	栗林製作所	同	本所區江東橋一ノ四

五二一	高速機關工業株式會社	同	東京都品川區東品川五ノ五〇
五二二	株式會社 近藤製作所	同	同 四ノ一〇六
五二三	齋藤鐵工所	同	深川區千石町二ノ六
五二四	株式會社 昭和遠心機製作所	同	向島區寺島町一ノ一六
五二五	株式會社 關鐵工所	同	芝區白金志田町七〇
五二六	田代理溫機工業株式會社	同	京橋區橫町二ノ七
五二七	巽工業株式會社	同	麴町區丸ノ内一ノ六
五二八	田中ビストンリソグ株式會社	同	同 有樂町一ノ五日本工業館內
五二九	株式會社 大門製作所	同	芝區芝公園第一一號地
五三〇	株式會社 帝國機械工業所	同	大森區堤方町二二二
五三一	東京空氣機械製造株式會社	同	蒲田區糀谷町五ノ一二五二
五三二	東京製作所	同	目黒區下目黒四ノ九五五
五三三	東京自動機株式會社	同	荒川區町屋三ノ一一二七
五三四	株式會社 日本エヤー機關製作所	同	本所區龜澤町四ノ九
五三五	日本ビストンリソグ株式會社	同	芝區新樓田町一七
五三六	深尾機械株式會社	同	蒲田區南六郷一ノ四三
五三七	株式會社 フシマン製作所	同	品川區大井伊藤町五六八一
五三八	富士電爐工業株式會社	同	豐島區高田南町一ノ一九五
五三九	三河工業株式會社	同	向島區吾嬬町東五ノ九〇

産業機械統制會(會員名簿)



産業機械統制會(會員名簿)

五四〇	株式會社 明電	東京品川區東大崎二ノ二七六
五四一	株式會社 目黒製作所	同 大崎本町三ノ五七五
五四二	大和機械株式會社	同 深川區枝川町二ノ一
五四三	若林重工業株式會社	同 足立區島根町九四七
五四四	理研特殊機械株式會社	同 澁野川區昭和町二ノ六九
五四五	昭和電工株式會社	同 京橋區寶町一ノ七
五五七	板矢精機製作所	同 葛飾區青戸町二ノ二八四
五五八	中島製作所	同 足立區本木町二ノ二二〇四
◇神奈川縣		
三三三	三菱重工業株式會社橫濱造船所	橫濱市中區綠町三ノ四
三八〇	朝木工業株式會社	同 神奈川區神ノ木町一一
三八三	東洋汽船株式會社	同 磯子區磯子町一
三八四	日本燃化機製造株式會社	川崎市櫻木町二ノ一九
三八六	富士電機製造株式會社	同 田邊新田一
六一八	芦分鐵工所	同 見染町一三八
六一九	川崎鐵工株式會社	同 濱町四ノ三七
六二〇	川添鐵工所	橫濱市神奈川區南幸町二ノ一八
六二一	關東特殊製鋼株式會社	藤澤市辻堂一一〇
六二二	京濱機械株式會社	川崎市京町一ノ二九

六二三	橫濱重工業株式會社	橫濱市神奈川區守屋町一ノ三
六二四	東洋內燃機株式會社	川崎市市之坪五八一
六二五	株式會社 直喜鑄鋼鐵工所	同 見染町一〇〇
六二六	日本鍊鋼株式會社	藤澤市藤澤二二三三
六二七	日本開發機製造株式會社	橫濱市鶴見區市場町一一五〇
六二八	福西製作所	川崎市大師河原二四八六
六三〇	合名會社 佐久間鑄工所	橫濱市鶴見區寬政町一五

◇新

三八七	有限會社 大原鐵工所	長岡市城岡町二三
三八八	合資會社 田邊製作所	新潟縣西頸城郡青海町大字青海二一四五
三九〇	新津製作所	同 中蒲原郡新津町大字新津五六五
三九一	株式會社 日本機械製作所	長岡市西神田町二ノ一七五一
三九二	日本重工業株式會社	同 藏王町四〇五
三九三	北越工業株式會社	新潟縣西蒲原郡地藏堂町大字大武新田一一三
六四一	合名會社 西川商店	柏崎市大字比角一五三
六四二	西山鐵工鑄造株式會社	新潟市川端町六ノ四四
六四三	株式會社 土屋鐵工所	同 沼垂五三七〇

◇富

三九四	佐藤工業株式會社	富山市總曲輪二〇三
-----	----------	-----------

産業機械統制會(會員名簿)



三九五 合名會社 長柄鑄造鐵工所  
六四四 株式會社 佐賀造船鐵工所  
六四五 株式會社 百谷鐵工所

◇石川縣

三九六 株式會社 小松製作所  
三九七 大同工業株式會社  
五四六 高田精工株式會社

◇長野縣

三九八 株式會社 羽生田鐵工所

◇靜岡縣

四〇〇 合資會社 鈴與機械製作所  
四〇一 株式會社 山本製作所  
六五一 伊藤鐵工所  
六六四 株式會社 三丸鐵工所

◇愛知縣

四〇二 金城工業株式會社  
四〇三 金城鑿岩機製造株式會社  
四〇四 株式會社 久保田製作所  
四〇五 後藤機械製造株式會社

高岡市江尻四一  
同 射水郡新港町六渡寺一二〇七  
富山市清水一〇七

小松市八日市町地方五  
石川縣江沼郡三木村宇懸坂イノ一九七  
金澤市中村町八ノ一六

長野縣上高井郡須坂町大字須坂一、二三三

清水市入江一四〇二  
沼津市我入道江川町一五ノ七  
清水市清開一三九  
沼津市三枚橋日之出町二五四

名古屋港區稻永町新田字上六七五  
同 南區江戶町三ノ三五  
同 中區流町七  
同 中川區四女子町裏二〇

四〇六 株式會社 寺本製作所

四〇七 日本特殊陶業株式會社

六五二 飯田商會製作所

六五三 伊藤ボンプ製作所

六五四 株式會社 栗田鑿岩機製作所

六五六 株式會社 川本第一工作所

六五七 熊谷鐵工所

六五八 合資會社 佐々木工作所

六五九 株式會社 三龍

六六〇 新興鑿岩機製作所

六六一 神野製作所

六六二 日本碍子株式會社

五四七 株式會社 三宅川鐵工所

◇三重縣

六六三 松井鐵工所

◇滋賀縣

七〇一 藤田製作所

◇京都府

四〇八 合名會社 菊水製作所

名古屋市中村區竹橋町二ノ七二

同 昭和區堀田通一ノ一七

同 中區東古渡町三ノ三七

同 熱田區四番町七ノ二二二

同 昭和區瑞穂町鹽田四八

同 熱田區櫻田町四七

同 熱田東町神明前五七

同 同 一番町五ノ三六二

岡崎市上六名町字宮前二二

名古屋千種區中道町二ノ九五

同 東區杉村町八ノ一〇

同 昭和區堀田通二ノ一

同 港區玉船町二ノ一

宇治山田市大字竹鼻七〇

滋賀縣神崎郡八日市町川合寺四一〇

京都市中京區西ノ京上合町二四ノ三



四〇九	京都機械株式會社	京都市下京區吉祥院船戶町五〇
四一〇	株式會社島津製作所	同 中京區西ノ京桑原町一八
四一一	株式會社米花製作所	同 下京區吉祥院八反田町二九
七〇二	京阪機工株式會社	同 伏見區桃山彈正島二四
五四八	不二工業株式會社	同 相樂郡柏町上字學校六
◇大阪府		
四一二	株式會社朝日工業社	大阪市北區中之島四ノ二四
四一三	株式會社旭鐵工所	同 大淀區長柄濱通二ノ一
四一四	安治川亞鉛鐵工株式會社	同 港區石田町二ノ三七ノ三
四一五	安全索道株式會社	同 東區今橋二ノ一
四一七	株式會社牛尾製作所	同 西淀川區佃町九〇三
四一八	瓜生製作株式會社	同 東成區深江中四ノ二二
四一九	株式會社榎本鑄造鐵工所	同 福島區大開町三ノ六四
四二〇	株式會社大阪機械製作所	同 西淀川區佃町二ノ八
四二一	大阪機工株式會社	同 大淀區豐崎西通一
四二二	大阪金屬工業株式會社	堺市耳原町一三一〇
四二三	大阪重工業株式會社	大阪市西淀川區野里町三七七
四二四	大阪製鋼株式會社	同 西島町九三
四二五	大阪製鎖造機株式會社	同 此花區四貫島笹原町一

四二六	株式會社大阪鐵工所	大阪市南區長堀橋筋一ノ三
四二七	大阪燃燒工業株式會社	同 北區曾根崎上三ノ三〇
四二八	株式會社大阪鍍金機械製作所	同 西淀川區御幣島町二三
四二九	株式會社大阪プレス製作所	同 西成區出城通四ノ六
四三〇	ワサメ化學機械株式會社	同 西淀川區福町六九
四三三	株式會社楠木機械製作所	同 此花區傳法町北三ノ二八
四三四	株式會社久保田鐵工所	同 浪速區船出町二ノ二二
四三五	株式會社栗本鐵工所	同 大正區新炭屋町七七
四三六	興亞工業株式會社	同 北區堂島濱通一ノ一五
四三七	國光製鎖鋼業株式會社	同 住吉區濱口町四四五
四三八	壽重工業株式會社	同 北區曾根崎上二ノ四八
四三九	株式會社酒井鐵工所	同 西成區津守町三一
四四〇	株式會社坂口機械製作所	同 西淀川區御幣島町一五八
四四一	株式會社昭和起重機製作所	同 西成區津守町八五
四四二	住友金屬工業株式會社	同 此花區島屋町三七
四四四	大日本セルロイド株式會社	堺市七道西町二一七
四四六	株式會社田中機械製作所	同 港區市岡濱通三ノ二〇
四四七	株式會社谷山鐵工所	同 旭區野江東之町二ノ一
四四八	株式會社田村機械製作所	大阪市城東區中宮町三一六



四四九	株式會社 千代田製作所	大阪市西淀川區御幣島町一三〇七
四五〇	株式會社 株本チエン製作所	同 城東區鶴見町六二〇
四五一	津守造機株式會社	同 西成區津守町八六七
四五二	德永硝子株式會社	同 福島區新家町一ノ八八
四四三	株式會社 東洋工業製作所	同 東淀川區野中南通三ノ一三ノ四
四四四	東洋重工業株式會社	同 此花區四貫島大通一ノ一〇
四四五	東洋チエン株式會社	同 大淀區本庄東通一ノ三
四五六	株式會社 東洋鐵工所	同 港區繁榮町一ノ一四四
四五七	株式會社 西島製作所	同 大阪府三島郡富田町一七三
四五八	株式會社 中島製作所	同 大阪市西區九條南通一ノ一四六
四五九	株式會社 中山製鋼所	同 大正區船町三
四六〇	浪速機械株式會社	同 東淀川區三津屋南通四ノ一〇
四六一	株式會社 西山鐵工所	同 此花區朝日橋通一ノ一二
四六二	株式會社 日本化學機械製作所	同 西淀川區姫島町一五〇
四六三	日本化學機械製造株式會社	同 福島區海老江上四ノ一二
四六四	日本橋梁株式會社	同 大淀區長柄濱通一ノ一
四六五	日本鍛壓機械株式會社	同 西淀川區佃町一三〇
四六六	株式會社 日本プレス製造所	同 岸和田市大字下松二七二
四六七	株式會社 長谷川鐵工所	大阪市港區市岡元町二ノ四〇

四六八	株式會社 長谷部機械工作所	大阪市西淀川區御幣島町一〇五
四六九	發動機製造株式會社	同 大淀區大仁東二ノ三
四七〇	株式會社 藤永田造船所	同 住吉區柴谷町四四
四七一	皮辰工業株式會社	同 西淀川區佃町三ノ一二四
四七二	前田機械株式會社	同 西區立賣堀北通一ノ一〇
四七三	増成動力工業株式會社	同 同 江戸堀土通一ノ二五
四七四	松下電器株式會社	同 大阪府北河內郡門真町一〇〇六
四七五	株式會社 三國鐵工所	同 大阪府東淀川區三國本町六二
四七六	山川重壓機工業株式會社	同 大阪府中河內郡龍華町大字龜井七〇〇
四七七	大阪鑄物株式會社	同 大阪市西淀川區加賀島町八〇一
四七八	大和重機製鋼株式會社	同 同 佃町一一九五ノ一
四七九	矢野俊鐵工所	同 港區湊屋町一ノ二
四八〇	株式會社 淀川製鋼所	同 西淀川區百島町五一
四八一	株式會社 淀川ポンプ製作所	同 同 姫島町一〇〇
四九五	山岡内燃機株式會社	同 北區茶屋町六二
五四九	株式會社 北川機械製作所	同 同 佃町七九七
五五〇	大同製機株式會社	同 同 加島町八二八
五五一	日本生産工業株式會社	同 堺市材木町西二ノ一四
五五二	日本耐酸機械工業株式會社	大阪市東淀川區小松南通一ノ一二



五五三	合資會社	山岡鐵工所	大阪市福島區大開町一ノ一〇五	
七〇三	青木製作所	同	東成區大今里七六八ノ四四	
七〇五	合資會社	朝日化學機械製作所	同	東淀川區十三西之町一ノ二〇三
七〇六	新井製作所	同	西成區津守町四三二	
七〇七	朝日機械製作所	同	城東區古市南通二ノ六一二	
七〇八	天野商店株式會社	同	西區西道頓堀通三ノ三二	
七一〇	株式會社	愛宕製作所	同	大正區大正通一ノ二五
七一一	合資會社	池製作所	同	港區西田中町四ノ五
七一二	泉尾鐵工株式會社	同	大正區泉尾上通五ノ一六	
七一三	合資會社	池内鐵工所	同	福島區新家町二ノ三
七一四	井上金屬工業株式會社	同	都島區北通一ノ一五	
七一五	今泉工業所	同	西淀川區御幣島町五二	
七一六	株式會社	植田機械工作所	同	大淀區大仁西一ノ三五
七一七	株式會社	梅田製鋼所	同	大淀區長柄濱通一ノ六
七一八	植田鐵工所	同	西成區津守町三六三	
七一九	株式會社	江崎鐵工所	同	西淀川區御幣島町二四五
七二〇	櫻本鐵工所	同	大正區泉尾中通一ノ一五	
七二一	岡崎製作所	同	西淀川區佃町一八〇	
七二二	岡本製作所	同	東淀川區三津屋南通三ノ三	

七二三	株式會社	大阪工機製作所	大阪市城東區今福中三ノ一二	
七二四	合名會社	小野鐵工所	同	港區繁榮町二ノ三
七二五	株式會社	大阪共範製作所	同	東淀川區三津屋南通六ノ五
七二六	大原ボンプ製作所	同	同	西區北境川町二ノ四五
七二七	株式會社	大阪高尾鐵工所	同	大阪府豐能郡庄内町庄本六二〇
七二八	合資會社	大阪ボイラー製作所	同	大阪市西淀川區加島町八〇五ノ一
七二九	大阪脫水機械製造所	同	同	北區國分寺町四一
七三〇	株式會社	大阪送風機製作所	同	西成區津守町四三五ノ一
七三一	株式會社	加地鐵工所	同	堺市三寶町二ノ二一
七三二	川井鐵工所	同	同	大阪市西區九條南通四ノ三三三
七三三	木本鐵工株式會社	同	同	東淀川區加島町一二二〇
七三四	共同機械製作所	同	同	福島區浦江上二ノ一〇
七三五	楠田鐵工所	同	同	東淀川區田川通五ノ八八
七三六	株式會社	熊本製作所	同	大正區南恩加島一ノ二三
七三七	栗田機械製作所	同	同	西區九條南通四ノ三三四
七三八	株式會社	くろがね工作所	同	北區濱崎町一九
七三九	株式會社	黒瀬工業所	同	港區三先町五ノ八三
七四〇	黒田金床製造所	同	同	住吉區嬰木町九
七四一	國產機械株式會社	同	同	福島區對込町一



産業機械統制會(會員名簿)

七四二	近藤鐵工所	大阪市大正區泉尾濱通三ノ五〇
七四三	株式會社 越原鐵工所	同 西成區長橋通八ノ一六
七四四	齋藤鐵工所	同 都島區赤川町一八五
七四五	合資會社 佐野鐵工所	同 福島區海老中一ノ一二六
七四六	株式會社 坂田保之助商店	同 同 佃島五ノ六一五
七四七	合名會社 颯波鐵工所	同 大淀區中津濱通三ノ六
七四八	三黃機械製作所	同 西區立賣堀南通四ノ九
七四九	合名會社 山陽鐵工所	同 西區北境川四ノ七
七五〇	株式會社 四宮鐵工所	同 西淀川區野里町七二
七五一	島シヤリング機製作所	同 港區南境川町四ノ二七
七五二	株式會社 神藤ポンプ製作所	吹田市大字東九七
七五三	住田送風機株式會社	大阪市西區立賣堀北通六ノ四
七五四	トキワ造機合名會社	同 東成區東今里町一ノ二九
七五五	株式會社 第一鐵工所	同 大正區鶴町一ノ二
七五六	太洋鑄機株式會社	大阪市東淀川區宮原町四五五
七五七	高木鐵工所	大阪府中河內郡龍華町太子堂五八九ノ一
七五八	高瀬鐵工所	同 大阪市西淀川區佃町一〇五〇
七五九	龍頭鐵工所	同 東成區深江中六ノ四
七六〇	竹口鐵工所	同 城東區關目町四四八ノ一

七六一	田邊空氣機械製作所	同 浪速區櫻川町四ノ一三九四
七六二	株式會社 田村セイコーチエン製作所	同 大淀區豐崎西通三ノ五八
七六三	第一鋼業ロール製作所	同 西成區津守町一七四
七六四	大阪東亞金屬株式會社	同 西淀川區佃町五ノ二九
七六五	株式會社 帝國機械製作所	同 同 野里町九八
七六六	出坂鐵工所	同 城東區放出町三八五
七六七	株式會社 帝國鑄鋼所	同 西淀川區姫島町一五六四
七六八	株式會社 東亞鐵工所	同 此花區西九條濱通一〇
七六九	東邦鐵工株式會社	同 西區京町堀上通五ノ二六
七七〇	株式會社 特機製作所	同 東成區大今里本町五ノ八一
七七二	株式會社 東洋鑄造鐵工所	同 浪速區反物町一三五二
七七三	株式會社 中山工業所	同 東淀川區野中南通三ノ一八
七七四	合名會社 中元鐵工所	同 浪速區反物町一三二二
七七五	株式會社 日本鐵工所	同 大阪府中河內郡久寶寺村字久寶寺八八三
七七六	八州鐵工株式會社	同 大阪市東淀川區加島町一三七〇
七七七	日新機械工業株式會社	同 東區南久太郎町二丁目阿部市ビル
七七八	株式會社 日本チャンピオン送風機製造所	同 東淀川區下新庄町八〇二
七七九	野江工業所	同 西淀川區野里町七九四
七八〇	野中鐵工所	同 西成區姫松通五ノ二二

産業機械統制會(會員名簿)



産業機械統制會(會員名簿)

七八一	合名會社 野間鐵工所	大阪市大正區泉尾竹之町一ノ三〇
七八二	野依發動機工作所	同 東淀川區三津屋北通四ノ二九
七八三	則武鐵工所	同 大正區泉尾松之町二ノ一六
七八四	株式會社 長谷川製作所	同 大淀區大仁本町三ノ一九
七八五	株式會社 羽路鐵工所	同 北區浮田町二一
七八六	株式會社 長谷鐵工所	同 西區本田三番町四一
七八七	濱田送風機株式會社	同 東淀川區新高町南通三ノ二二
七八八	株式會社 長谷川ポンプ工業所	同 同 十三西之町五ノ七
七八九	東田製鐵工作所	同 都島區赤川町九九二
七九〇	平川鐵工所	同 大淀區大仁西二ノ一ノ三
七九一	平野ポンプ製造株式會社	同 東住吉區平野濱町二ノ一七
七九二	藤村機械製造株式會社	同 福島區江成町一七六
七九三	合資會社 藤原鐵工所	同 都島區赤川町一二四
七九四	株式會社 增田機械工業所	同 西淀川區福町一二九
七九五	株式會社 松原鐵工所	同 大阪府中河內郡加美村神明町四丁目
七九六	松田唧筒製作所	同 大淀區浦江北四ノ一
七九七	松村工作所	同 此花區恩貴島南之町一七六
七九八	株式會社 マルミ鐵工所	同 西區九條南通三ノ二六一
七九九	南鐵工所	同 泉南郡貝塚町四五二

八〇〇	合名會社 三宅機械工作所	大阪府布施市横沼三ノ一六二六
八〇一	株式會社 宮崎鐵工所	大阪市西成區津守町三五二
八〇二	宮下脫水機製造所	同 都島區赤川町一〇三三
八〇三	株式會社 村上製作所	同 西淀川區御幣島町二七二ノ一
八〇四	合資會社 村川製作所	同 東淀川區西大道町七四五
八〇五	村山機械製作所	同 港區市岡濱通五ノ七九
八〇六	明治機械製作所	同 東淀川區元今里北通三ノ三二
八〇七	森田鐵工工作所	同 福島區江成町一八六
八〇八	森鐵工所	同 西成區長橋通二ノ二三
八〇九	山科鐵工所	同 西成區津守町二二五
八一〇	合名會社 山根製作所	同 港區池島町一ノ三一
八一	昭和水壓工業株式會社	同 東淀川區田川通三ノ七
八一二	株式會社 吉田商工部	同 東成區大今里町五七四
八一三	株式會社 渡邊製作所	同 大正區泉尾梅之町二ノ五
八一四	株式會社 岡田鐵工所	同 同 港區新池田町二ノ五
八三一	株式會社 大阪製作所	同 布施市御厨九五
八三二	帝國起重機株式會社	同 大阪市東淀川區加島町二三二
八三三	景山鐵工所	同 同 西成區津守町二ノ二
八三四	汽罐部品製造株式會社	同 同 堺市遠里小野町三ノ一六
八三五		

産業機械統制會(會員名簿)